

< 案 >

一般廃棄物処理基本計画

大津 H E A R T プラン

令和 4 年度～令和 12 年度

【 後 期 計 画 】

(ごみ処理基本計画)

(食品ロス削減推進計画)

(生活排水処理基本計画)

令和 8 年 12 月

大 津 市

目次

第1章 計画改定にあたって	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け及び性格	2
第3節 諸計画との関係	3
1. 大津市総合計画基本構想	3
2. 大津市環境基本計画（第3次）	4
第4節 計画目標年次	6
第2章 地域の概況	7
第1節 大津市の特性	7
1. 地勢	7
第2節 社会環境	8
1. 人口及び世帯数の状況	8
2. 経済、産業の状況（産業別就業者数等）	10
3. 土地利用の状況	11
第3章 ごみ処理の現況調査と評価	13
第1節 ごみ処理体系の概要	13
1. ごみ処理フロー	13
第2節 収集運搬の現況	15
1. 収集体制の状況	15
第3節 ごみの性状及び発生量	17
1. ごみ排出量の推移	17
2. ごみ排出量原単位の推移及び比較	19
3. ごみの性状	20
第4節 中間処理の現況	23
1. 中間処理施設の概要	23
2. 中間処理実績	24
3. 資源化実績	25
第5節 最終処分の現況	26
1. 最終処分の概要	26
2. 最終処分施設の概要	26
3. 最終処分実績	27
第6節 ごみ処理経費の現況	28
1. ごみ処理経費の推移	28

第7節 国・滋賀県の動向	29
1. 世界の動向	29
2. 国の動向	30
3. 滋賀県の動向	34
第8節 地域の関係計画	35
1. 近隣自治体の計画等策定状況	35
第9節 現計画の目標値の達成状況	36
1. ごみ減量	36
2. 処理・処分	36
第10節 現況の分別収集区分や処理方法等の評価	37
1. 前提条件	37
2. システム分析に基づく類似都市との比較結果	37
3. 中核市との比較	39
第11節 課題の整理	41
1. 発生抑制、減量化	41
2. 再資源化	41
3. 収集・運搬	42
4. 最終処分	42
5. ごみ処理費用	42
6. プラスチック使用製品廃棄物	43
第4章 計画の基本的事項の検討	44
第1節 ごみ排出量の予測方法	44
第2節 ごみ排出量原単位の実績	44
第3節 ごみ排出量原単位及び1日当たり排出量の将来予測	45
1. 予測に使用する年度の設定	45
2. ごみ排出量原単位の予測	46
第4節 ごみ排出量の推計	55
1. 将来人口の設定	55
2. ごみ排出量推計	56
第5節 ごみ発生量の推計	57
1. 集団資源回収量の推計	57
2. ごみ発生量推計	60

第5章 ごみ処理基本計画	61
第1節 基本理念	61
第2節 基本方針	62
第3節 数値目標	63
1. 目標の設定年度	63
2. 数値目標設定	63
第4節 重点施策	66
1. リチウムイオン電池等	66
2. 3R + Renewable（再生可能な資源への転換）	66
第5節 施策体系	67
第6節 行動計画に基づく具体的な施策	68
1. ごみを減らすための“心ある行動”の実践 [発生段階での対策]	68
2. 時代にあったリサイクルの仕組みの構築 [排出段階での対策]	73
3. 環境にやさしい安心・安全なごみ処理の実践 [収集・処理段階での対策]	80
第7節 収集運搬計画	84
1. 収集運搬の主体	84
2. 分別の種類・区分及び分別の方法等	84
3. 計画ごみ収集量	84
第8節 中間処理計画	85
1. 中間処理の主体	85
2. 中間処理施設及び中間処理量	85
第9節 最終処分計画	86
1. 最終処分の主体	86
2. 最終処分場及び最終処分処理量	86
第10節 計画の推進にあたって	87
1. 啓発活動の推進	87
2. 環境学習の推進	87
3. 今後の進捗管理	87
4. 計画期間中における見直し	88
5. 地球温暖化防止への配慮	88
6. 市民、事業者、行政の協働による推進	88
第11節 非常災害時における一般廃棄物の適正処理	89
1. 非常災害廃棄物の適正処理・再資源化	89
2. 平時からの備え	89
第12節 その他必要な事項	90
1. 美化活動等の取扱方針	90
2. 在宅医療廃棄物	90
3. 動物等の死体収集	90
4. 水銀を含む廃棄物の処理	90

第6章 食品ロス削減推進計画	91
第1節 食品ロスの現状、課題	91
1. 全国の状況	91
2. 分別状況調査	91
3. 食品ロス削減に向けた課題、方向性	91
第2節 削減のための施策	92
1. 食品ロス削減施策	92
第3節 目標設定と推進体制	94
1. 国の動向	94
2. 滋賀県の動向	94
3. 計画期間	95
4. 目標設定	95
5. 推進体制	95
第7章 生活排水処理基本計画	96
第1節 生活排水処理の現状と課題	96
1. 生活排水処理体系	96
2. 生活排水処理の概要	97
第2節 現計画の目標値の達成状況	105
1. 目標値の達成状況	105
2. 課題の整理	106
第3節 計画の基本的事項の検討	107
1. し尿等処理人口及びし尿等処理量の将来予測	107
第4節 生活排水処理基本計画	109
1. 基本理念	109
2. 基本方針	109
3. 目標値の設定	110
4. 生活排水処理形態別人口の見込み	110
5. し尿及び浄化槽汚泥等処理量の見込み	110
6. 収集運搬計画	111
7. 中間処理計画	111
8. 最終処分計画	111
9. 計画の推進、進捗管理	111
第8章 計画の進捗管理	112
第1節 大津市廃棄物減量等推進審議会による進捗管理	112
資料編	資料編 1 - 84

第1章 計画改定にあたって

第1節 計画改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

大津市（以下「本市」という。）では、令和3年12月に「一般廃棄物処理基本計画 大津～HEARTプラン」を策定し、ごみの減量化や資源化、食品ロス対策、生活排水処理に関する各種の施策や取組を推進しています。

世界ではSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の考え方にに基づき、17のグローバル目標（図1-1-1に示します。）と169のターゲット（達成基準）を設定し、持続可能な社会の実現に向け、各国が協力して取り組んでいるところです。

また、プラスチックごみや食品ロス等への関心の高まり、廃棄物処理における脱炭素の推進やサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行等、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化してきています。我が国においても、生産・消費段階におけるRenewable等を含めた取組の推進とともに、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年閣議決定）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年施行）（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年閣議決定）等を制定し、循環型社会への転換を進めているところです。

一方、本市の生活排水処理については、人口の減少による人口密集度の変化や処理施設の老朽化による維持管理費用の増大等に対して、近年頻発化している自然災害への対策も踏まえた処理施設の整備や効果的な運用等による適切な生活排水処理を行うことにより、良好な水環境の確保をより一層推進する必要があります。

このような中、本市では人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化等の社会情勢を踏まえ、現計画の進捗状況を分析したうえで、ごみ減量化の目標数値等を見直すとともに、目標達成に向けて計画の終期までに取り組む具体的な施策を総合的に検討しました。



出典：外務省

図1-1-1 持続可能な開発目標SDGsにおける17のグローバル目標

第2節 計画の位置付け及び性格

本計画は、「廃棄物処理法」はもとより、その上位法である「環境基本法」（平成5年法律第91号）や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）をはじめ、各種リサイクル法や「第五次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

本計画は、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本市における廃棄物処理の基本方針となるものです。また、「大津市総合計画」や「大津市環境基本計画」等との整合を図りつつ、本市における一般廃棄物の適正処理のための推進計画としての性格を有しています。

「一般廃棄物処理基本計画」の位置付けを図1-2-1に示します。

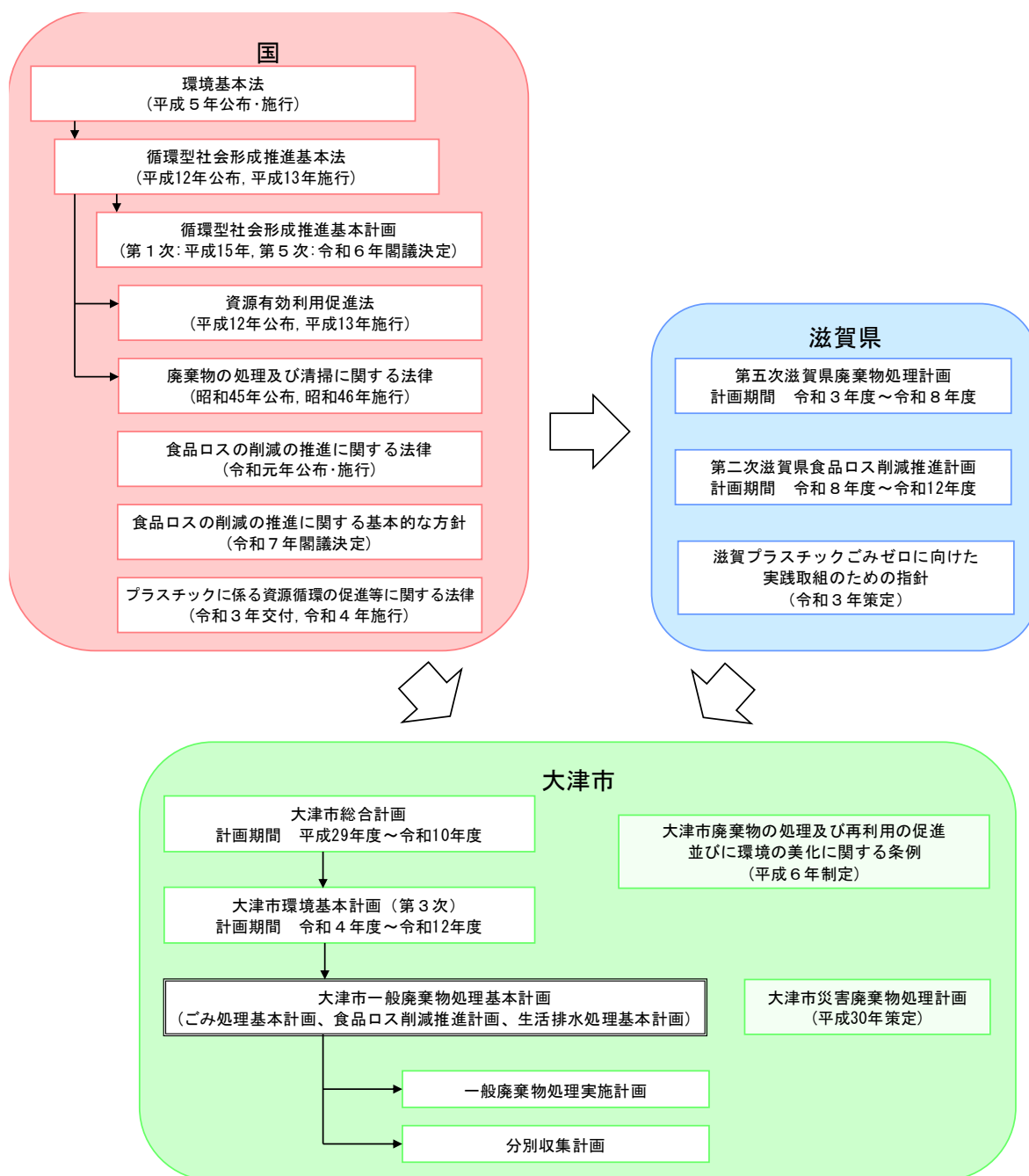


図1-2-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 諸計画との関係

1. 大津市総合計画

「大津市総合計画」は、基本構想と実行計画の2つの階層で構成されています。基本構想は、平成29年度から令和10年度までの12年間を計画期間としており、実行計画は、各4年間を期間とした全3期の計画となっています。

第2期実行計画が令和6年度に終了することから、これまでの成果や課題、その間の社会経済環境の変化を踏まえ、令和7年度からの第3期実行計画が策定されました。

「大津市総合計画」における関連事項は、以下のとおりです。

○基本方針・基本政策

基本方針1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります

基本方針2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

基本方針3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります

基本政策12 再生可能エネルギーの活用とごみの適正処理でクリーンなまちにします

施策29 脱炭素社会の推進

取組の方向性

- 1 創エネルギー・省エネルギーの推進
- 2 環境にやさしい市役所の率先実行
- 3 意識・行動を変容させる仕組みづくり

指標

項目	基準値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	1,612,284t-CO ₂ (R5年度)	1,402,240t-CO ₂ (R10年度)
市有施設におけるエネルギー使用量	18,453kl (R5年度)	17,117kl (R10年度)

施策30 循環型社会の推進

取組の方向性

- 1 資源循環と食品ロス削減の推進
- 2 廃棄物の適正処理
- 3 不法投棄防止の推進

指標

項目	基準値	目標値
市民一人当たりのごみ排出量 (資源ごみ除く)	673g/日 (R2～R5年度平均値)	664g/日 (R10年度)
不法投棄通報件数	349件 (R5年度)	300件 (R10年度)

2. 大津市環境基本計画（第3次）

「大津市環境基本計画」は、本計画の上位計画にあたるもので、近年の本市の環境行政を取り巻く状況を反映し、より一層の環境施策の充実を図ることを目的として策定されています。「大津市環境基本計画（第3次）」の計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間となっており、計画の概要は、以下のとおりです。

○計画の方向性

- ① SDGs と国の第五次環境基本計画の考え方の反映
- ② 市の環境特性を生かした地球温暖化対策の拡充・気候変動適応計画の内包
- ③ 計画の進捗状況を把握するための数値目標（環境指標）の設定
- ④ 関連法令等に基づいた政策の充実

○目指す環境像

かんきょうびと
「環境人の輪で守る、育てる、繋げる湖都大津」
こと

～持続可能な未来のために～

○基本目標

・協働

地域や地球環境の保全に対して市民・事業者が関心をもって日頃から環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・事業者・市が協働して環境活動に取り組むことにより、活性化しているまちを目指します。

・生物多様性

大津市にある多様な地域の自然の保全と地域間がつながっている生態系ネットワークの形成がなされ、人と自然との関わりが豊かなまちを目指します。

・循環

限られた資源を大切にし、ごみの発生が抑制された、資源が循環する環境負荷が少ないまちを目指します。

・脱炭素

低炭素な建物や交通ネットワークで構成され、省エネライフスタイル・ビジネススタイルが定着し、気候変動に適応したまちを目指します。

・健全

きれいな空気や水や土壌と騒音や振動がない生活環境を維持し、ごみの散乱などがないまちを目指します。

【目指す環境像】

かんきょうびと

環境人の輪で守る、育てる、繋げる湖都大津
～持続可能な未来のために～

こと

市民・事業者・市が「協働」して、「持続可能」な社会づくりを行い、将来の世代に良好な環境を保全するとともに「引き継いでいく」ことを目指します。

5つの基本目標

協働

生物多様性

循環

脱炭素

健全

施策体系

協働

- 1 環境人の育成
- 2 環境保全型行政の推進

生物多様性

- 3 豊かな自然の保全と創造
- 4 人と自然の豊かなふれあいの確保

循環

- 5 資源循環の推進
- 6 廃棄物の適正処理の推進

脱炭素

- 7 低炭素型のエネルギー利用の推進
- 8 環境負荷の少ない都市基盤の整備
- 9 気候変動による影響の低減

健全

- 10 生活環境の保全
- 11 快適環境の保全と創造

図 1-3-1 大津市環境基本計画（第3次）の体系

第4節 計画目標年次

環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定）では、「一般廃棄物処理基本計画」は目標年次をおおむね10年から15年先として、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切であるとされています。

現計画の目標年次及び本計画の計画期間を図1-4-1に示します。

現計画の計画期間は、上位計画である「大津市環境基本計画（第3次）」とSDGsの目標達成年次に整合させて、令和4年度から令和12年度までの9年間としています。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現計画	計画期間 9年								計画目標年次
本計画						計画見直し年次	計画期間 4年		計画目標年次

図1-4-1 本計画の計画期間

第2章 地域の概況

第1節 大津市の特性

1. 地勢

本市は、滋賀県庁の所在地で、本州のほぼ中央に位置し、琵琶湖国定公園の西南端にあって、京阪神、中京、及び北陸の三経済圏の“かなめ”となる位置でもあります。

市域は北端が比良山系と丹波山地の谷間にある葛川細川町であり、比良山系をまたぎ琵琶湖へと通じています。南へは伊香立を経て、比叡、長等、音羽山系の山並みを背に湖岸に沿って更に南から東へと延びます。瀬田川をはさんで東に広大な平地と更には田上山系を擁して、東側は上田上大鳥居町に達し、南端は大石小田原町に至ります。南北 45.6km 東西 20.6km、面積は 464.51km² の南北に細長い都市です。

本市の位置図を図 2-1-1 に示します。

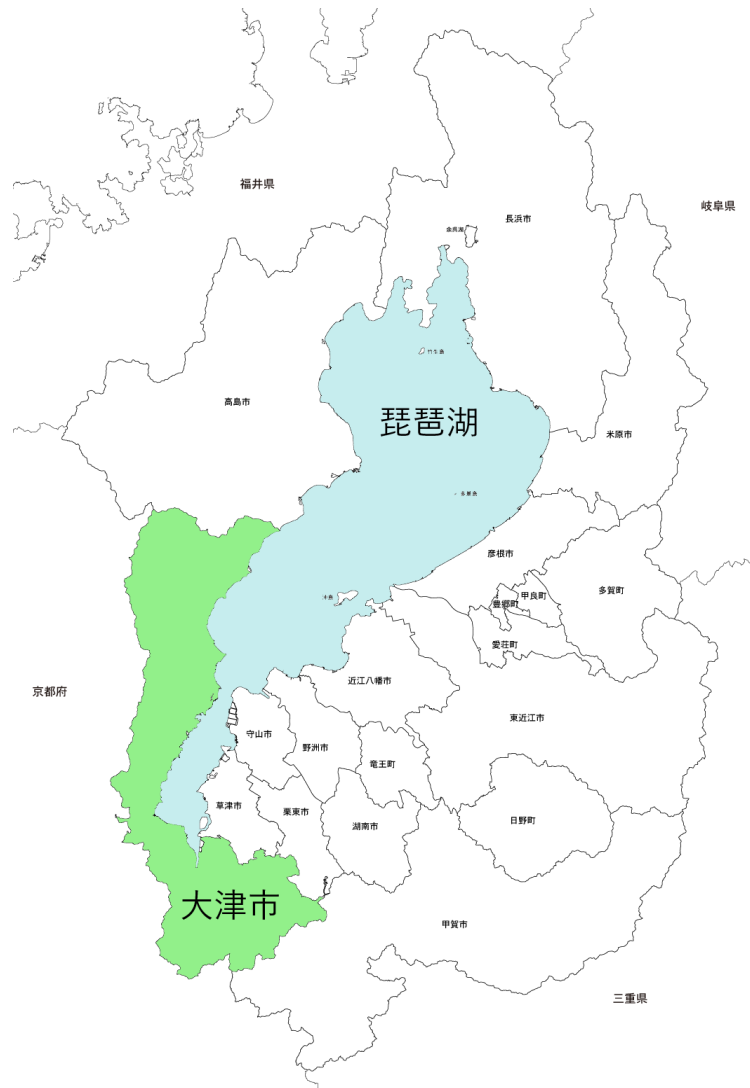


図 2-1-1 本市の位置図

第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数の状況

平成28年度から令和7年度までの本市の人口及び世帯数の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

本市の人口は、過去10年間では501人(約0.1%)の増加でほぼ横ばい状況にあります。また、世帯数は、一貫して増加傾向が続いており、過去10年間で15,309世帯(約10.5%)増加しています。一方、世帯人員は年々減少しており、令和7年度で2.13人/世帯となっています。

表2-2-1 人口及び世帯数の推移(各年度末)

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
世帯数	世帯	145,381	146,696	148,544	150,703	152,682	154,306	156,166	157,531	158,955	160,690
世帯人員	人/世帯	2.35	2.33	2.31	2.28	2.25	2.23	2.20	2.18	2.16	2.13

※住民基本台帳人口(外国人登録人口を含む)

出典：大津市ホームページ統計情報より作成

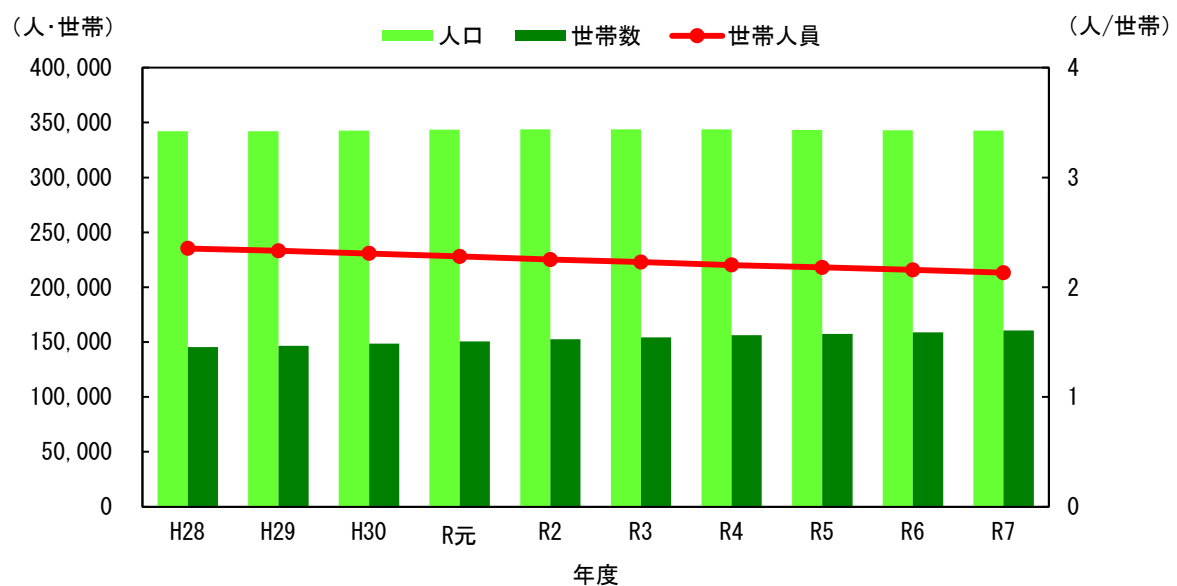


図2-2-1 人口及び世帯数の推移

令和7年度における本市の年齢別人口を表2-2-2及び図2-2-2に示します。

本市の5歳階級別人口は、男性と女性ともに50～54歳人口がピークとなっており、少子高齢化が進みつつある人口ピラミッドの形となっています。また、65歳以上の人口の割合は28.3%であり、ほかの多くの都市と同様に、本市も超高齢社会となっています。

表2-2-2 5歳階級別人口（令和7年度）

区 分	年 齢	男 性		女 性		割 合
	(歳)	(人)		(人)		(%)
年少人口	0～ 4	6, 229	21, 742	5, 865	20, 848	12. 4
	5～ 9	7, 301		7, 126		
	10～14	8, 212		7, 857		
生産年齢人口	15～19	8, 604	100, 268	8, 177	102, 785	59. 3
	20～24	8, 342		8, 202		
	25～29	7, 799		8, 143		
	30～34	8, 347		8, 393		
	35～39	9, 176		9, 310		
	40～44	10, 181		10, 427		
	45～49	11, 348		11, 853		
	50～54	13, 687		14, 139		
	55～59	12, 003		12, 725		
	60～64	10, 781		11, 416		
老年人口	65～69	9, 591	42, 594	10, 463	54, 418	28. 3
	70～74	9, 543		10, 579		
	75～79	10, 990		13, 150		
	80～84	6, 586		8, 653		
	85～89	3, 822		6, 253		
	90～94	1, 650		3, 711		
	95～99	380		1, 372		
	100～	32		237		
総 数		164, 604		178, 051		100. 0
342, 655						

出典：大津市ホームページ統計情報より作成

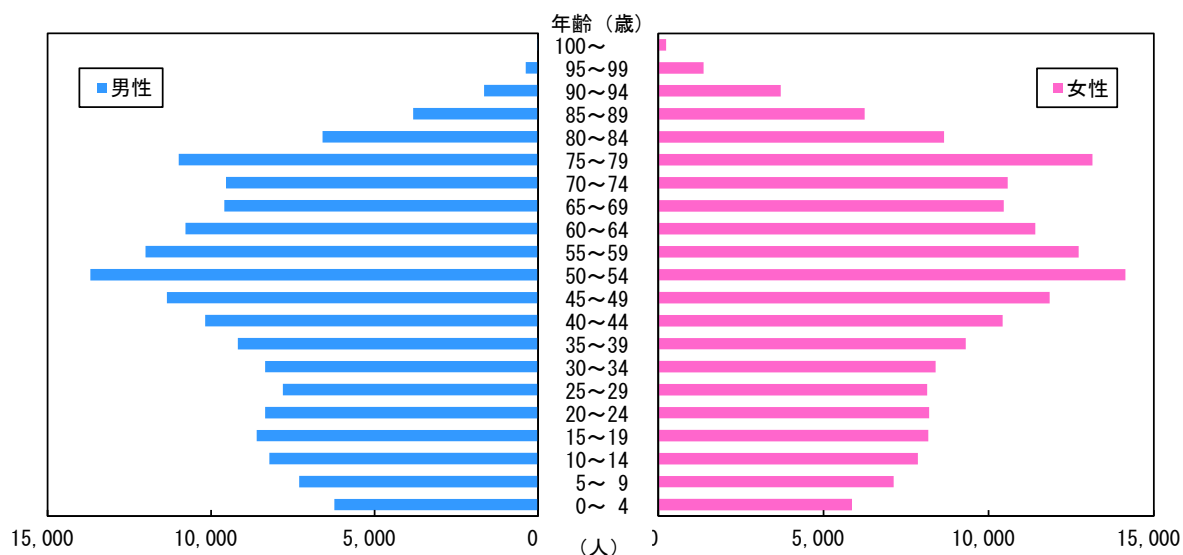


図2-2-2 5歳階級別人口

2. 経済、産業の状況（産業別就業者数等）

令和3年経済センサス活動調査による本市の業種別の事業所数及び従業者数を表 2-2-3 に示します。

本市の事業所の総数は 11,230 事業所あり、従業者の総数は 119,247 人となっています。なお、事業所数の 85.3%、従業者数の 82.2%を第三次産業が占めています。

表 2-2-3 業種別の事業所数及び従業者数（令和3年）

業種	事業所数		従業者数	
	(事業所)	比率(%)	(人)	比率(%)
第一次産業	54	0.5	556	0.5
農業、林業	51	0.5	533	0.5
漁業	3	0.0	23	0.0
第二次産業	1,593	14.2	20,624	17.3
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	-	-
建設業	1,045	9.3	6,288	5.3
製造業	547	4.9	14,336	12.0
第三次産業	9,583	85.3	98,067	82.2
電気・ガス・熱供給・水道業	15	0.1	778	0.7
情報通信業	133	1.2	1,701	1.4
運輸業、郵便業	180	1.6	4,672	3.9
卸売業、小売業	2,269	20.2	22,268	18.7
金融業、保険業	222	2.0	4,051	3.4
不動産業、物品賃貸業	815	7.3	2,950	2.5
学術研究、専門・技術サービス業	715	6.4	4,166	3.5
宿泊業、飲食サービス業	1,217	10.8	11,730	9.8
生活関連サービス業、娯楽業	989	8.8	4,867	4.1
教育、学習支援業	516	4.6	8,210	6.9
医療、福祉	1,260	11.2	21,403	18.0
複合サービス事業	67	0.6	655	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	1,185	10.6	10,616	8.9
総数	11,230	100	119,247	100

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

出典：総務省 令和3年経済センサス活動調査より作成
（国及び地方公共団体の事業所を除く）

3. 土地利用の状況

本市の令和3年都市計画区域の指定状況を表2-2-4に示します。

都市計画区域は、葛川地区及び琵琶湖水面を除く32,910haとなっており、市街化区域は5,883ha（17.9%）、市街化調整区域は27,026ha（82.1%）となっています。

本市の令和3年用途地域の指定状況を表2-2-5に示します。

用途地域は、第1種住居地域が2,064.2ha（35.2%）と最も多く、次いで第1種中高層住居専用地域が1,282.3ha（21.9%）、第1種低層住居専用地域が785.3ha（13.4%）となっています。

本市を含む大津湖南都市計画区域を図2-2-3に示します。大津湖南都市計画の区域は、本市を含む湖南部6市（大津市（葛川地区を除く）、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市の琵琶湖を除く全域）に及び、その面積は60,698haです。

表2-2-4 都市計画区域の指定状況（令和3年）

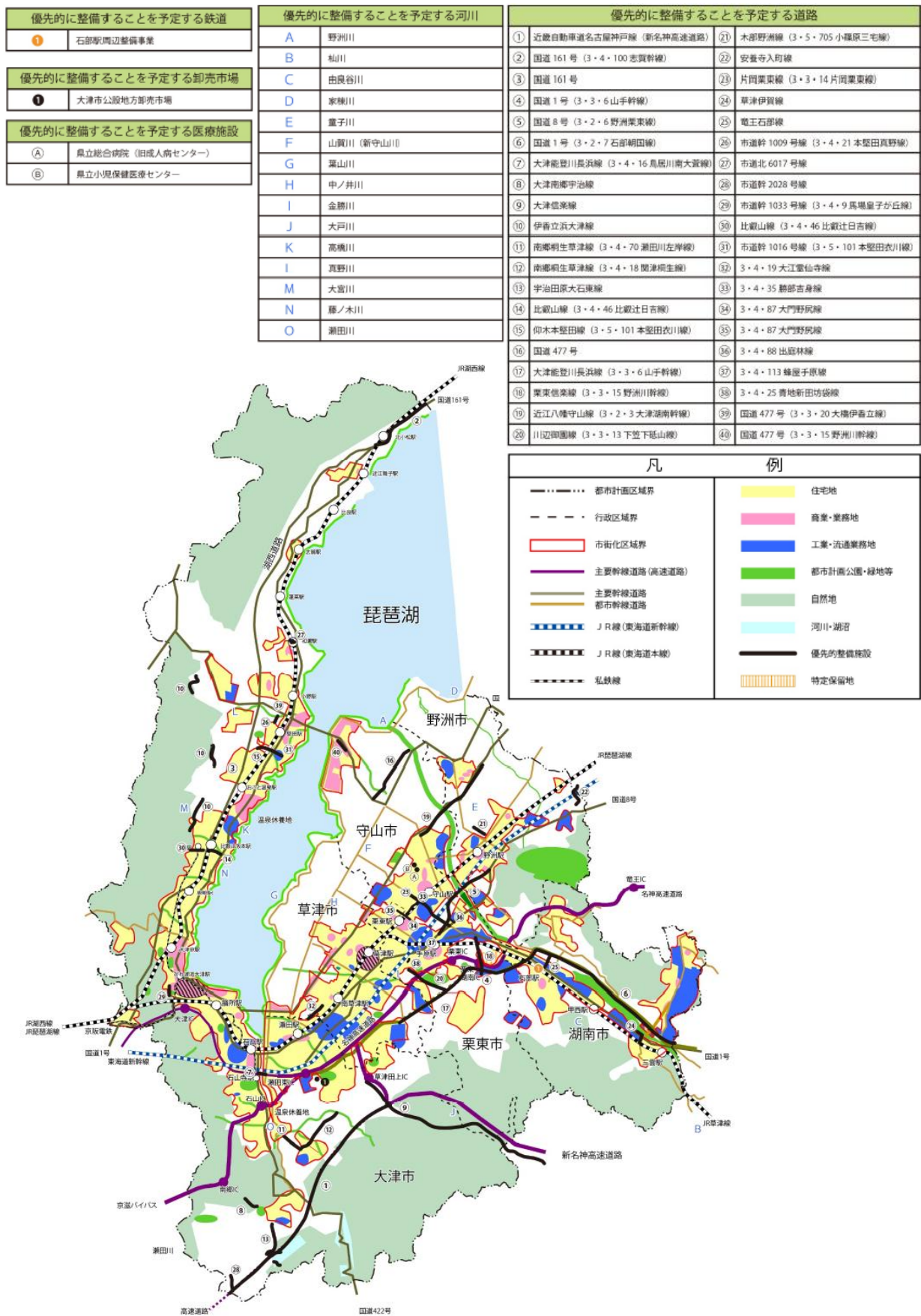
区分	面積（ha）	比率（%）
都市計画区域	32,910	100.0
市街化区域	5,883	17.9
市街化調整区域	27,026	82.1

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある
出典：都市計画のあらまし 2025 大津より作成

表2-2-5 用途地域の指定状況（令和7年）

用途地域	面積（ha）	比率（%）
第1種低層住居専用地域	785.3	13.4
第2種低層住居専用地域	21.0	0.4
第1種中高層住居専用地域	1,282.3	21.9
第2種中高層住居専用地域	127.4	2.2
第1種住居地域	2,064.2	35.2
第2種住居地域	299.9	5.1
準住居地域	14.7	0.3
近隣商業地域	208.6	3.6
商業地域	478.2	8.1
準工業地域	296.4	5.1
工業地域	287.1	4.9
工業専用地域	2.5	0.0
合計	5,867.6	100.0

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある
出典：都市計画のあらまし 2025 大津より作成



出典：滋賀県 大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）より作成

図 2-2-3 大津湖南都市計画区域

第3章 ごみ処理の現況調査と評価

第1節 ごみ処理体系の概要

1. ごみ処理フロー

令和7年度における本市の主なごみ処理の流れを図3-1-1に、ごみ処理フローを図3-1-2に示します。

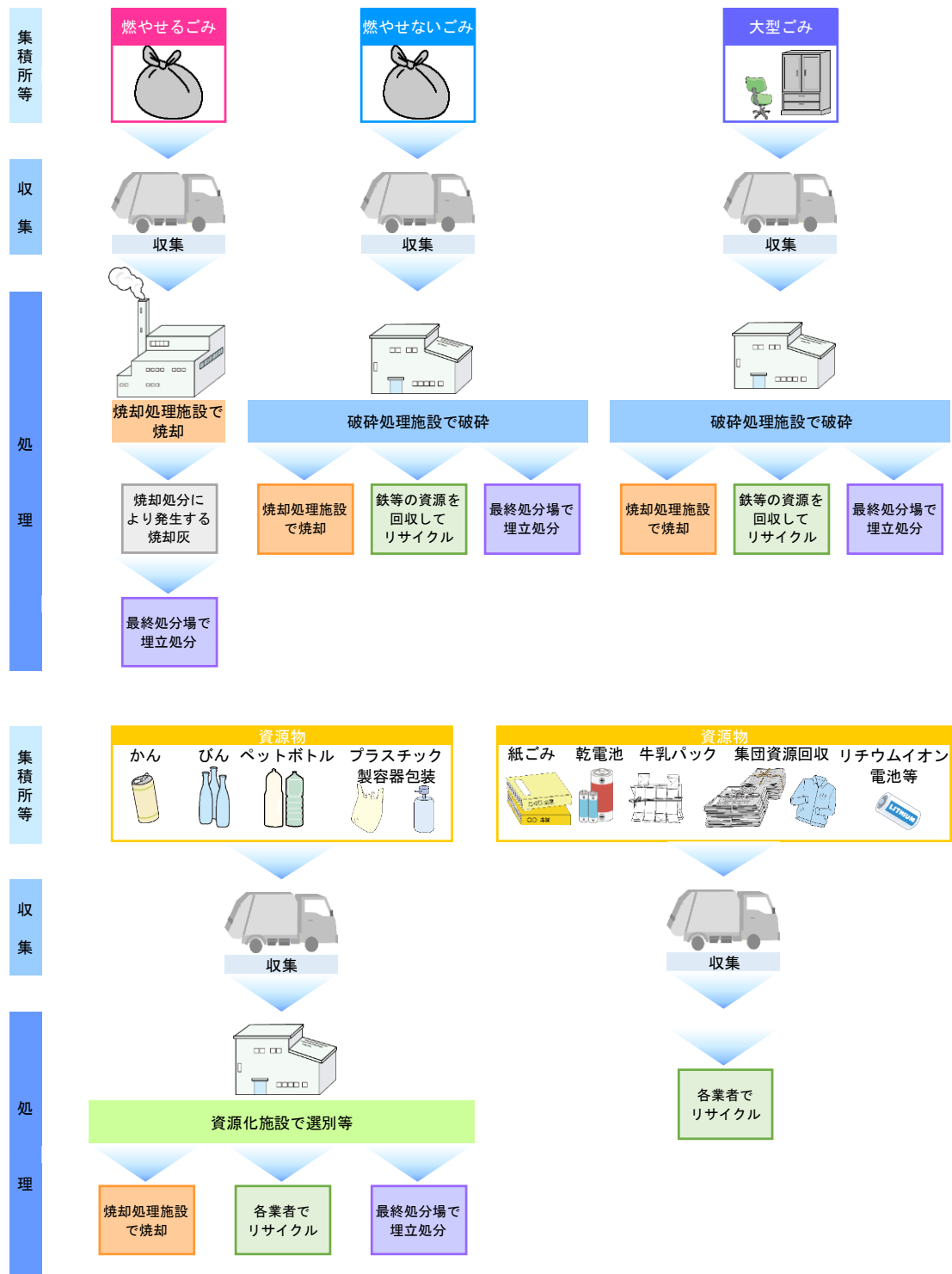
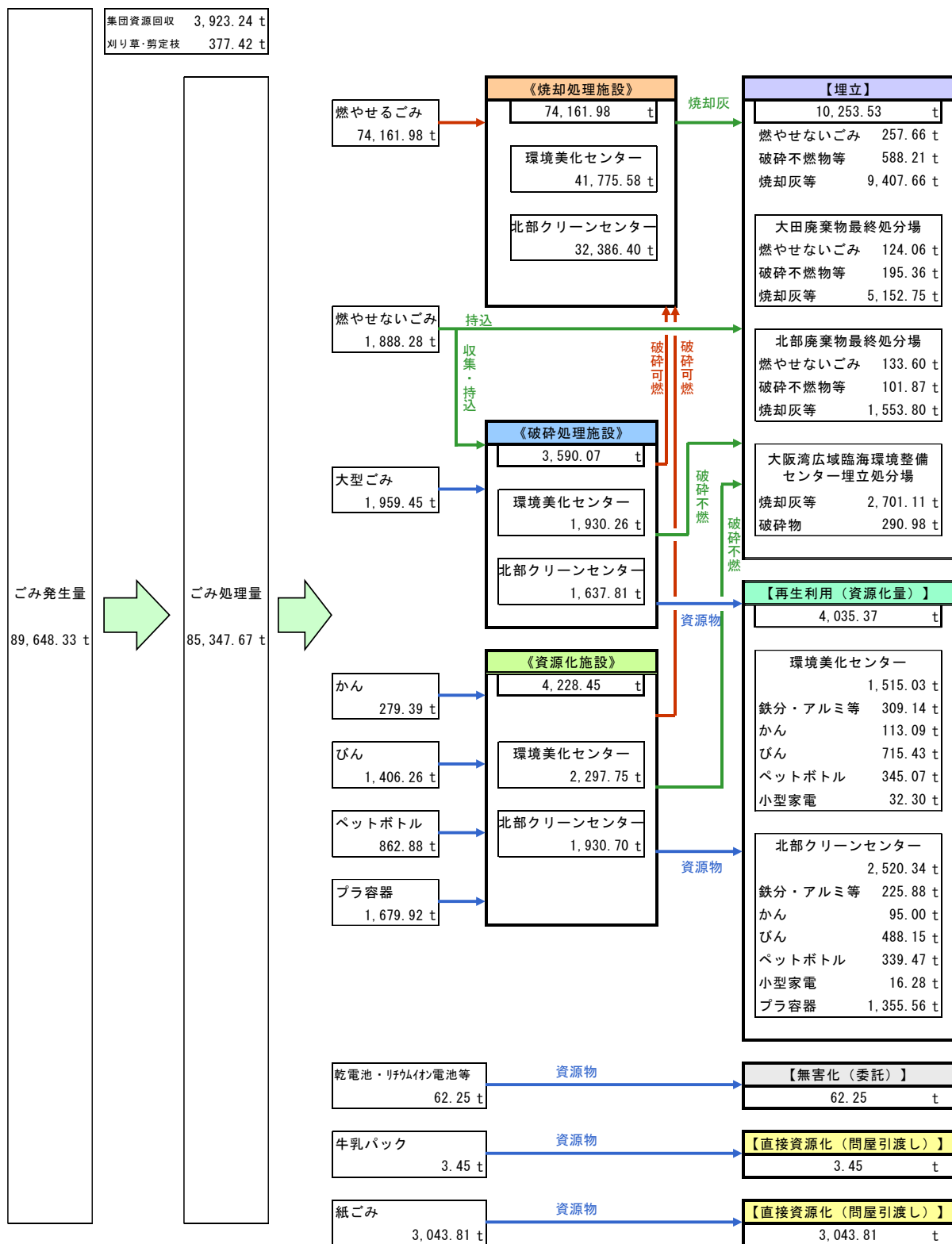


図3-1-1 主なごみ処理の流れ



※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある
 ※焼却処理施設のごみ量に破碎可燃は含まない

図 3-1-2 ごみ処理フロー（令和 7 年度）

第2節 収集運搬の現況

1. 収集体制の状況

(1) 家庭系ごみ

本市における家庭系ごみの収集体制は、表 3-2-1 のとおり分別排出されています。また、市民が直接処理施設に持ち込む場合は、ごみを搬入する前日までに申し込みを行い、10kg までごとに 110 円（税込）のごみ処理手数料を徴収しています。分別したうえでごみの種類ごとに指定袋に入れ、1 日 1 回のみ、重さを 300kg 以下としています。（令和 8 年度時点）

大型ごみの戸別有料収集の場合は、重量に応じてごみ処理手数料を徴収しています。

表 3-2-1 現状の収集体制一覧（家庭系ごみ）

分別区分	収集区分	収集回数	排出方法	収集方法	運搬先
燃やせるごみ	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 2 回/週 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) —	北部クリーンセンター焼却施設 環境美化センター焼却施設
燃やせないごみ	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) —	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
大型ごみ	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/週 程度 (2) 随時	ごみ処理 手数料券	(1) 戸別 (2) —	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
かん	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 2 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) —	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
びん	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) —	北部廃棄物最終処分場 環境美化センターリサイクル施設
ペットボトル	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 2 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) —	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
プラスチック製 容器包装	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/週 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) —	北部クリーンセンタープラスチック 容器資源化施設
紙ごみ	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 2 回/月 (2) 随時	ひもで 十字に くる	(1) 集積所 (2) —	(1) 市内の古紙問屋 (2) 北部クリーンセンターリサイクル施設・環境美化センターリサイクル施設
リチウムイオン 電池等	(1) 委託 (2) 自己搬入	(1) 1 回/月 (2) 随時	市指定 家庭用 ごみ袋	(1) 集積所 (2) —	野村興産㈱イトムカ鉱業所
乾電池	直営・委託	随時	回収 ボックス	各市民 センター等	野村興産㈱イトムカ鉱業所
牛乳パック	直営・委託	随時	回収 ボックス	各市民 センター等	市内の古紙問屋

(2) 事業系ごみ

事業所から排出される事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。事業系ごみの処理を処理業者に委託する場合でも、ごみが適正に処理されるまでの最終的な責任は排出事業者が負わなければなりません。

事業系ごみは、表 3-2-2 のとおり直接持ち込み又は許可を受けた収集運搬業者により収集され、各施設に搬入されています。事業系ごみの処理手数料は、10kg までごとに 198 円（税込）を徴収しています。（令和 8 年度時点）

表 3-2-2 現状の収集体制一覧（事業系ごみ）

分別区分	収集区分	収集回数	排出方法	収集方法	運搬先
可燃ごみ	(1) 許可業者 (2) 自己搬入	随時	透明袋	(1) 戸別 (2) —	北部クリーンセンター焼却施設 環境美化センター焼却施設
大型ごみ	(1) 許可業者 (2) 自己搬入	随時	—	(1) 戸別 (2) —	北部クリーンセンターリサイクル施設 環境美化センターリサイクル施設
刈り草・剪定枝	(1) 許可業者 (2) 自己搬入	随時	—	(1) 戸別 (2) —	北部クリーンセンター焼却施設 環境美化センター焼却施設 大田廃棄物最終処分場

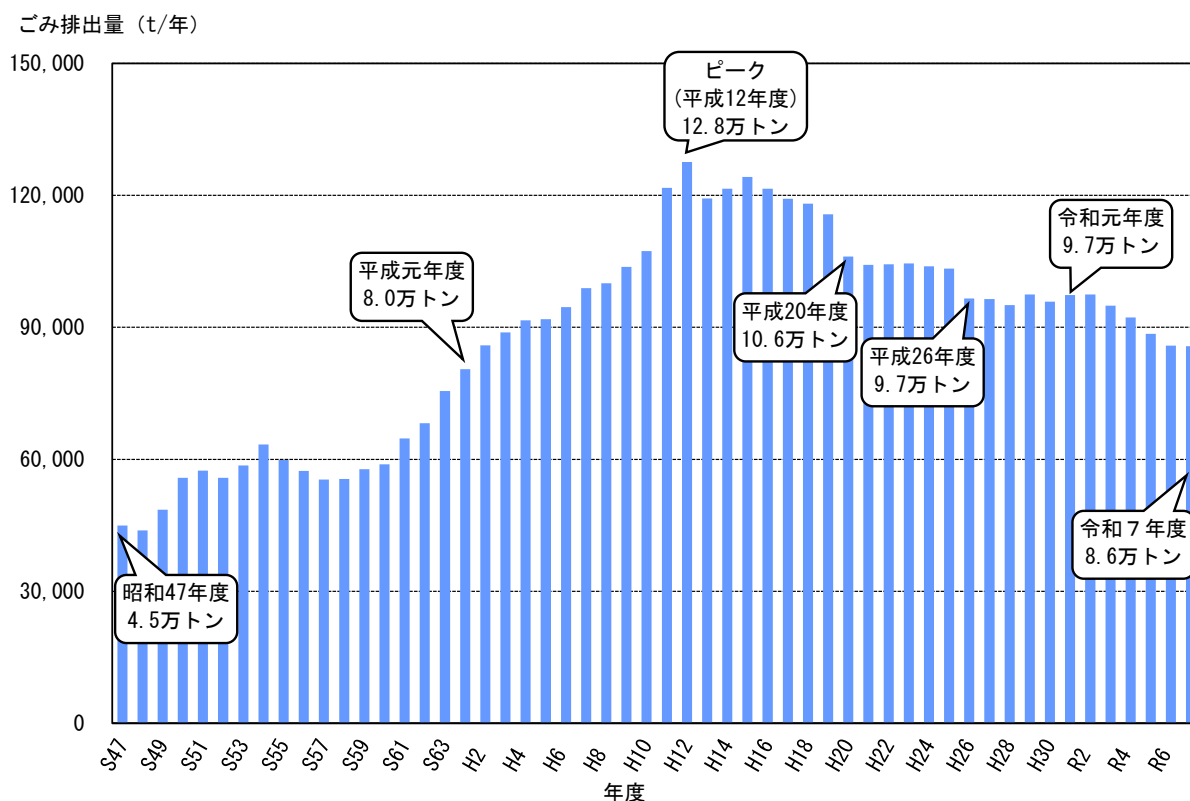
※大田廃棄物最終処分場への刈り草・剪定枝の搬入は令和 9 年 3 月まで

第3節 ごみの性状及び発生量

1. ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量の変遷

昭和47年度から令和7年度までのごみ排出量の推移を図3-3-1に示します。



※平成18年3月に志賀町と合併

※昭和63年度までは旧志賀町分を含んでいない

※平成20年に大型ごみの戸別有料収集開始、廃棄物処理手数料等の改正を実施

※平成26年に紙ごみの分別収集、びんの色別収集、大型ごみ等施設の搬入制限を実施

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果ほかより作成

図3-3-1 ごみ排出量の推移（昭和47年度～令和7年度）

(2) 過去5年間の推移（家庭系及び事業系）

本市におけるごみ発生量の推移を表 3-3-1 及び図 3-3-2 に示します。過去5年間をみると、本市のごみ発生量は減少傾向にあります。家庭系ごみ量は減少傾向にあり、事業系ごみ量も減少傾向にありましたが令和7年度は増加しています。

表 3-3-1 ごみ発生量の推移

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
ごみ発生量	t/年	100,952	97,870	93,520	90,379	89,648
集団資源回収量	t/年	6,023	5,608	4,999	4,527	3,923
ごみ排出量	t/年	94,929	92,262	88,521	85,852	85,725
家庭系ごみ	t/年	71,236	68,880	65,941	64,082	63,566
燃やせるごみ	t/年	58,542	56,728	54,230	52,788	52,403
燃やせないごみ	t/年	2,644	2,266	2,255	1,988	1,887
資源ごみ	t/年	8,016	7,816	7,475	7,421	7,338
大型ごみ	t/年	2,034	2,071	1,981	1,884	1,939
事業系ごみ	t/年	23,693	23,382	22,580	21,771	22,159
燃やせるごみ	t/年	22,340	22,526	22,010	21,155	21,759
燃やせないごみ	t/年	55	79	2	1	2
資源ごみ	t/年	1,257	742	543	592	377
大型ごみ	t/年	20	23	16	15	14
臨時収集	t/年	22	12	10	8	6

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※事業系ごみの燃やせないごみは、地域の清掃活動や自治会ごみ等である

※事業系ごみの資源ごみは、剪定枝である

※事業系ごみの臨時収集は、公益の美化活動や不法投棄の回収等である

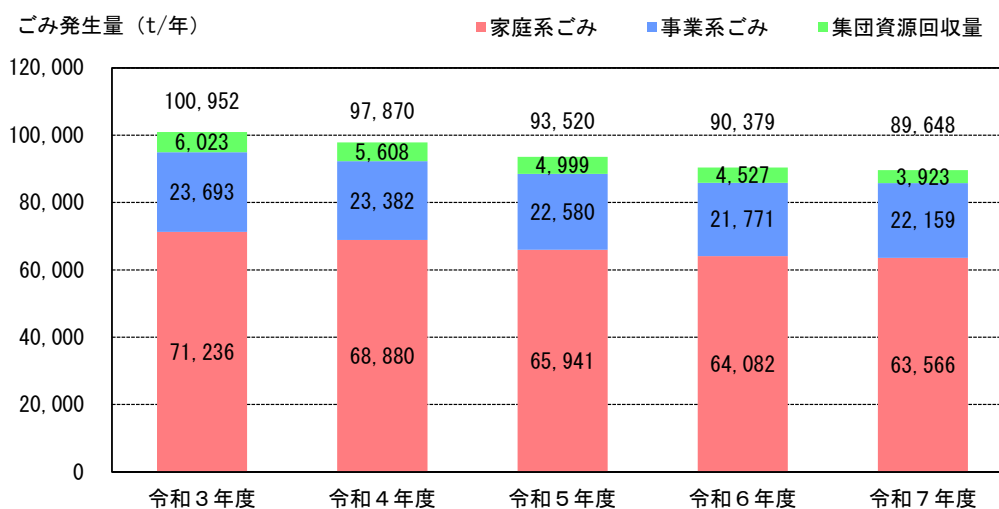


図 3-3-2 ごみ発生量の推移

2. ごみ排出量原単位の推移及び比較

本市におけるごみ排出量原単位（1人1日当たりのごみ排出量）の推移を表3-3-2及び図3-3-3に示します。過去5年間をみると、本市のごみ排出量原単位は減少傾向にあります。家庭系ごみ排出量原単位は減少傾向にあり、事業系ごみ排出量原単位も減少傾向にありましたが令和7年度は増加しています。

表 3-3-2 ごみ排出量原単位の推移

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
年間日数	日	365	365	366	365	365
ごみ発生量原単位	g/人・日	804.4	779.8	744.2	722.0	716.8
集団資源回収量原単位	g/人・日	48.0	44.7	39.8	36.2	31.4
ごみ排出量原単位	g/人・日	756.5	735.1	704.4	685.9	685.4
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	567.7	548.8	524.7	511.9	508.3
燃やせるごみ排出量原単位	g/人・日	466.5	452.0	431.5	421.7	419.0
燃やせないごみ排出量原単位	g/人・日	21.1	18.1	17.9	15.9	15.1
資源ごみ排出量原単位	g/人・日	63.9	62.3	59.5	59.3	58.7
大型ごみ排出量原単位	g/人・日	16.2	16.5	15.8	15.0	15.5
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	188.8	186.3	179.7	173.9	177.2
燃やせるごみ排出量原単位	g/人・日	178.0	179.5	175.1	169.0	174.0
燃やせないごみ排出量原単位	g/人・日	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0
資源ごみ排出量原単位	g/人・日	10.0	5.9	4.3	4.7	3.0
大型ごみ排出量原単位	g/人・日	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
臨時収集排出量原単位	g/人・日	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※事業系ごみの燃やせないごみは、地域の清掃活動や自治会ごみ等である

※事業系ごみの資源ごみは、剪定枝である

※事業系ごみの臨時収集は、公益の美化活動や不法投棄の回収等である

ごみ排出量原単位
(g/人・日)

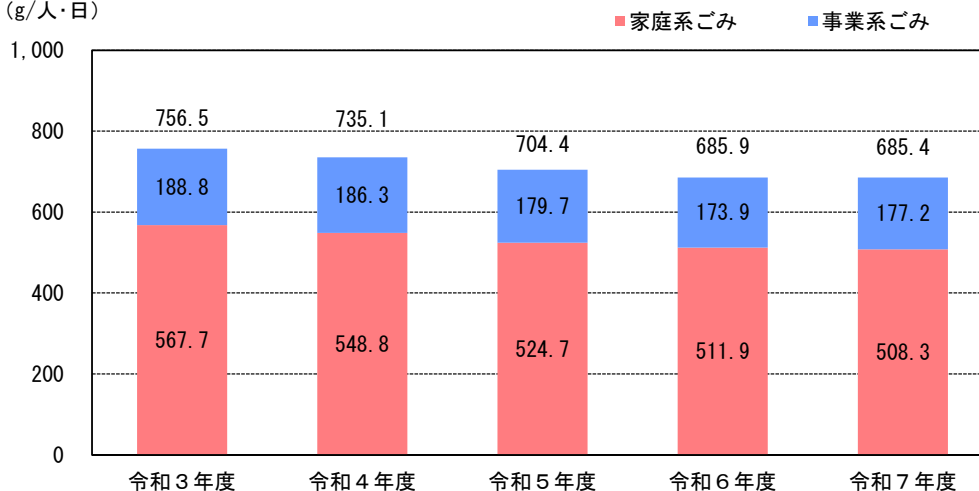


図 3-3-3 ごみ排出量原単位の推移

3. ごみの性状

(1) 焼却処理施設での調査結果

北部クリーンセンター及び環境美化センターにおけるごみ質調査結果を表 3-3-3 に示します。いずれの施設についてもごみ質にばらつきがみられますが、近年では紙類の割合が多くなっています。

表 3-3-3 焼却処理施設でのごみ質調査結果

施設名	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
北部クリーンセンター	紙・布類	%	57.06	44.91	45.12	51.13	47.58	49.16
	ビニール、合成樹脂ゴム、皮革類	%	29.91	31.42	35.45	30.83	35.16	32.55
	木、竹、わら類	%	4.91	14.72	10.80	10.69	9.58	10.14
	厨芥類	%	5.19	5.67	5.27	3.81	4.56	4.90
	不燃物類	%	1.47	1.18	1.25	2.46	0.21	1.31
	その他	%	1.46	2.22	2.11	1.08	2.92	1.96
	単位容積重量	kg/m ³	160	220	226	223	230	212
	水分	%	43.79	47.72	45.57	45.43	48.27	46.16
	灰分	%	4.69	5.42	6.64	5.77	5.26	5.56
	可燃分	%	51.52	46.86	47.78	48.80	46.47	48.29
	低位発熱量(計算値)	kcal/kg	2,056	1,822	1,877	1,923	1,802	1,896
	低位発熱量(実測値)	kcal/kg	2,693	2,223	2,345	2,301	2,241	2,361
	高位発熱量(実測値)	kcal/kg	3,193	3,000	3,183	3,073	3,026	3,095
	低位発熱量(実測値)	kcal/kg	3,191	3,059	3,056	3,166	3,202	3,135
環境美化センター	紙・布類	%	45.65	50.83	47.78	43.86	42.65	46.15
	ビニール、合成樹脂ゴム、皮革類	%	30.79	28.89	31.07	31.81	38.12	32.14
	木、竹、わら類	%	13.54	12.30	11.81	13.70	10.29	12.33
	厨芥類	%	3.95	4.91	6.07	6.96	4.88	5.35
	不燃物類	%	2.04	0.51	0.89	0.57	0.98	1.00
	その他	%	4.03	2.60	2.39	3.10	3.07	3.04
	単位容積重量	kg/m ³	217	213	237	239	227	227
	水分	%	41.94	45.63	45.91	44.51	44.88	44.57
	灰分	%	7.45	6.14	5.91	5.92	6.05	6.29
	可燃分	%	50.61	48.24	48.18	49.57	49.07	49.13
	低位発熱量(計算値)	kcal/kg	2,026	1,897	1,894	1,964	1,939	1,944
	低位発熱量(実測値)	kcal/kg	2,366	2,237	2,266	2,368	2,404	2,328
	高位発熱量(実測値)	kcal/kg	3,191	3,059	3,056	3,166	3,202	3,135
	低位発熱量(実測値)	kcal/kg	3,191	3,059	3,056	3,166	3,202	3,135

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

(2) 分別状況調査

家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ質を把握し、分別状況の実態把握及び今後の方策を検討するための基礎資料を作成することを目的として、令和7年度に分別状況調査を実施しました。

家庭系ごみの調査は、調査対象を「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」とし、調査対象地域については地域特性を考慮し、3地域をピックアップしました。また、事業系ごみの調査は、「燃やせるごみ」のみを調査対象としました。

調査の結果(詳細については、次頁の円グラフを参照)、家庭系燃やせるごみについては、「厨芥類」が最も多く40.88%を占めており、次いで「紙類」が31.82%、「プラスチック」が17.01%の順でした。また、厨芥類の中で食べ残しや手つかず食品といった食品ロスが8.64%（「食べ残し」5.53%、「手つかず食品」3.11%）もありました。

家庭系燃やせないごみについては、「陶器」が最も多く24.40%を占めており、次いで「その他金属類」が21.90%、「その他ガラス、鏡等」が13.36%、「小型家電製品」が11.12%の順でした。

家庭系プラスチック製容器包装については、「その他プラ製容器」が48.81%、「パック・カップ類」が27.64%と多くの割合を占めていました。

事業系燃やせるごみについては、「紙類」が最も多く47.05%を占めており、次いで「厨芥類」が34.00%、「プラスチック」が11.45%の順でした。

令和 7 年度分別状況調査結果

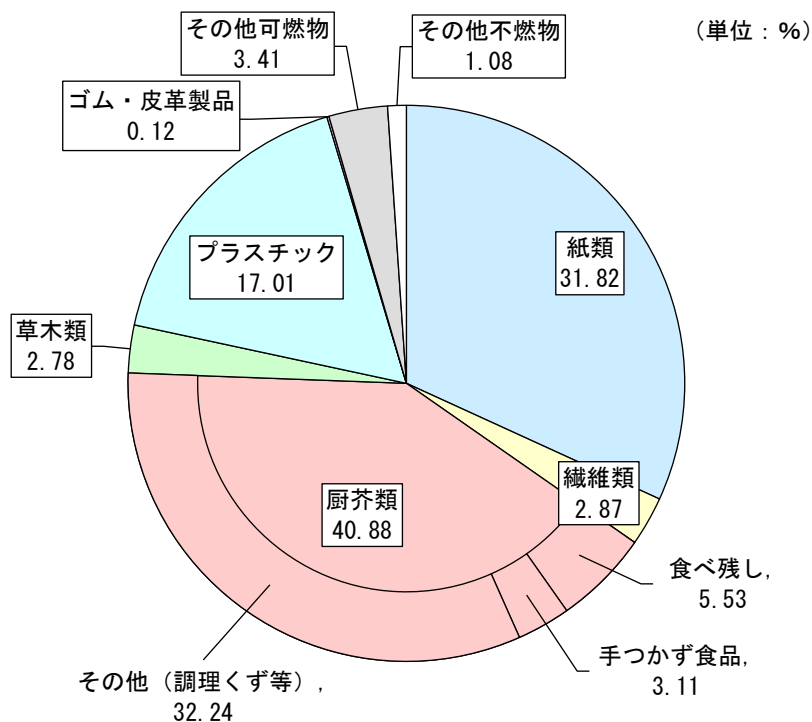


図 3-3-4 家庭系燃やせるごみのごみ質

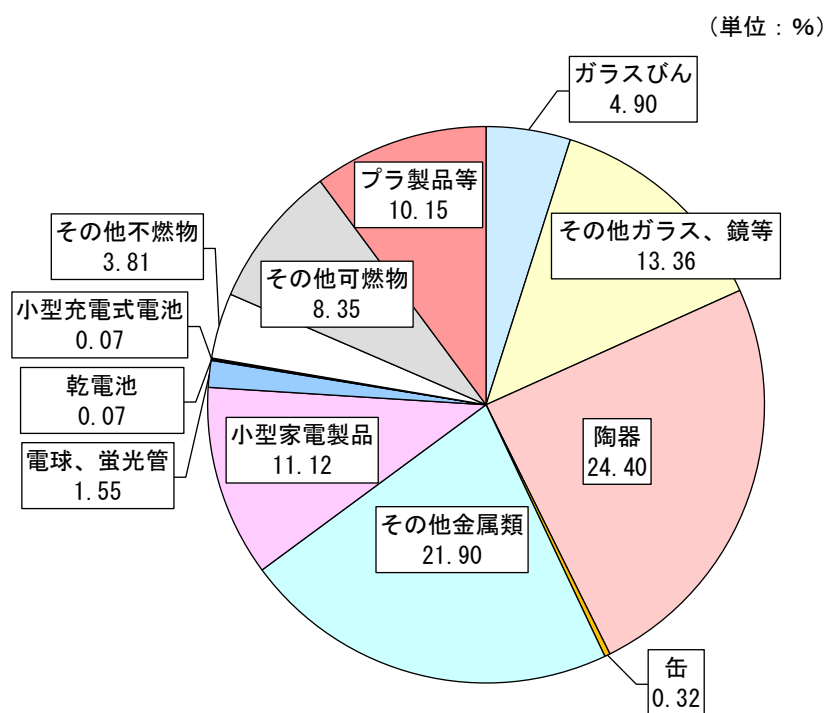


図 3-3-5 家庭系燃やせないごみのごみ質

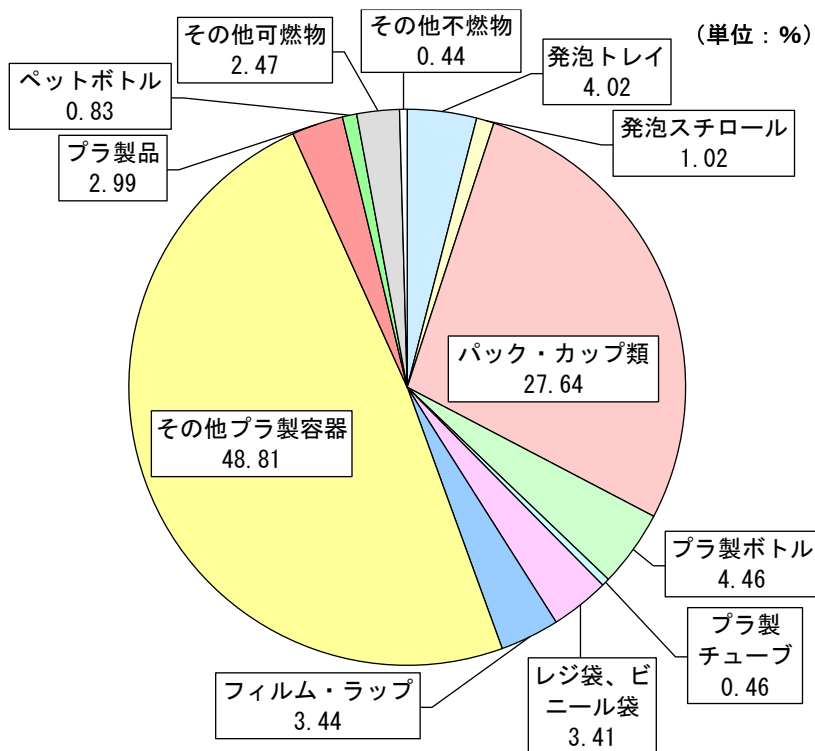


図 3-3-6 家庭系プラスチック製容器包装のごみ質

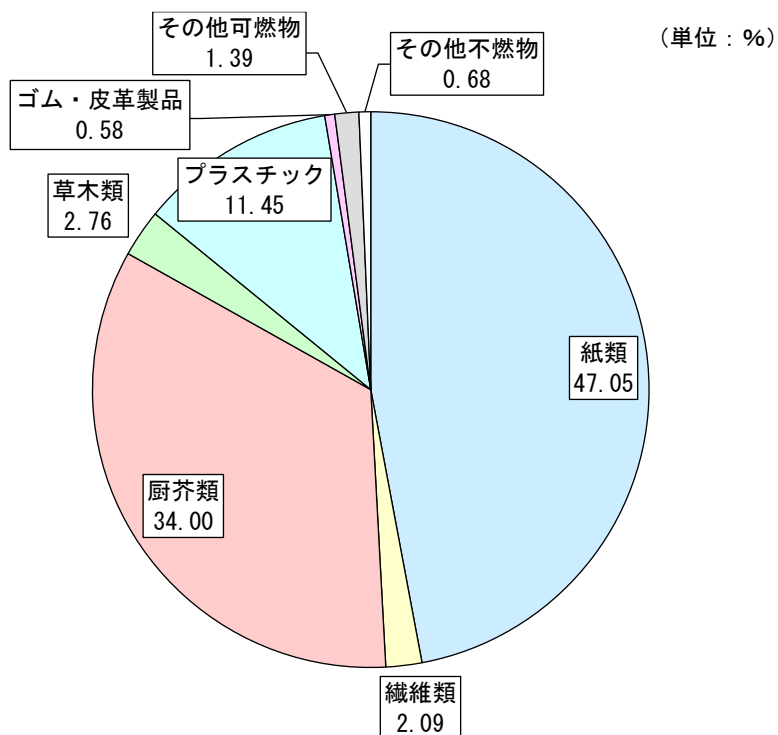


図 3-3-7 事業系燃やせるごみのごみ質

第4節 中間処理の現況

1. 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3-4-1～表 3-4-4 に示します。本市では老朽化した施設を更新し環境美化センターと北部クリーンセンターの2施設体制で中間処理を行っています。新焼却処理施設については、高効率ごみ発電設備を備え、エネルギー回収、有効利用の促進を図ります。また、破碎処理・資源化施設については、再生利用の推進、資源回収、有効利用の促進を図ります。

表 3-4-1 中間処理施設の概要（焼却処理施設）

施設名	環境美化センター 焼却施設	北部クリーンセンター 焼却施設
所在地	大津市膳所上別保町 785-1	大津市伊香立北在地町 272
敷地面積	39,167.58m ²	59,049.78m ²
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	175 t / 日	175 t / 日
発電能力	4,150kW（最大出力）	3,320kW（最大出力）
運転開始	令和3年7月	令和4年7月

表 3-4-2 中間処理施設の概要（破碎処理施設）

施設名	環境美化センター リサイクル施設	北部クリーンセンター リサイクル施設
所在地	大津市膳所上別保町 785-1	大津市伊香立北在地町 272
敷地等	焼却施設用地に併設	焼却施設用地に併設
処理方式	低速二軸回転式、堅型高速回転式	低速二軸回転式、堅型高速回転式
処理能力	10 t / 5 h (燃やせないごみ : 6.5 t / 5 h 大型ごみ : 3.5 t / 5 h)	10 t / 5 h (燃やせないごみ : 6.5 t / 5 h 大型ごみ : 3.5 t / 5 h)
運転開始	令和2年4月	令和4年4月

表 3-4-3 中間処理施設の概要（資源化施設）

施設名	環境美化センター リサイクル施設	北部クリーンセンター リサイクル施設
所在地	大津市膳所上別保町 785-1	大津市伊香立北在地町 272
敷地等	焼却施設用地に併設	焼却施設用地に併設
処理方式	機械選別、手選別併用式	機械選別、手選別併用式
処理能力	9.0 t / 5 h (かん 1.5 t / 5 h びん 5.5 t / 5 h ペットボトル 2.0 t / 5 h)	9.0 t / 5 h (かん 1.5 t / 5 h びん 5.5 t / 5 h ペットボトル 2.0 t / 5 h)
運転開始	令和2年4月	令和4年4月

表 3-4-4 中間処理施設の概要（プラスチック製容器包装の資源化施設）

施設名	北部クリーンセンター プラスチック容器資源化施設
所在地	大津市伊香立北在地町 272
処理方式	破袋、手選別、圧縮梱包装置
処理能力	10 t / 5 h
運転開始	平成 19 年 2 月

2. 中間処理実績

本市における中間処理の実績を表 3-4-5 及び図 3-4-1 に示します。過去 5 年間をみると、中間処理量は、増減はありますがおおむね減少傾向にあります。

焼却処理量及び破碎処理量は、増減はありますがおおむね減少傾向にあり、資源化処理量は令和 4 年度に一時増加し以降は減少傾向にあります。

表 3-4-5 中間処理の実績

項目			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
焼却処理量 (破碎可燃含む)	環境美化センター	燃やせるごみ	t/年	45,424	47,003	45,003	43,443	43,893
	北部クリーンセンター		t/年	35,530	34,826	34,043	32,834	32,724
	小計		t/年	80,955	81,829	79,046	76,277	76,617
破碎処理量	環境美化センター	燃やせないごみ 大型ごみ	t/年	2,465	2,133	2,267	1,982	2,054
	北部クリーンセンター		t/年	2,143	1,748	1,806	1,907	1,771
	小計		t/年	4,608	3,881	4,073	3,888	3,826
資源化処理量	環境美化センター	かん びん	t/年	1,389	1,551	1,479	1,431	1,382
	北部クリーンセンター		t/年					
	ペットボトル プラ容器	t/年	2,964	3,043	2,935	2,878	2,854	
	小計	t/年	4,353	4,594	4,414	4,309	4,236	
中間処理合計			t/年	89,916	90,304	87,532	84,475	84,679

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある

※令和 3 年度に北部廃棄物最終処分場にて選別処理されていたびんについては、北部クリーンセンターに含む

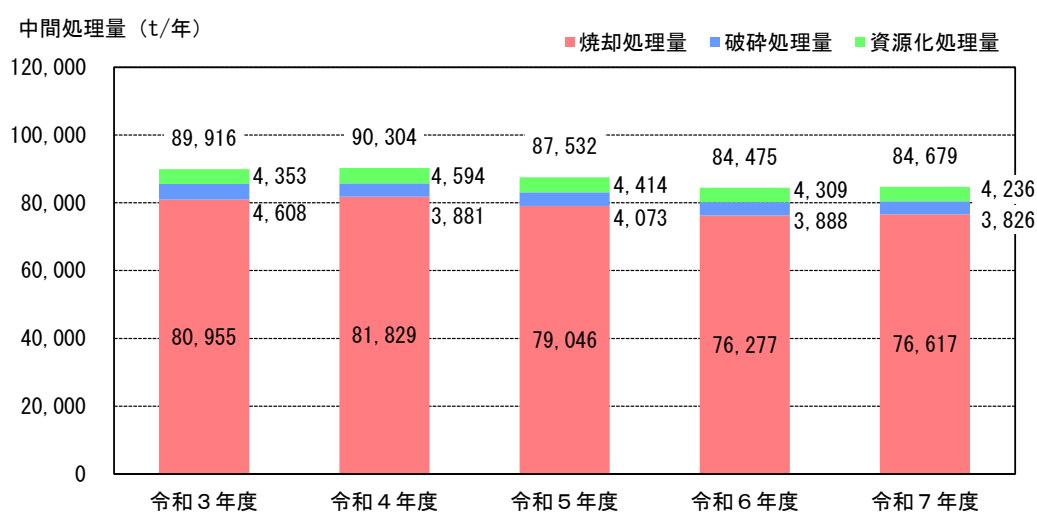


図 3-4-1 中間処理の実績

3. 資源化実績

本市における資源化の実績を表 3-4-6 及び図 3-4-2 に示します。過去 5 年間をみると、行政回収量、集団資源回収量ともに減少しています。新聞や雑誌等の発行部数の減少や店頭回収の拡大等により、総資源化量は過去 5 年間で減少しています。また、資源化率についても、減少傾向となっています。

集団資源回収の内訳をみると、新聞の収集量が大きく減少しています。本市では、平成 26 年から行政による紙ごみの収集を開始しました。紙ごみの行政回収量の内訳をみると、段ボールがやや増加傾向を示しています。また、令和 6 年 7 月からリチウムイオン電池等の収集を開始しています。

表 3-4-6 資源化の実績

項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
行政回収	t / 年	9,312	8,208	7,649	7,757	7,391
中間処理後再生利用量	t / 年	4,392	4,244	4,044	4,053	3,911
刈草剪定枝堆肥化	t / 年	1,257	742	543	592	377
牛乳パック	t / 年	5	5	4	3	3
乾電池	t / 年	57	68	87	68	59
紙ごみ	t / 年	3,186	3,149	2,971	3,040	3,037
雑誌・雑がみ	t / 年	1,190	1,201	1,173	1,198	1,173
新聞	t / 年	992	909	772	776	762
段ボール	t / 年	1,004	1,039	1,027	1,066	1,102
リチウムイオン電池等	t / 年	—	—	—	1	3
生ごみ	t / 年	415	—	—	—	—
集団資源回収量	t / 年	6,023	5,608	4,999	4,527	3,923
雑誌・雑がみ	t / 年	1,325	1,240	1,137	1,054	917
新聞	t / 年	2,912	2,649	2,269	1,975	1,657
段ボール	t / 年	1,537	1,480	1,377	1,290	1,168
古布	t / 年	183	173	156	151	132
アルミ缶	t / 年	66	66	60	57	50
総資源化量	t / 年	15,335	13,816	12,648	12,284	11,314
ごみ発生量	t / 年	100,952	97,870	93,520	90,379	89,648
資源化率	%	15.2%	14.1%	13.5%	13.6%	12.6%

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある

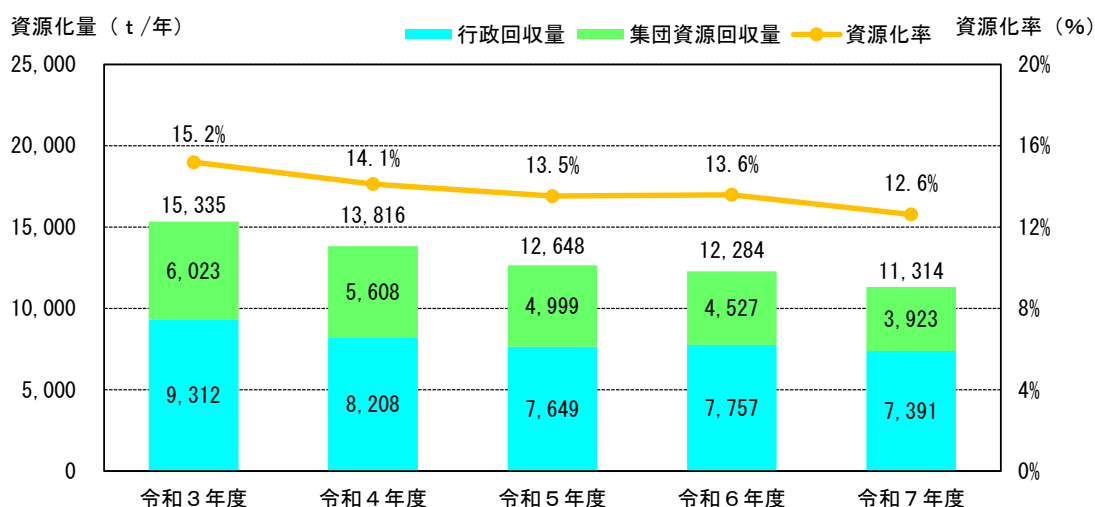


図 3-4-2 資源化の実績

第5節 最終処分の現況

1. 最終処分の概要

(1) 可燃物

燃やせるごみ、破碎処理及び資源化処理後の可燃物については、市内にある2つの焼却処理施設にて焼却しています。焼却後の焼却灰（主灰）は大田廃棄物最終処分場、北部廃棄物最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場に埋立処分しています。なお、飛灰については薬剤処理後、大田廃棄物最終処分場、北部廃棄物最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場に埋立処分しています。

(2) 不燃物

燃やせないごみ及び大型ごみのうち、破碎処理を行うものは、市内にある破碎処理施設にて、破碎可燃、資源（金属）及び破碎不燃に分けられます。この破碎不燃及び直接埋立処分を行う不燃ごみについては、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分しています。

(3) 資源ごみ

資源ごみは、分別品目ごとに市内にある資源化施設にて、破碎可燃、資源化物及び破碎不燃に分けられます。このうち、破碎不燃については、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場に搬入し、埋立処分しています。

2. 最終処分施設の概要

(1) 各施設の処理対象

現在、各施設において処理対象となっているものは、表 3-5-1 のとおりです。

表 3-5-1 各施設の処理対象一覧

施設の種類と施設名		処理対象
最終処分場	大田廃棄物最終処分場 北部廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場	・ 焼却灰等 ・ 直接埋立対象物 ・ 破碎施設及び資源化施設からの破碎不燃

(2) 既存施設の概要

最終処分場の概要を表 3-5-2 に示します。

表 3-5-2 最終処分場の概要

施設名	大田廃棄物最終処分場 (1期+2期)	北部廃棄物最終処分場 (増設2期)
所在地	大津市大石曾束町字大田 1092	大津市小野地先
埋立面積	41,200m ²	14,600m ²
埋立容量	460,000m ³	188,200m ³
汚水処理	140m ³ /日 (接触ばっ気生物処理+高度処理)	50m ³ /日 (接触ばっ気生物処理+高度処理)
竣工	平成6年8月	平成13年4月

3. 最終処分実績

本市における最終処分の実績を表 3-5-3 及び図 3-5-1 に示します。過去5年間をみると、最終処分量は、増減はありますが減少傾向にあります。項目ごとにみると、焼却灰等は減少傾向にありましたが令和7年度に増加しています。破碎不燃物等は減少しており、直接埋立対象物は令和4年度及び令和5年度に増加し以降は減少傾向にあります。

表 3-5-3 最終処分実績

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最終処分量	t/年	11,398	11,465	10,675	10,296	10,254
焼却灰等	t/年	10,044	10,004	9,356	9,219	9,408
破碎不燃物等	t/年	1,209	905	731	674	588
直接埋立対象物	t/年	146	557	588	404	258

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

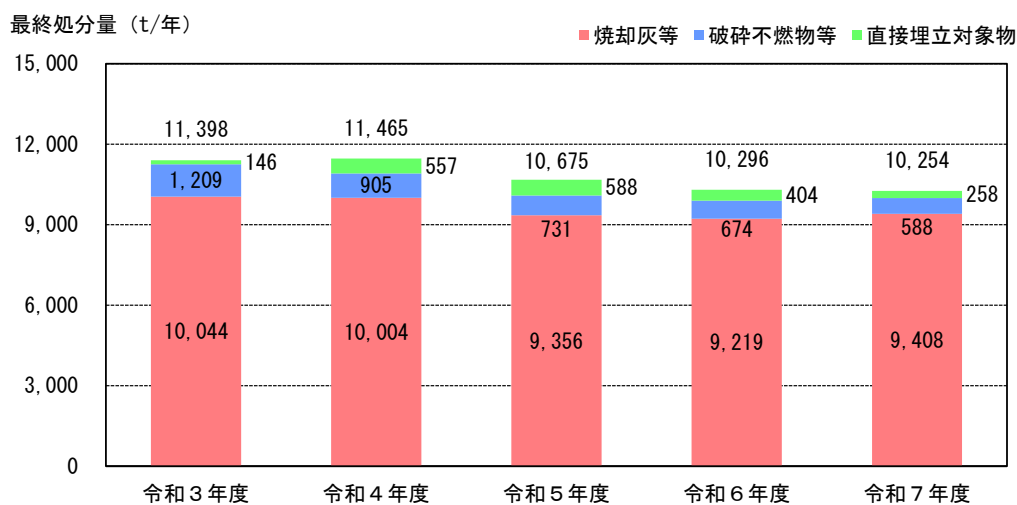


図 3-5-1 最終処分実績

第6節 ごみ処理経費の現況

1. ごみ処理経費の推移

本市におけるごみ処理経費の推移を表 3-6-1、図 3-6-1 及び図 3-6-2 に示します。過去 5 年間をみると、ごみ処理経費は令和 4 年度以降増加傾向にあります。

表 3-6-1 ごみ処理経費の推移

項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ごみ処理経費	千円	2,830,719	2,556,673	2,690,886	2,809,334	3,207,013
収集運搬経費	千円	1,290,729	1,311,642	1,370,091	1,322,362	1,361,174
処分経費	千円	1,539,990	1,245,031	1,320,796	1,486,971	1,845,839
人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
ごみ総排出量	t/年	94,929	92,262	88,521	85,852	85,725
1人当たり処理経費	円/人	8,233	7,436	7,837	8,192	9,359
ごみ1t 当たり処理経費	円/t	29,819	27,711	30,398	32,723	37,410

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※総務費は含まない

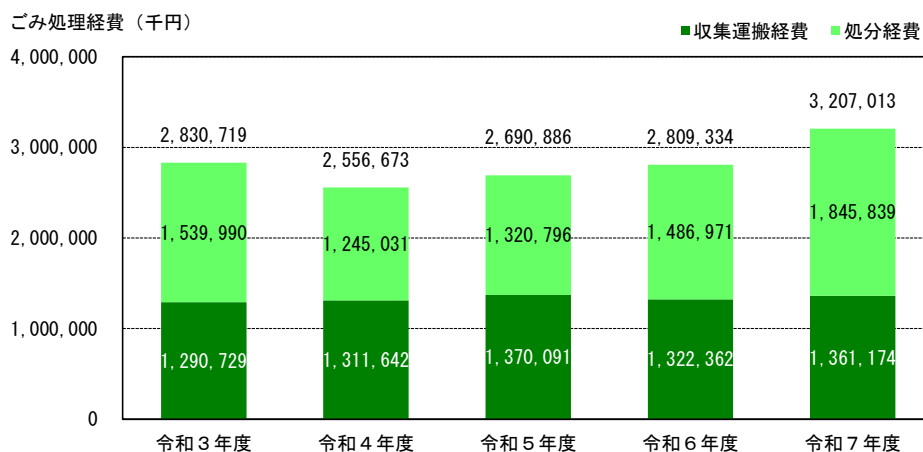


図 3-6-1 ごみ処理経費の推移

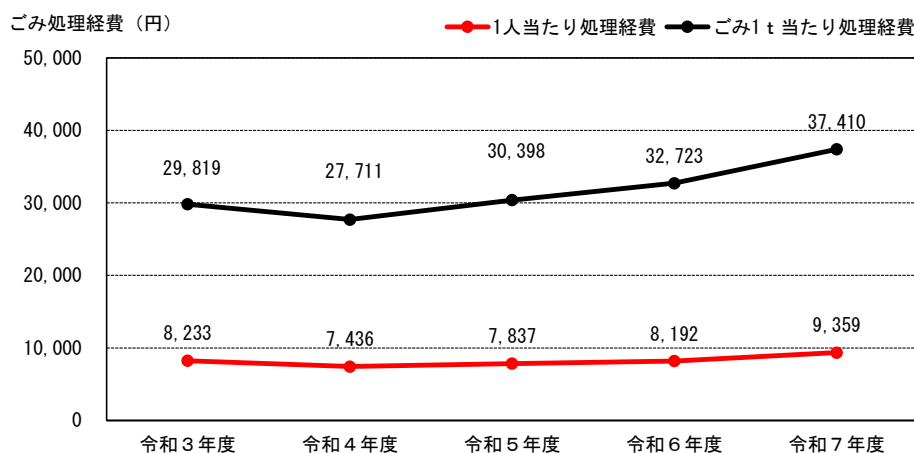


図 3-6-2 1人当たり及びごみ1t 当たり処理経費の推移

第7節 国・滋賀県の動向

1. 世界の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のグローバル目標と169のターゲットから構成され、先進国と開発途上国を問わず一丸となって取り組む普遍的なものであり、地球上の誰一人取り残さないことを掲げています。

17のグローバル目標は、「貧困や飢餓、教育等未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ」「エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消等すべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ」「地球環境や気候変動等地球規模で取り組むべき環境アジェンダ」といった世界が直面する課題を網羅的に示しています。

廃棄物との関わりが特に深いグローバル目標としては、「6 水・衛生の利用可能性」や「12 持続可能な消費と生産」、「17 パートナーシップの活性化」があります。このほかにも、食品ロスに関しては「2 飢餓撲滅、食料安全保障」、廃棄物処理施設による発電に関しては「7 エネルギーへのアクセス」、環境負荷が少ない処理処分に関しては「11 住み続けられるまちづくりを」や「13 気候変動への対処」、プラスチック問題に関しては「14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用」等も大きく関係しています。

廃棄物との関わりが深いSDGsのグローバル目標を図3-7-1に示します。

各グローバル目標は相互に関係しており、1つのグローバル目標を目指すのではなく、全体を俯瞰する視点を持ち取組を進めることが求められています。



図3-7-1 廃棄物との関わりが深いSDGsのグローバル目標

2. 国の動向

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本計画」は、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたものです。「循環型社会形成推進基本計画」はおおむね5年ごとに見直しを行うものとされており、令和6年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定されました。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、気候変動や生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と、地方創生や質の高いくらしの実現、産業競争力の強化、経済安全保障等の社会課題の同時解決につながる手段になります。

「国の基本計画」では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、以下の5つを掲げています。

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環型社会に関する全体像の指標を表3-7-1に示します。

表 3-7-1 国の基本計画による循環型社会に関する全体像の指標

指標	目標
資源生産性 ＝GDP/天然資源等投入量	令和12年度目標：約60万円/トン
一人あたり天然資源消費量 (マテリアルフットプリント)	令和12年度目標：約11トン/人
再生可能資源及び循環資源の投入割合 ＝(バイオマス系天然資源等投入量＋循環利用量)/(天然資源等投入量＋循環利用量)	令和12年度目標：約34%
入口側の循環利用率 ＝循環利用量/(天然資源等投入量＋循環利用量)	令和12年度目標：約19%
出口側の循環利用率 ＝循環利用量/廃棄物等発生量	令和12年度目標：約44%
最終処分量	令和12年度目標：約11百万トン
循環型社会ビジネスの市場規模	令和12年度目標：約80兆円以上
循環型社会形成に関する国民の意識・行動 ○廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識 ○具体的な3R行動の実施率	令和12年度目標：約90% 令和12年度目標：約50%
循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量	令和12年度目標：約343百万トン-CO _{2eq}
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	令和12年度目標：約29百万トン-CO _{2eq}
カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント	令和12年度目標：－

(2) 国が定める基本方針

国では「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(令和7年変更)(以下「国の基本方針」という。)において、一般廃棄物の減量化に関する減量化の目標量を設定しています。廃棄物の減量化の目標量については、令和4年度に対して、令和12年度を目標年度としています。

減量化の目標量を表3-7-2に示します。

表 3-7-2 国の基本方針による減量化の目標量

指標	目標量
一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減 (令和12年度)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478グラム (令和12年度)
一般廃棄物の出口循環利用率	約26% (令和12年度)
一人一日当たりごみ焼却量	約580グラム (令和12年度)
一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減 (令和12年度)
産業廃棄物の排出量	令和4年度比約1%増加に抑制 (令和12年度)
産業廃棄物の出口循環利用率	約37% (令和12年度)
産業廃棄物の最終処分量	令和4年度比約10%削減 (令和12年度)
廃棄物エネルギーを 地域を含めた外部に供給している施設の割合	46% (令和9年度)
一般廃棄物の最終処分場の残余年数	22.4年分を維持 (令和12年度)
産業廃棄物の最終処分場の残余年数	17年分を維持 (令和12年度)

(3) プラスチック資源循環戦略

資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定されました。

「プラスチック資源循環戦略」は、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則として、アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、気候変動等の課題解決のみならず、資源循環産業の発展を通じた経済成長や雇用創出を図り、持続可能な発展に貢献します。

プラスチック資源循環戦略における目標を表3-7-3に示します。

表 3-7-3 プラスチック資源循環戦略における目標

リデュース	・令和12年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リユース・ リサイクル	・令和7年までにリユースやリサイクル可能なデザインに
	・令和12年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース・リサイクル
	・令和17年までにすべての使用済プラスチックを100%有効利用
再生利用・バイオ マスプラスチック	・令和12年までにプラスチックの再生利用を倍増
	・令和12年までにバイオマスプラスチックを最大限(約200万トン)導入

(4) 3R+Renewable（再生可能資源への代替）

地球温暖化対策の重要性の高まりを背景に、さらに持続可能な社会を実現するため、製品の廃棄段階における取組である「3R」だけでなく、生産・消費段階における取組である「Renewable（リニューアブル）」等を含めた取組が求められています。

Renewableの行動としては、再生不可能な資源から再生可能資源に替えることを指し、プラスチック製の文具をバイオマスプラスチック製に替える等の取組が一例としてあります。

(5) プラスチック資源循環促進法

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内のプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

このような状況から、多様な製品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じる「プラスチック資源循環促進法」が令和4年4月1日に施行されました。

「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチックの廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」等の事項に関する基本方針を策定しています。

（６）食品ロス削減推進法

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことを食品ロスといい、我が国では生産や製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に発生しています。このような現状に加え、食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」が施行されました。

「食品ロス削減推進法」では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

（７）食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

「食品ロス削減推進法」第11条に基づき定められる「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第2次基本方針が令和7年3月25日に閣議決定されました。

第2次基本方針では、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし、食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めています。

食品ロスの削減の目標として、平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスを50%減（早期達成）、事業系食品ロスを60%減とし、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%と設定しています。

3. 滋賀県の動向

(1) 第五次滋賀県廃棄物処理計画

滋賀県では、「廃棄物処理法」第5条の5に基づき、平成13年度に「滋賀県廃棄物処理計画」が策定されました。その後、廃棄物処理の現状と課題、将来予測等を踏まえて見直しを行っており、令和3年度からの「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定されました。なお、次期計画である「第六次滋賀県廃棄物処理計画」が令和9年3月に策定予定です。

○計画の基本方針

- ・多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進
- ・循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進
- ・安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

○計画の目標

「第五次滋賀県廃棄物処理計画」での目標値は、環境先進県としてのブランドイメージの地位を再確認するため、全国1位を達成できる値（チャレンジ目標値）として設定されています。滋賀県の「1人1日当たりごみ排出量」は全国2位（平成28年度から平成30年度）です。滋賀県の「ごみ排出量」は資源ごみを全て含めた総排出量です。

(1) 廃棄物の減量に係る目標

①一般廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
1人1日当たりごみ排出量	834 g (H30)	838 g (R 7)	804 g (R 7)
1人1日当たり最終処分量	84 g (H30)	85 g (R 7)	82 g (R 7)

②産業廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
産廃の最終処分量	10.5 万 t (H30)	10.7 万 t (R 7)	9.8 万 t (R 7)

(2) 取組に係る目標

目標項目	実績値(R元)	目標値(R 7)
マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）	90.1%	85%以上 (計画期間中)
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	23箇所	100箇所
食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合	78.3%(R 2)	80%以上
「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	118店	300店
市町災害廃棄物処理計画の策定率	42.1%	100%(R 6)
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	231,814人	1,200,000人 (計画期間累計)
優良産廃処理業者認定数	181件	270件
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	100%	100% (計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	79.3%	85%以上 (計画期間中)

第8節 地域の関係計画

1. 近隣自治体の計画等策定状況

近隣自治体における計画等策定状況を表 3-8-1 に示します。

表 3-8-1 近隣自治体の計画等策定状況

自治体名		策定状況	目標値
滋賀県	草津市	令和4年3月策定 【計画期間】 令和4年度～令和14年度	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収を含む） 令和元年度比で8.0%の減量 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 令和元年度比で6.1%の減量
	守山市	令和2年7月策定 【計画期間】 令和3年度～令和12年度	1人1日当たりのごみ排出量 7%削減 1人1日当たりの家庭ごみの排出量 4%削減 1人1日当たりの事業系ごみの排出量 15%削減 - 資源化率 25.3%を維持
	甲賀市	令和6年3月策定(改定) 【計画期間】 令和6年度～令和10年度	- 原単位を835g/人/日以下とする 家庭系ごみの原単位を令和4年度に対して3%削減 事業系ごみの原単位を令和4年度に対して5%削減 - リサイクル率を25%にする
	高島市	平成30年3月策定(改定) 【計画期間】 平成24年度～令和8年度	燃やせるごみの総排出量 年間10,700トン以下 (一人一日あたりの排出量807g/人・日以下)
京都府	京都市	令和3年3月 【計画期間】 令和3年度～令和12年度	- 市受入量 37万トン（R元年度比10%減） 市民1人1日当たり 700グラム - ごみ焼却量 33万トン（R元年度比14%減） 市民1人1日当たり 625グラム - レジ袋使用量（家庭） 400トン 市民1人当たり 35枚（H12年度比90%減） - ペットボトル排出量（家庭） 1,600トン 市民1人当たり 45本（H12年度比50%減） - 食品ロス排出量 4.6万トン（H12年度比52%減） 市民1人1日当たり 87グラム - プラスチックごみ分別実施率（家庭） 60%（R元年度比14ポイント増） - 食品廃棄物リサイクル率（事業） 36%（R元年度比17ポイント増） - 再生利用率 39%（R元年度比8ポイント増） - 市最終処分量 4.4万トン（R元年度比14%減） - 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量 11.3万トンCO₂（H25年度比30%減）
	宇治市	【計画期間】 令和元年度～令和10年度	- 家庭系ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ） 1人1日あたり平均排出量を8%削減（H29年度比） - 事業系ごみ 1日あたり平均排出量を8%削減（H29年度比） - リサイクル率（集団回収を含む） 25%（H29年度22.3%）

※計画期間に関して、平成31年度以降は令和表記に変更

第9節 現計画の目標値の達成状況

1. ごみ減量

ごみ減量における現計画の目標値と令和7年度実績との比較結果を表3-9-1に示します。現計画の目標値である「ごみ排出量」は、家庭系ごみ及び事業系ごみの合計から資源ごみを除いたものです。

令和7年度実績について、ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位では目標を達成できているものの、事業系ごみ原単位は目標を達成するに至っていません。

表3-9-1 現計画の目標値との比較（ごみ減量）

項目	単位	令和2年度	令和7年度		達成状況
		実績値	目標値	実績値	
ごみ排出量	t/年	88,023	83,845	78,010	達成
家庭系ごみ原単位	g/人・日	523.6	511.8	449.6	達成
事業系ごみ原単位	g/人・日	177.8	165.8	174.2	未達成

※ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位、事業系ごみ原単位は資源ごみを除いたもの

※事業系ごみは公益の美化活動や不法投棄等の回収等の臨時収集を含む

2. 処理・処分

処理・処分における現計画の目標値と令和7年度実績との比較結果を表3-9-2に示します。

令和7年度実績について、最終処分量は目標を達成できています。

表3-9-2 現計画の目標値との比較（処理・処分）

項目	単位	令和2年度	令和7年度		達成状況
		実績値	目標値	実績値	
最終処分量	t/年	11,787	11,096	10,254	達成

第 10 節 現況の分別収集区分や処理方法等の評価

1. 前提条件

平成 28 年 9 月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村は、分別収集区分や処理方法等について、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。本指針に基づき、類似都市と比較分析を行い、現状評価及び目指すべき方向性について検討を実施しました。システム分析にあたっては、一般財団法人日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（以下「支援ツール」という。）を用いて実施しました。なお、類似都市としては本市を含む中核市 62 市を選定しました。

2. システム分析に基づく類似都市との比較結果

支援ツールを用いて実施したシステム分析結果（令和 6 年度実績）を図 3-10-1 に示します。

システム分析結果についての評価は以下のとおりです。なお、データの揃わない「廃棄物からのエネルギー回収率」及び「温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量」、「住民満足度」については、評価項目から除外しました。

（1）人口一人一日当たりごみ総排出量

人口一人一日当たりごみ総排出量については、類似都市の平均 861g/人・日に対し本市は 721g/人・日と相当少なく、減量化施策については一定の効果が現れていると考えられます。

（2）廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

廃棄物からの資源回収率については、類似都市の平均 16.1%に対し本市は 13.6%と低くなっています。店頭回収の拡充等が影響していると考えられます。

（3）廃棄物のうち最終処分される割合

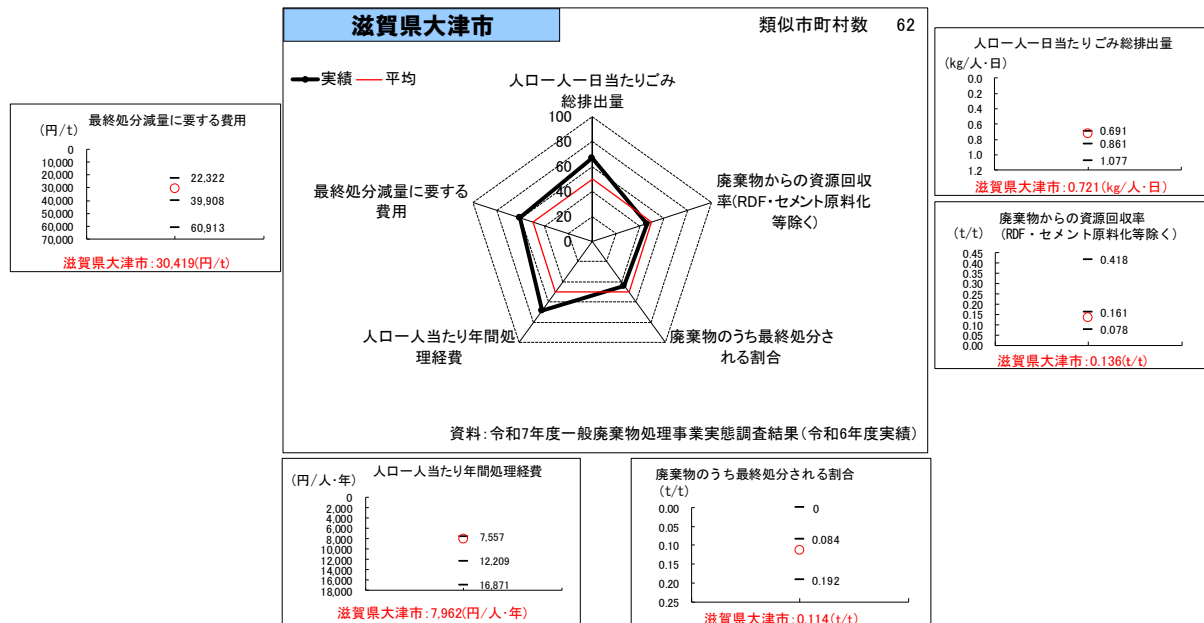
廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均 8.4%に対し本市は 11.4%とやや高くなっています。

（4）人口一人当たり年間処理経費

人口一人当たり年間処理経費については、類似都市の平均 12,209 円/人・年に対し本市は 7,962 円/人・年と相当低くなっています。

（5）最終処分減量に要する費用

最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理等に要した経費は、類似都市の平均 39,908 円/t に対し本市は 30,419 円/t と相当低くなっています。



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (ごみ発生量) (g/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	861	0.161	0.084	12,209	39,908
最大	1,077	0.418	0.192	16,871	60,913
最小	691	0.078	0.000	7,557	22,322
標準偏差	0.085	0.059	0.048	2,282	8,782
大津市実績	721	0.136	0.114	7,962	30,419
偏差値	66.5	45.8	43.7	68.6	60.8

※図中の各数値については、本編数値とは採用する基準等の違いから異なる

図 3-10-1 システム分析結果 (令和6年度実績)

表 3-10-1 (1) システム分析結果における他都市との比較

	人口 (人)		人口一人一日当たりごみ総排出量 (ごみ発生量) (kg/人・日)		廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除) (t/t)	
滋賀県大津市	35位/62位	343,609	2位/62位	0.721	41位/62位	0.136
平均 (62市)		360,392		0.861		0.161
上位10市	千葉県船橋市	649,489	東京都八王子市	0.691	岡山県倉敷市	0.418
	埼玉県川口市	607,651	滋賀県大津市	0.721	神奈川県横須賀市	0.321
	鹿児島県鹿児島市	591,607	大阪府枚方市	0.724	東京都八王子市	0.277
	東京都八王子市	559,809	愛媛県松山市	0.724	長野県長野市	0.261
	兵庫県姫路市	521,074	埼玉県川口市	0.737	島根県松江市	0.227
	栃木県宇都宮市	514,490	大阪府豊中市	0.752	鳥取県鳥取市	0.220
	愛媛県松山市	497,367	大阪府寝屋川市	0.756	福島県いわき市	0.217
	兵庫県西宮市	482,423	大阪府八尾市	0.759	埼玉県川口市	0.209
	大阪府東大阪市	478,187	埼玉県越谷市	0.760	奈良県奈良市	0.208
	大分県大分市	473,157	大阪府吹田市	0.765	愛知県豊橋市	0.205
下位10市	北海道函館市	237,285	島根県松江市	0.944	群馬県高崎市	0.101
	山形県山形市	234,609	富山県富山市	0.946	山口県下関市	0.100
	長野県松本市	234,410	山口県下関市	0.958	福岡県久留米市	0.099
	長崎県佐世保市	233,857	青森県青森市	0.965	青森県八戸市	0.098
	大阪府寝屋川市	224,609	高知県高知市	0.967	福島県郡山市	0.093
	青森県八戸市	215,747	山梨県甲府市	0.976	大阪府東大阪市	0.084
	広島県呉市	202,341	茨城県水戸市	0.981	和歌山県和歌山市	0.081
	島根県松江市	194,592	福島県福島市	0.996	高知県高知市	0.081
	山梨県甲府市	183,906	福島県郡山市	1.074	長崎県佐世保市	0.079
	鳥取県鳥取市	179,670	北海道函館市	1.077	兵庫県明石市	0.078

※図中の各数値については、本編数値とは採用する基準等の違いから異なる

表 3-10-1 (2) システム分析結果における他都市との比較

	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)		人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)		最終処分減量に要する費用 (円/t)	
滋賀県大津市	42位/62位	0.114	2位/62位	7,962	9位/62位	30,419
平均(62市)		0.084		12,209		39,908
上位10市	東京都八王子市	0.000	青森県青森市	7,557	青森県青森市	22,322
	神奈川県横須賀市	0.006	滋賀県大津市	7,962	高知県高知市	27,271
	岡山県倉敷市	0.012	大阪府高槻市	8,176	長野県長野市	27,374
	高知県高知市	0.012	長野県長野市	8,499	山梨県甲府市	27,537
	長野県長野市	0.014	群馬県高崎市	8,812	長野県松本市	28,092
	福島県いわき市	0.016	鹿児島県鹿児島市	9,191	群馬県高崎市	28,717
	福岡県久留米市	0.023	兵庫県明石市	9,204	大阪府高槻市	28,939
	茨城県水戸市	0.028	大阪府寝屋川市	9,228	北海道函館市	30,165
	長野県松本市	0.029	栃木県宇都宮市	9,455	滋賀県大津市	30,419
	広島県福山市	0.029	群馬県前橋市	9,690	栃木県宇都宮市	30,449
下位10市	鹿児島県鹿児島市	0.130	大阪府枚方市	14,851	広島県呉市	49,146
	奈良県奈良市	0.138	大阪府八尾市	14,885	沖縄県那覇市	49,857
	大阪府東大阪市	0.139	広島県呉市	14,912	奈良県奈良市	51,249
	福島県郡山市	0.140	神奈川県横須賀市	15,030	神奈川県横須賀市	51,302
	大阪府八尾市	0.140	長崎県佐世保市	15,248	香川県高松市	51,647
	兵庫県明石市	0.140	沖縄県那覇市	15,334	東京都八王子市	54,859
	長崎県長崎市	0.148	山口県下関市	15,409	大阪府吹田市	55,395
	石川県金沢市	0.156	大阪府吹田市	15,424	大阪府八尾市	59,740
	北海道函館市	0.191	東京都八王子市	15,968	大阪府枚方市	59,984
	北海道旭川市	0.192	埼玉県川越市	16,871	埼玉県川越市	60,913

※図中の各数値については、本編数値とは採用する基準等の違いから異なる

3. 中核市との比較

本市は平成 21 年 4 月に「中核市」へ移行しました。中核市とは、人口 20 万人以上の要件を満たす政令指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するため設けられるものです。

中核市との比較を表 3-10-2 に示します。なお、本調査時点で中核市は 62 市となっています。本市は中核市との比較では、リサイクル率を除き全て中核市の平均を上回っています。人口及び世帯数は平均より少なく、行政区域面積は大きくなっており、人口密度は中核市 62 市の中で 41 番目の高さとなっています。ごみ総排出量は、平均より相当少なく、一人一日あたり排出量は、中核市で 5 番目に少なく中核市の中でも上位にいます。家庭系の一人一日あたり排出量は 19 位、直接搬入量は 5 位、収集量は 18 位となっています。集団回収量は、平均より多く中核市で 17 位の多さとなっていますが、リサイクル率は、平均より低く 47 位となっています。

集団回収量が 17 位で、中核市の平均を上回っていますが、引き続き補助金交付等、集団資源回収への動機付けが必要と考えられます。また、リサイクル率が 47 位と低くなっていますが、これは、ポイント還元等のインセンティブや利便性が良い店頭回収を利用される市民の方が多く、市の処理量に反映されないことが原因と考えられます。

表 3-10-2 中核市との比較（大津市）

	人口	世帯数	行政区域 面積	人口密度	ごみ 総排出量 (ごみ発生 量)	一人一日あたり 排出量		直接 搬入量	収集量	集団 回収量	リサイクル 率 (資源化率)
	人	世帯	km ²	人/km ²	t/年	g/人・日	(家庭系) g/人・日	t/年	t/年	t/年	%
大津市	342,941 (35位)	158,955 (39位)	465 (23位)	738 (41位)	93,521 (14位)	743 (5位)	464 (19位)	2,330 (5位)	86,193 (18位)	4,998 (17位)	13.5 (47位)
平均 (62市)	358,677	176,499	403	2,658	114,658	875	519	11,177	99,385	4,444	17.9

表 3-10-3 中核市との比較（全体）

	人口	世帯数	行政区域 面積	人口密度	ごみ 総排出量 (ごみ発生 量)	一人一日あたり 排出量		直接 搬入量	収集量	集団 回収量	リサイクル 率 (資源化率)
	人	世帯	km ²	人/km ²	t/年	g/人・日	(家庭系) g/人・日	t/年	t/年	t/年	%
函館市	234,530	137,669	678	346	97,043	1,099	688	12,029	79,169	5,845	14.7
旭川市	314,101	176,567	748	420	106,938	909	421	3,026	96,983	6,929	20.4
青森市	261,227	135,728	825	317	96,710	985	636	6,235	86,923	3,552	13.7
八戸市	213,735	110,010	306	699	74,960	936	527	6,450	68,233	277	10.7
盛岡市	275,739	138,319	886	311	95,303	930	585	6,416	85,540	3,347	15.0
秋田市	291,412	146,496	906	322	103,497	948	485	7,955	92,953	2,589	20.2
山形市	234,609	106,057	382	615	76,847	889	519	4,828	67,205	4,814	17.6
福島市	262,869	124,447	768	342	99,651	1,014	612	10,133	88,312	1,206	11.6
郡山市	310,950	146,532	757	411	127,281	1,102	614	11,318	113,154	2,809	9.2
いわき市	300,705	146,543	1,233	244	110,440	939	612	7,335	98,160	4,945	22.3
水戸市	266,390	129,496	217	1,226	97,038	985	546	7,343	87,722	1,973	18.7
宇都宮市	513,086	247,955	417	1,231	165,021	876	665	18,115	140,736	4,919	15.3
前橋市	328,063	157,333	312	1,053	106,076	878	566	8,845	91,736	5,495	17.6
高崎市	364,634	173,410	459	794	119,902	890	572	7,268	108,953	3,681	10.5
川越市	352,673	170,294	109	3,232	100,335	777	469	6,045	90,460	3,830	21.9
川口市	607,943	308,606	62	9,813	166,148	748	431	6,281	150,309	9,558	22.3
越谷市	341,992	163,985	60	5,678	97,905	779	484	1,219	92,256	4,430	16.7
船橋市	650,768	325,689	86	7,601	190,338	802	496	13,293	161,324	15,721	20.9
柏市	437,716	210,131	115	3,815	128,777	811	409	6,359	122,418	-	18.9
八王子市	558,196	285,405	186	2,995	143,372	698	592	2,792	135,307	5,273	33.6
横須賀市	376,682	185,985	101	3,737	112,088	796	443	6,628	89,947	15,513	32.6
富山市	402,337	186,949	1,242	324	146,534	984	638	14,331	123,660	8,543	21.7
金沢市	441,290	214,579	469	941	144,939	889	420	14,416	127,772	2,751	12.4
福井市	252,666	108,654	536	471	78,980	842	494	5,734	69,927	3,319	11.8
甲府市	182,995	94,472	212	5,560	66,591	982	663	4,929	58,510	3,152	17.0
長野市	360,540	165,081	835	432	113,953	854	401	4,625	102,277	7,051	26.8
松本市	233,020	109,947	978	247	81,286	942	394	4,883	75,334	1,069	19.8
岐阜市	397,670	188,687	204	1,953	126,101	861	489	7,267	115,053	3,781	12.6
豊橋市	364,737	166,232	262	1,392	118,553	878	407	19,073	95,852	3,628	21.5
岡崎市	381,638	171,844	387	990	122,790	878	527	18,716	100,974	3,100	18.6
一宮市	375,827	169,726	114	3,301	112,762	813	518	9,576	102,770	416	15.5
豊田市	415,138	190,271	918	452	129,275	847	496	18,250	108,741	2,284	14.9
大津市	342,941	158,955	465	738	93,521	743	464	2,330	86,193	4,998	13.5
豊中市	405,423	199,381	37	11,077	114,055	766	391	7,909	102,079	4,067	15.2
吹田市	384,302	187,467	36	10,648	108,154	773	446	4,199	98,362	5,594	16.0
高槻市	344,852	166,344	105	3,275	105,277	828	572	5,323	93,238	6,716	13.1
枚方市	391,573	187,565	65	6,013	106,835	739	538	1,117	96,059	9,659	18.2
八尾市	258,285	128,639	42	6,191	73,176	766	457	4,176	64,038	4,962	13.0
寝屋川市	223,860	113,549	25	9,063	63,978	773	419	2,139	57,805	4,034	20.3
東大阪市	477,481	252,490	62	7,729	166,344	954	478	5,888	153,259	7,197	8.6
姫路市	521,074	249,793	534	975	172,015	899	591	21,403	146,950	3,662	17.0
尼崎市	457,072	245,469	51	9,012	133,944	801	446	7,914	122,112	3,918	13.1
明石市	307,094	145,366	49	6,215	91,821	818	553	6,443	82,034	3,344	8.5
西宮市	479,825	230,562	100	4,790	144,735	820	472	12,698	123,642	8,395	15.5
奈良市	346,024	168,722	277	1,249	101,296	791	556	5,580	81,226	14,490	21.6
和歌山市	351,267	176,888	209	1,682	111,927	856	600	11,168	100,432	327	8.0
鳥取市	178,010	81,891	765	233	62,049	936	400	5,271	54,935	1,843	21.7
松江市	193,135	91,724	573	337	68,763	959	533	9,653	59,110	-	25.2
倉敷市	471,985	221,699	356	1,326	163,965	983	478	29,489	134,476	7,388	47.7
呉市	199,481	104,282	352	567	67,678	896	621	8,851	56,403	2,424	13.7
福山市	453,266	217,268	518	876	143,410	858	535	7,358	131,922	4,130	42.4
下関市	241,776	127,630	716	338	89,013	982	562	38,032	48,621	2,360	20.5
高松市	416,120	205,424	376	1,108	130,725	866	522	4,655	126,070	0	17.1
松山市	494,362	255,380	429	1,151	134,203	732	457	35,779	98,424	-	17.6
高知市	309,881	163,418	309	5,970	110,132	949	623	9,337	100,795	-	17.0
久留米市	299,539	143,597	230	1,303	97,386	884	597	17,546	78,605	1,235	21.7
長崎市	388,261	205,139	406	957	134,702	928	512	39,118	88,989	4,232	13.2
佐世保市	231,017	119,457	426	542	82,185	947	446	6,189	73,027	2,969	15.5
大分市	471,290	233,184	502	938	154,979	897	511	13,325	140,035	1,619	18.0
宮崎市	392,274	202,553	644	610	133,854	922	661	20,709	112,354	791	14.1
鹿児島市	588,583	304,982	548	1,075	194,452	892	461	65,808	127,101	1,543	12.6
那覇市	312,021	161,017	41	7,526	96,809	740	451	1,846	94,934	30	15.8
平均値	358,677	176,499	403	2,658	114,658	875	519	11,177	99,385	4,444	17.9
中央値	351,970	169,224	366	1,091	110,286	878	515	7,339	96,521	3,731	17.0

出典：都市要覧（令和7年度 中核市市長会）より作成（ごみ総排出量等：令和5年度実績）

第 1 1 節 課題の整理

前節において中核市との比較をした上で、項目ごとに課題の整理をします。

1. 発生抑制、減量化

本市における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 743g/人・日（令和 5 年度）となっており、中核市の平均値（875g/人・日）及び全国（851g/人・日）、滋賀県（761g/人・日）と比較すると、いずれの数値も下回り少なくなっています。家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量は 464g/人・日（令和 5 年度）となっており、中核市の平均値（519g/人・日）より少なくなっています。

本市の令和 7 年度における資源ごみを除いたごみ排出量は 78,010 t となっており、現計画の令和 7 年度目標値（83,845 t）を達成しています。家庭系ごみ原単位は 449.6g/人・日となっており、現計画の令和 7 年度目標値（511.8g/人・日）を達成しています。事業系ごみ原単位は 174.2g/人・日となっており、現計画の令和 7 年度目標値（165.8g/人・日）の達成には至っていません。

本市においては、平成 25 年 9 月に「大津市ごみ減量実施プラン」を策定し、平成 26 年から「紙ごみの分別収集の開始」「びんの色別収集の開始」「大型ごみ等施設の搬入制限」「マニフェストの導入」等といった施策を実施しており、平成 26 年度に本市のごみ量は大きく減少しました。今後、家庭系ごみはこのまま目標値の維持に努め、事業系ごみについては更なる減量を図るために、事業者に対する啓発や指導を強化し、発生抑制や再使用等各種施策を計画的に進めていく必要があります。

2. 再資源化

本市におけるリサイクル率は 13.5%（令和 5 年度）となっており、中核市の平均値（17.9%）及び全国（19.5%）、滋賀県（15.7%）と比較すると、低くなっています。

リサイクル率については、環境に配慮した製品の普及やペットボトル等の軽量化等により、ほかの自治体でも低下してきています。また、スーパー等での店頭回収が拡大していますが、店頭回収等については、その内容や量の全体を把握することが難しいため、資源化量には含まれません。ポイント還元等のインセンティブや利便性が良い店頭回収を利用される市民の方が多く、そのため本市の資源化率が低くなっていると考えられます。今後、再資源化を推進するにあたっては、正しい分別の周知をするとともに店頭回収等を実施する事業者との連携強化が必要であると考えられます。

3. 収集・運搬

令和7年度に実施した分別状況調査結果より、家庭系燃やせるごみでは、厨芥類や紙類、プラスチックが多くを占めていました。家庭系燃やせないごみでは、陶器やその他金属類、その他ガラス、鏡等、小型家電製品が多くを占めており、燃やせるごみに排出すべきプラスチック製品等も排出されていました。家庭系プラスチック製容器包装では、その他プラ製容器やパック・カップ類が多くを占めており、分別不適物であるプラスチック製品やその他可燃物も排出されていました。なお、全体でみると分別不適物の排出は減少傾向にあります。

また、令和7年度に実施した市民アンケートにおいて、販売店等で回収されないリチウムイオン電池等と、リチウムイオン電池等の取り外しが困難な小型家電製品については、家庭ごみ定期収集の「びんの日」に併せてごみ集積所に出すことができる、本市独自の取組について、市民認知度が約22%と低い水準に留まりました。

リチウムイオン電池等の不適切な排出は、ごみ収集車両の火災や処理施設での火災事故の発生につながり、人的な被害が生じる危険性もあります。

今後、更なる分別の徹底について、市民に対する啓発を推進していくとともに、分別収集区分が分かりやすく排出しやすいなど市民にとって利便性が高い収集方法の検討を継続して行う必要があると考えられます。

4. 最終処分

本市の廃棄物のうち最終処分される割合は11.4%（令和6年度）となっており、中核市の平均値（8.4%）と比較するとやや高くなっています。

令和7年度における最終処分量は10,254tとなっており、現計画の令和7年度目標値（11,096t）を達成しています。

最終処分場については、限りある容量を有効に活用するとともに、大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場における処理量の確保にも努めていく必要があります。

5. ごみ処理費用

本市の人口1人当たり年間処理経費は7,962円/人・年（令和6年度）となっており、中核市の平均値（12,209円/人・年）と比較すると少なくなっています。これは焼却施設におけるごみ発電等の影響が考えられます。

今後も引き続き処理コストについて、投資的経費が多数になるものの、経常経費である収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階において、経費の見直しを行うとともに、効率的な施設の運営について検討する必要があると考えられます。

6. プラスチック使用製品廃棄物

本市では、平成 19 年より 3 品目のプラスチック製容器、平成 21 年よりプラマークのついているプラスチック製容器包装の分別収集を実施しています。

令和 4 年 4 月にプラスチック資源の分別収集と再商品化を自治体に促す「プラスチック資源循環促進法」が施行されたことを受け、本市においても令和 6 年度にプラスチックごみ一括回収モデル事業を実施し、令和 7 年度にプラスチック製品資源化に向けた施設改修等の検討を行いました。

検討の結果、性能強化のための機器更新が必要となるがこれに伴う機械の重量増による既存建屋の構造耐力の不足から、現施設の改修では対応できないことが判明しました。また、改修以外の手法についても課題が残る結果となりました。

このことから、当面はプラスチック製容器包装の減量及びリサイクルの推進を図りながら、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に関しては、現行の収集体制を維持しつつ、国や他都市の動向を注視していくこととしました。

第4章 計画の基本的事項の検討

第1節 ごみ排出量の予測方法

今後、5年間のごみ排出量予測の見直しは、以下の方法で行います。

- ① 過去5年間（令和3年度から令和7年度）における家庭系ごみ排出量の実績値を年間日数（365日（閏年は366日））及びその年度の人口で除し、家庭系ごみ排出量原単位を算出します。また、過去5年間（令和3年度から令和7年度）における事業系ごみ排出量の実績値を年間日数（365日（閏年は366日））及びその年度の人口で除し、1人1日当たり事業系ごみ排出量を算出します。ごみ排出量の予測に用いる人口は、「大津市総合計画 第3期実行計画」（令和7年3月策定）の将来展望人口を補正した人口で使います。
- ② 過去の実績から、ごみの分別収集方法等に大きな変化のない比較的施策が安定した年度を選び出し、その年度の実績を基に6種類（直線式・逆数式・対数曲線・べき乗曲線・指数曲線・ロジスティック曲線）の予測式を用いて原単位の将来予測を行います。
- ③ 予測した各年度の家庭系ごみ排出量原単位及び事業系ごみ排出量原単位にその年度の将来人口及び年間日数（365日（閏年は366日））を乗じて、各年度の年間排出量を推計します。

第2節 ごみ排出量原単位の実績

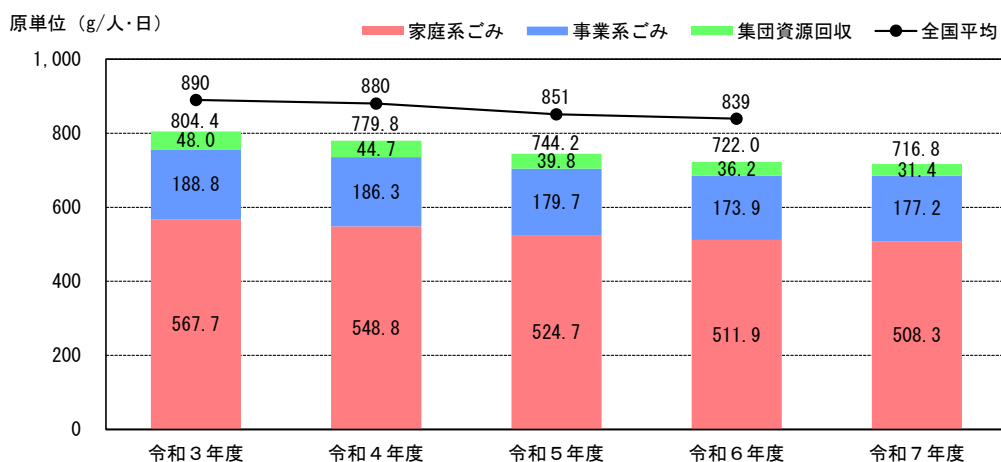
本市におけるごみ排出量原単位の実績は、表4-2-1及び図4-2-1のとおりです。

表4-2-1 ごみ排出量原単位の実績

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
年間日数	日	365	365	366	365	365
家庭系ごみ量	t/年	71,236	68,880	65,941	64,082	63,566
事業系ごみ量	t/年	23,693	23,382	22,580	21,771	22,159
集団資源回収量	t/年	6,023	5,608	4,999	4,527	3,923
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	567.7	548.8	524.7	511.9	508.3
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	188.8	186.3	179.7	173.9	177.2
集団資源回収量原単位	g/人・日	48.0	44.7	39.8	36.2	31.4
ごみ発生量原単位	g/人・日	804.4	779.8	744.2	722.0	716.8

※ごみ発生量原単位＝家庭系ごみ排出量原単位＋事業系ごみ排出量原単位＋集団資源回収量原単位

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



※令和7年度の全国平均のごみ排出量原単位は、現在未公表

図 4-2-1 ごみ排出量原単位の実績

第3節 ごみ排出量原単位及び1日当たり排出量の将来予測

1. 予測に使用する年度の設定

将来予測に使用する年度については、本市の施策の実施状況及び全国の傾向を勘案し、かつ比較的安定な年度を選定します。

予測は、主に令和3年度から令和7年度のデータを基に推計を行うこととします。

2. ごみ排出量原単位の予測

(1) 予測手法

設定した年度における1人1日当たりのごみ排出量の実績値を、ごみの分別区分ごとに予測式に当てはめ、予測結果により設定して求めた1人1日当たりのごみ排出量の推計値に将来人口の推計値を乗じることで、将来におけるごみ排出量の推計値を算出します。

将来のごみ排出量の予測手法を、図4-3-1に示します。

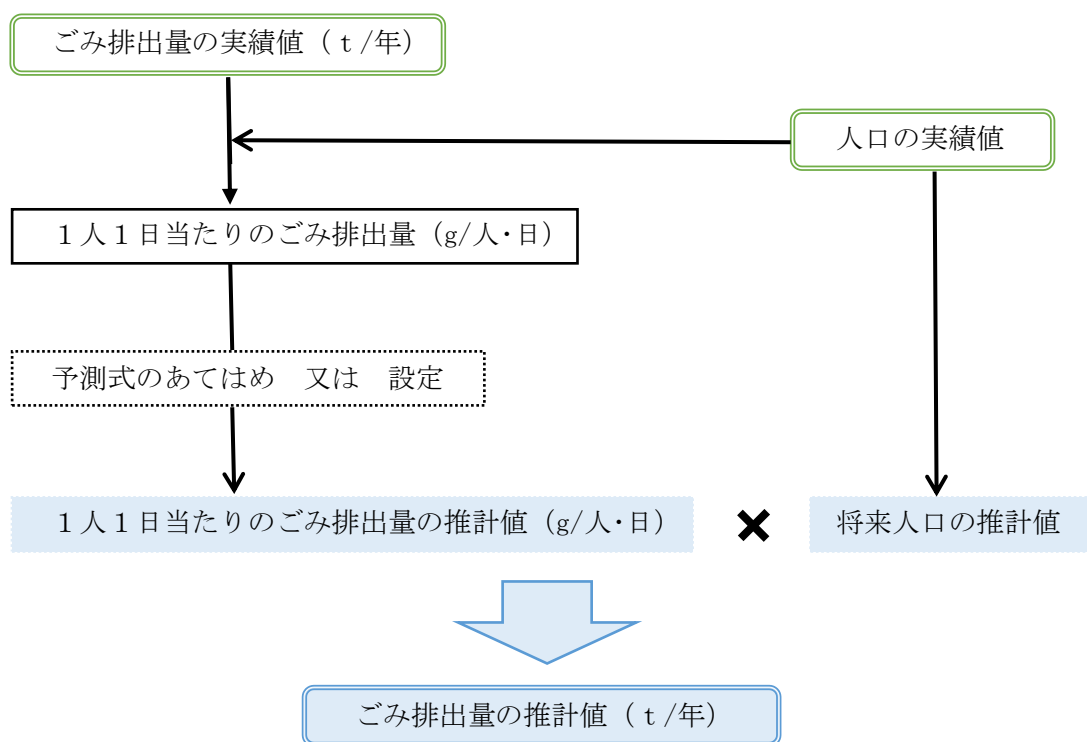


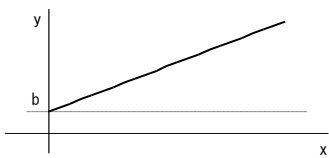
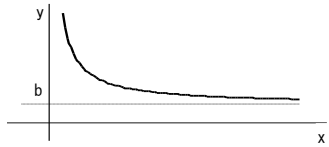
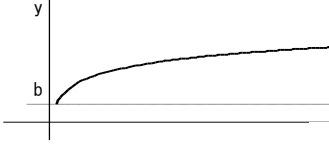
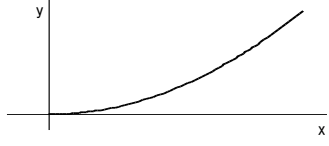
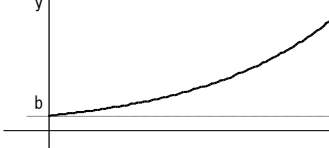
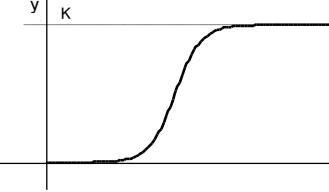
図 4-3-1 将来のごみ排出量の予測手法

(2) 予測式の概要

予測式の選定にあたっては、原則、過去の実績値を踏まえ、予測の精度を図る指標である決定係数の良い予測式を選定することとします。なお、決定係数に基づく予測結果が極端に増加、または減少する場合については、これによらず、過去の実績値からの乖離が少なくなる予測式を採用することとします。

将来のごみ排出量の予測に用いた予測式を、表 4-3-1 に示します。

表 4-3-1 予測式の概要

予測式の種類	グラフ模式図	特徴
直線 $y = a \times x + b$		直線式のため増加・減少傾向がはっきりと出ます。また、実績が増加傾向にある場合は、現在の傾向が継続することを前提とするため、予測結果が過大になる場合もあります。
逆数 $y = a/x + b$		変化率を低く抑える時に有効な予測式です。
対数 $y = a \log x + b$ ($x > 0$)		徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合に有効な予測式です。
べき乗 $y = a \times x^b$ ($a > 0, b > 0$)		比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定等に適用できるとされており、徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合にも有効な予測式です。
指数 $y = a \times b^x$ ($a > 0, b > 1$)		過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いと言われていますが、式の特性上、数値が急激に変化する場合があります。
ロジスティック $y = k / (1 + a \times e^{-bx})$ ($a > 0, b > 1$) k : 飽和定数 e : 自然対数の底		人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例しますが、同時にその時の人口の大きさに関係する抵抗を受けるという理論によって定式化された式です。飽和点に向かって収束していくのが特徴です。

(3) 予測結果

①家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ以外）

令和3年度から令和7年度の家系系ごみ排出量原単位（資源ごみ以外）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-2及び図4-3-2に示します。

表4-3-2 家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ以外）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック	逆数補正值
令和3年度	g/人・日	503.8							
令和4年度	g/人・日	486.6							
令和5年度	g/人・日	465.2							
令和6年度	g/人・日	452.7							
令和7年度	g/人・日	449.6							
令和8年度	g/人・日		428.9	451.9	441.5	442.3	430.6	418.5	449.1
令和9年度	g/人・日		414.6	450.3	436.0	437.2	417.9	395.1	448.7
令和10年度	g/人・日		400.4	449.1	431.2	432.8	405.5	369.5	448.3
令和11年度	g/人・日		386.2	448.2	426.9	429.0	393.5	341.9	447.9
令和12年度	g/人・日		371.9	447.4	423.1	425.6	381.9	312.9	447.4
決定係数		—	0.945	0.899	0.976	0.974	0.949	0.919	—
									採用

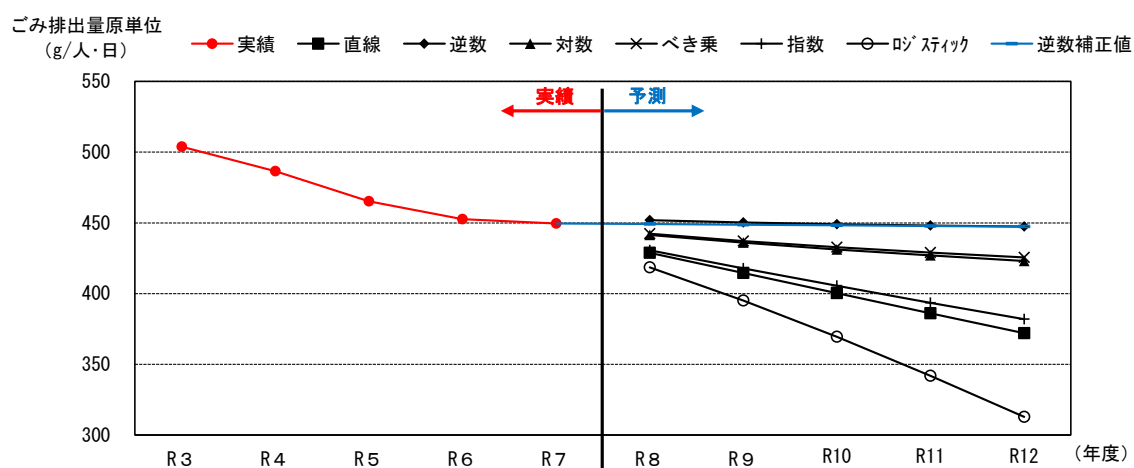


図4-3-2 家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ以外）の予測結果

②家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ）

令和3年度から令和7年度の家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-3及び図4-3-3に示します。

表 4-3-3 家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック
令和3年度	g/人・日	63.9						
令和4年度	g/人・日	62.3						
令和5年度	g/人・日	59.5						
令和6年度	g/人・日	59.3						
令和7年度	g/人・日	58.7						
令和8年度	g/人・日		56.7	58.8	57.8	57.9	56.8	55.9
令和9年度	g/人・日		55.4	58.7	57.3	57.4	55.6	53.8
令和10年度	g/人・日		54.0	58.5	56.9	57.0	54.4	51.5
令和11年度	g/人・日		52.7	58.5	56.5	56.6	53.2	49.0
令和12年度	g/人・日		51.3	58.4	56.1	56.3	52.1	46.4
決定係数	—	—	0.890	0.895	0.948	0.947	0.893	0.873

採用

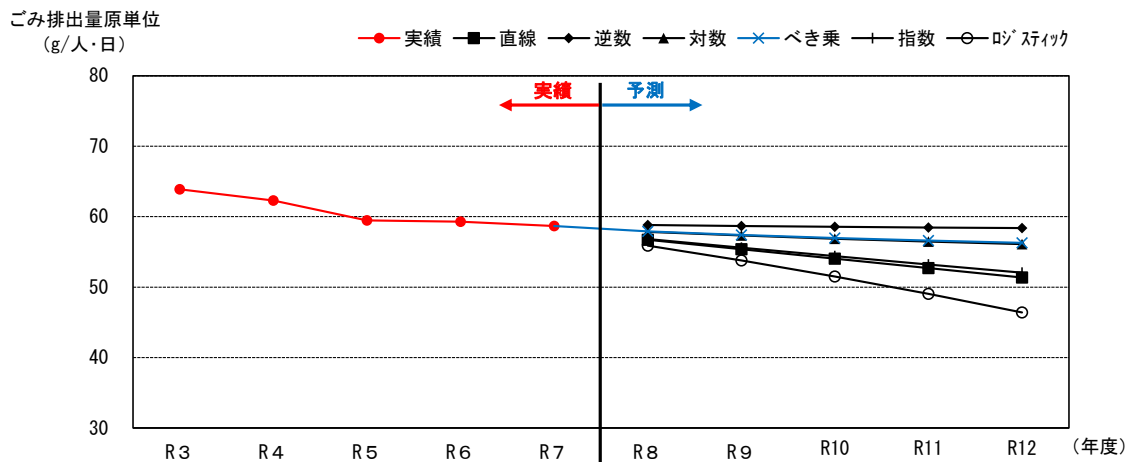


図 4-3-3 家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ）の予測結果

③事業系ごみ排出量原単位（燃やせるごみ）

令和3年度から令和7年度の事業系ごみ排出量原単位（燃やせるごみ）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-4及び図4-3-4に示します。

表 4-3-4 事業系ごみ排出量原単位（燃やせるごみ）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック
令和3年度	g/人・日	178.0						
令和4年度	g/人・日	179.5						
令和5年度	g/人・日	175.1						
令和6年度	g/人・日	169.0						
令和7年度	g/人・日	174.0						
令和8年度	g/人・日		169.6	172.8	171.4	171.4	169.6	169.2
令和9年度	g/人・日		167.7	172.7	170.7	170.7	167.8	166.8
令和10年度	g/人・日		165.8	172.5	170.1	170.1	166.0	164.3
令和11年度	g/人・日		164.0	172.4	169.5	169.6	164.3	161.6
令和12年度	g/人・日		162.1	172.3	169.1	169.1	162.6	158.8
決定係数	—	—	0.521	0.395	0.497	0.494	0.516	0.548
				採用				

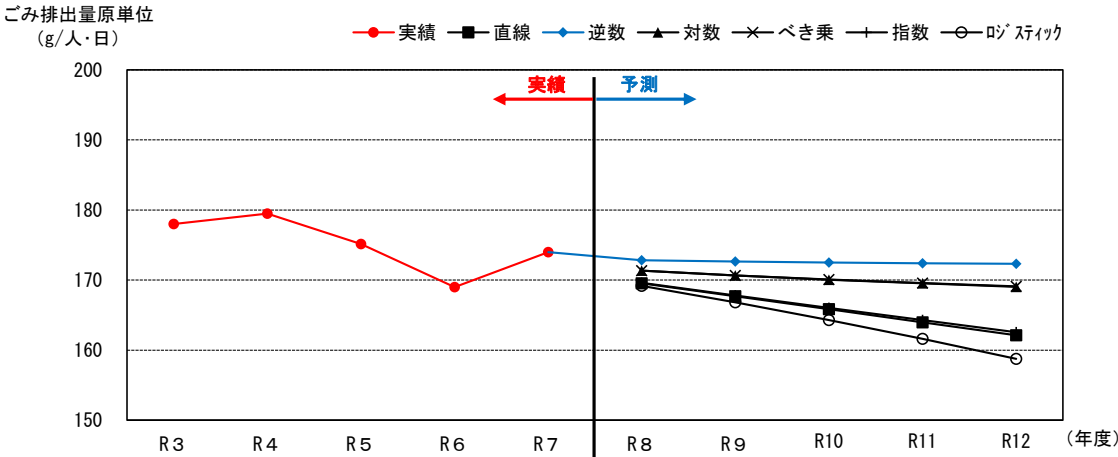


図 4-3-4 事業系ごみ排出量原単位（燃やせるごみ）の予測結果

④事業系ごみ排出量原単位（燃やせないごみ、大型ごみ）

事業系ごみ排出量原単位（燃やせないごみ、大型ごみ）は、令和5年度に大きく減少しています。そのため、令和5年度から令和7年度の3年間のデータを基に推計を行います。

令和5年度から令和7年度の事業系ごみ排出量原単位（燃やせないごみ、大型ごみ）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-5及び図4-3-5、表4-3-6及び図4-3-6に示します。

表 4-3-5 事業系ごみ排出量原単位（燃やせないごみ）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック
令和3年度	g/人・日	0.439						
令和4年度	g/人・日	0.628						
令和5年度	g/人・日	0.014						
令和6年度	g/人・日	0.008						
令和7年度	g/人・日	0.014						
令和8年度	g/人・日		0.012	0.011	0.012	0.011	0.012	0.013
令和9年度	g/人・日		0.012	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013
令和10年度	g/人・日		0.012	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013
令和11年度	g/人・日		0.012	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013
令和12年度	g/人・日		0.013	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013
決定係数		—	0.001	0.065	0.016	0.017	0.000	0.002
			採用					

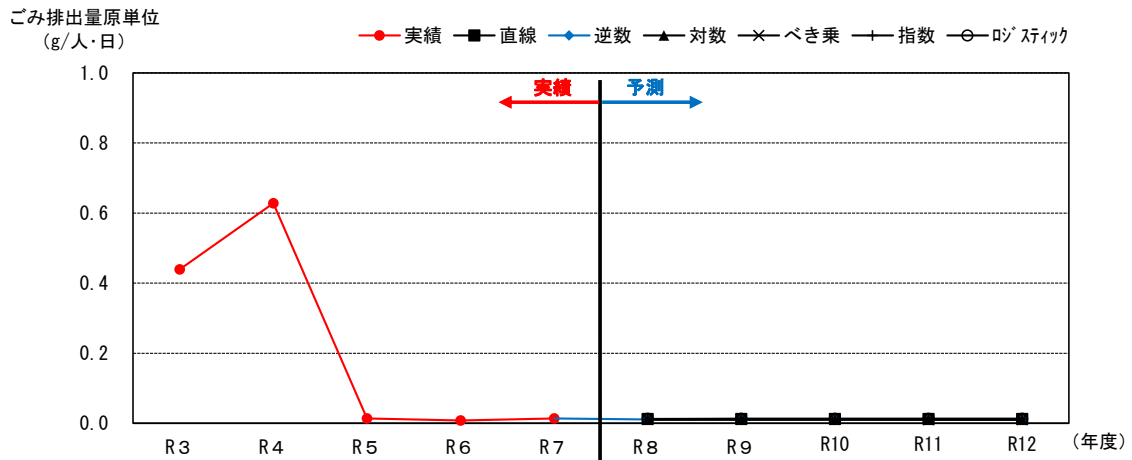


図 4-3-5 事業系ごみ排出量原単位（燃やせないごみ）の予測結果

表 4-3-6 事業系ごみ排出量原単位（大型ごみ）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック
令和3年度	g/人・日	0.161						
令和4年度	g/人・日	0.180						
令和5年度	g/人・日	0.125						
令和6年度	g/人・日	0.122						
令和7年度	g/人・日	0.113						
令和8年度	g/人・日		0.109	0.115	0.112	0.113	0.109	0.106
令和9年度	g/人・日		0.103	0.114	0.110	0.111	0.104	0.097
令和10年度	g/人・日		0.097	0.114	0.109	0.109	0.099	0.085
令和11年度	g/人・日		0.092	0.113	0.107	0.108	0.095	0.073
令和12年度	g/人・日		0.086	0.113	0.106	0.106	0.090	0.060
決定係数	—	—	0.925	0.718	0.827	0.820	0.919	0.954
						採用		

ごみ排出量原単位
(g/人・日)

—●— 実績 —■— 直線 —◆— 逆数 —▲— 対数 —×— べき乗 —+— 指数 —○— ロジスティック

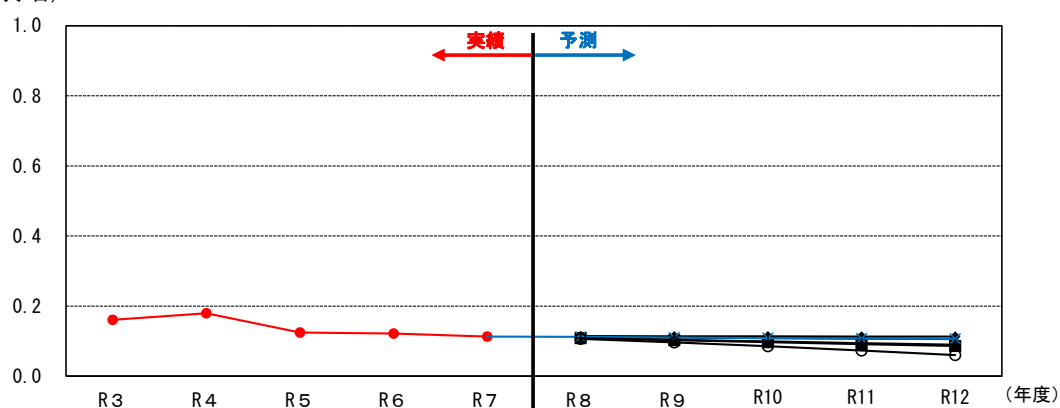


図 4-3-6 事業系ごみ排出量原単位（大型ごみ）の予測結果

⑤事業系ごみ排出量原単位（臨時収集）

事業系ごみ排出量原単位（臨時収集）は、公益の美化活動や不法投棄の回収等であり、今後大きな変化が起こるとは考えられず、また、少量であるため、令和7年度の実績値（0.049g/人・日）を用いることとします。

令和3年度から令和7年度の事業系ごみ排出量原単位（臨時収集）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-7及び図4-3-7に示します。

表 4-3-7 事業系ごみ排出量原単位（臨時収集）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック	R7年度値
令和3年度	g/人・日	0.172							
令和4年度	g/人・日	0.098							
令和5年度	g/人・日	0.079							
令和6年度	g/人・日	0.062							
令和7年度	g/人・日	0.049							
令和8年度	g/人・日		0.007	0.049	0.029	0.044	0.034	0.019	0.049
令和9年度	g/人・日		-0.021	0.045	0.018	0.040	0.025	0.009	0.049
令和10年度	g/人・日		-0.049	0.043	0.008	0.036	0.019	0.005	0.049
令和11年度	g/人・日		-0.077	0.041	-0.001	0.033	0.014	0.002	0.049
令和12年度	g/人・日		-0.105	0.039	-0.009	0.030	0.010	0.001	0.049
決定係数		—	0.851	0.995	0.968	0.993	0.955	0.801	—
									採用

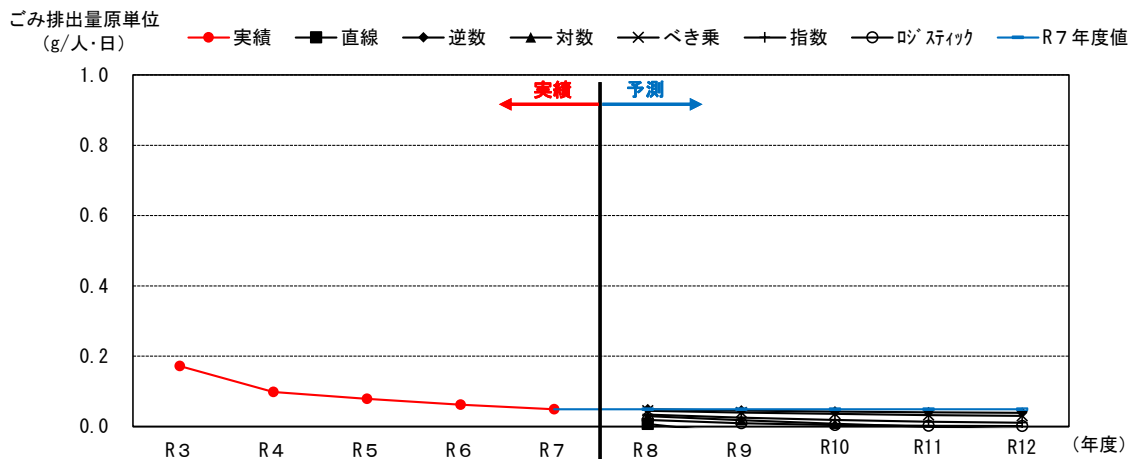


図 4-3-7 事業系ごみ排出量原単位（臨時収集）の予測結果

⑥事業系ごみ排出量原単位（資源ごみ）

事業系ごみ排出量原単位（資源ごみ）は、令和4年度に大きく減少しています。そのため、令和4年度から令和7年度の4年間のデータを基に推計します。

令和4年度から令和7年度の事業系ごみ排出量原単位（資源ごみ）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-3-8及び図4-3-8に示します。なお、事業系ごみ排出量（資源ごみ）は令和9年度以降、市での受け入れを廃止し、民間で処理を行う予定です。

表 4-3-8 事業系ごみ排出量原単位（資源ごみ）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック
令和3年度	g/人・日	10.0						
令和4年度	g/人・日	5.9						
令和5年度	g/人・日	4.3						
令和6年度	g/人・日	4.7						
令和7年度	g/人・日	3.0						
令和8年度	g/人・日		2.4	3.5	3.1	3.2	2.7	2.0
令和9年度	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
令和10年度	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
令和11年度	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
令和12年度	g/人・日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
決定係数		—	0.802	0.747	0.789	0.741	0.792	0.801
			採用					

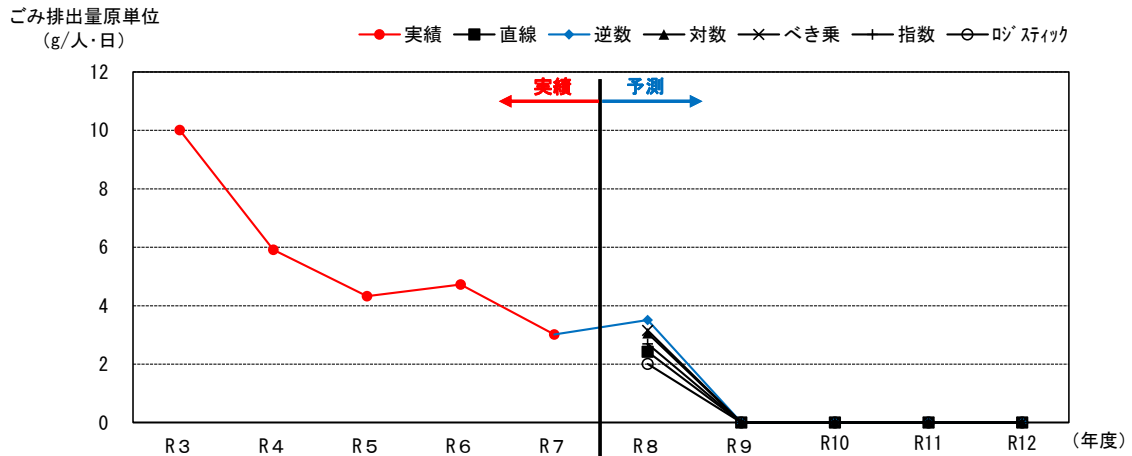


図 4-3-8 事業系ごみ排出量原単位（資源ごみ）の予測結果

第4節 ごみ排出量の推計

家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の予測は、排出原単位を用いて予測しました。

家庭系ごみ排出量原単位及び事業系ごみ排出量に年間日数及び将来人口を乗じて、各年度の年間排出量を推計します。

1. 将来人口の設定

予測で使用する将来人口については、「大津市総合計画 第3期実行計画」（令和7年3月策定）の将来展望人口を実績に合わせて補正した人口から算出します。

将来展望人口は令和2年を基準に5年ごとの3月31日付け人口が示されているため、使用する年度末の将来人口は年度に置き換えています。

将来展望人口の補正方法を表4-4-1に、使用する将来人口を表4-4-2及び図4-4-1に示します。

表 4-4-1 将来展望人口の補正方法

将来展望人口（年度末人口）			実績
令和6年度	令和11年度	令和16年度	令和6年度
343,924	344,009	342,000	342,941

↓ 各年度将来人口
-983人（令和6年度の差）

将来展望人口補正（年度末人口）		
令和6年度	令和11年度	令和16年度
342,941	343,026	341,017

表 4-4-2 将来人口（各年度末）

項目	単位	実績				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	342,154	342,088	342,695	343,550	343,835

項目	単位	実績				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655

項目	単位	予測				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,748	342,841	342,933	343,026	342,624

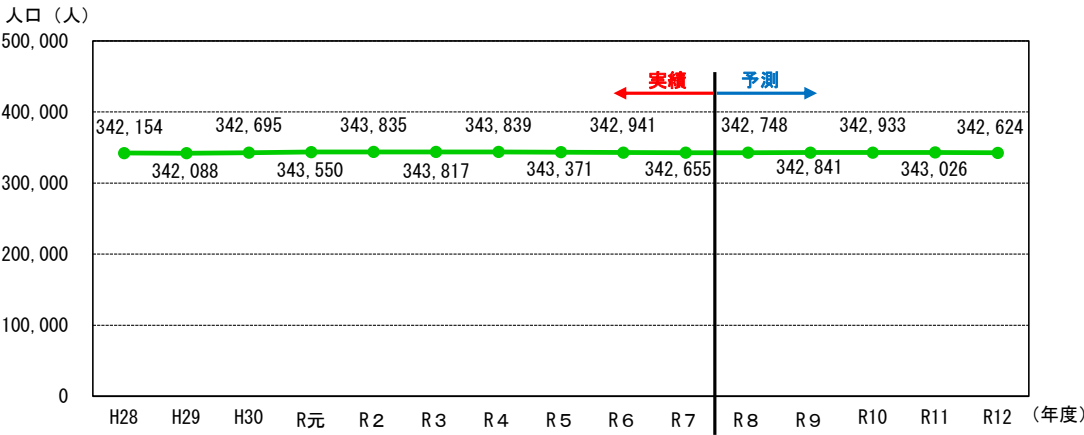


図 4-4-1 将来人口

2. ごみ排出量推計

家庭系ごみ排出量原単位及び事業系ごみ排出量原単位の予測結果より推計したごみ排出量を表 4-4-2 及び図 4-4-2 に示します。

表 4-4-2 ごみ排出量の予測結果

項目	単位	実績				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
年間日数	日	365	365	366	365	365
家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ以外）	g/人・日	503.8	486.6	465.2	452.7	449.6
家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ）	g/人・日	63.9	62.3	59.5	59.3	58.7
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	567.7	548.8	524.7	511.9	508.3
事業系ごみ排出量原単位（燃やせるごみ）	g/人・日	178.0	179.5	175.1	169.0	174.0
事業系ごみ排出量原単位（燃やせないごみ）	g/人・日	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ排出量原単位（大型ごみ）	g/人・日	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
事業系ごみ排出量原単位（臨時収集）	g/人・日	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
事業系ごみ排出量原単位（資源ごみ）	g/人・日	10.0	5.9	4.3	4.7	3.0
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	188.8	186.3	179.7	173.9	177.2
ごみ排出量原単位	g/人・日	756.5	735.1	704.4	685.9	685.4
ごみ排出量原単位（資源ごみを除く）	g/人・日	682.6	667.0	640.6	621.9	623.7
家庭系ごみ排出量（資源ごみ以外）	t/年	63,221	61,064	58,466	56,660	56,229
家庭系ごみ排出量（資源ごみ）	t/年	8,016	7,816	7,475	7,421	7,338
家庭系ごみ排出量	t/年	71,236	68,880	65,941	64,082	63,566
事業系ごみ排出量（燃やせるごみ）	t/年	22,340	22,526	22,010	21,155	21,759
事業系ごみ排出量（燃やせないごみ）	t/年	55	79	2	1	2
事業系ごみ排出量（大型ごみ）	t/年	20	23	16	15	14
事業系ごみ排出量（臨時収集）	t/年	22	12	10	8	6
事業系ごみ排出量（資源ごみ）	t/年	1,257	742	543	592	377
事業系ごみ排出量	t/年	23,693	23,382	22,580	21,771	22,159
ごみ排出量	t/年	94,929	92,262	88,521	85,852	85,725
ごみ排出量（資源ごみを除く）	t/年	85,657	83,704	80,503	77,840	78,010

項目	単位	予測				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,748	342,841	342,933	343,026	342,624
年間日数	日	365	366	365	365	365
家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ以外）	g/人・日	449.1	448.7	448.3	447.9	447.4
家庭系ごみ排出量原単位（資源ごみ）	g/人・日	57.9	57.4	57.0	56.6	56.3
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	507.1	506.1	505.3	504.5	503.7
事業系ごみ排出量原単位（燃やせるごみ）	g/人・日	172.8	172.7	172.5	172.4	172.3
事業系ごみ排出量原単位（燃やせないごみ）	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ排出量原単位（大型ごみ）	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
事業系ごみ排出量原単位（臨時収集）	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ排出量原単位（資源ごみ）	g/人・日	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	176.5	172.8	172.7	172.6	172.5
ごみ排出量原単位	g/人・日	683.6	678.9	677.9	677.0	676.2
ごみ排出量原単位（資源ごみを除く）	g/人・日	622.2	621.5	621.0	620.4	619.9
家庭系ごみ排出量（資源ごみ以外）	t/年	56,190	56,305	56,112	56,073	55,953
家庭系ごみ排出量（資源ごみ）	t/年	7,245	7,204	7,132	7,087	7,037
家庭系ごみ排出量	t/年	63,435	63,509	63,244	63,160	62,990
事業系ごみ排出量（燃やせるごみ）	t/年	21,623	21,664	21,593	21,585	21,549
事業系ごみ排出量（燃やせないごみ）	t/年	1	1	1	1	1
事業系ごみ排出量（大型ごみ）	t/年	14	14	14	13	13
事業系ごみ排出量（臨時収集）	t/年	6	6	6	6	6
事業系ごみ排出量（資源ごみ）	t/年	439	0	0	0	0
事業系ごみ排出量	t/年	22,083	21,685	21,614	21,605	21,569
ごみ排出量	t/年	85,518	85,194	84,858	84,765	84,559
ごみ排出量（資源ごみを除く）	t/年	77,834	77,990	77,726	77,678	77,522

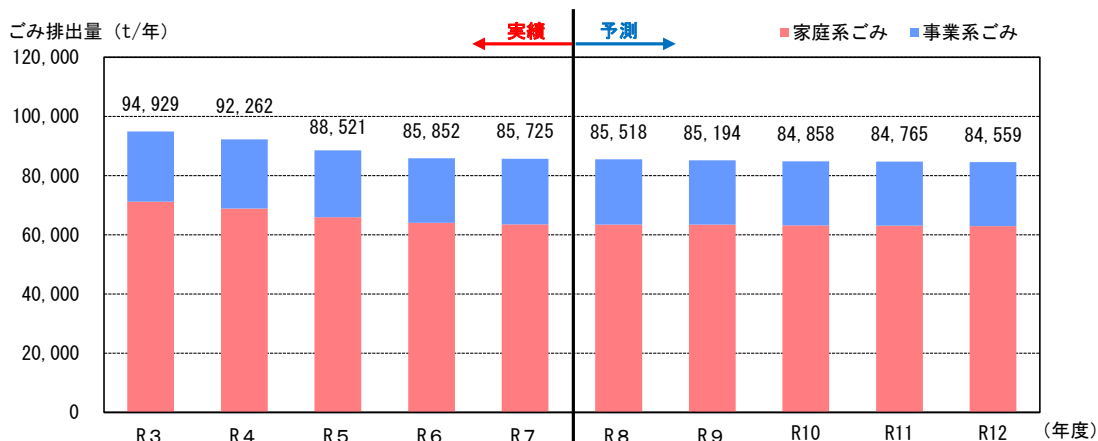


図 4-4-2 ごみ排出量の予測結果

第5節 ごみ発生量の推計

ごみ排出量に集団資源回収量を加え、ごみ発生量を推計します。

1. 集団資源回収量の推計

(1) 集団資源回収量原単位の予測

① 集団資源回収量原単位（新聞以外）

集団資源回収量原単位（新聞以外）は、減少傾向にあり、令和3年度から令和7年度における各年減少率の最小値（令和3年度から令和4年度 -4.9%）を用いて推計します。

令和3年度から令和7年度の集団資源回収量原単位（新聞以外）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-5-1及び図4-5-1に示します。

表4-5-1 集団資源回収量原単位（新聞以外）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック	推計値
令和3年度	g/人・日	24.8							
令和4年度	g/人・日	23.6							
令和5年度	g/人・日	21.7							
令和6年度	g/人・日	20.4							
令和7年度	g/人・日	18.1							
令和8年度	g/人・日		16.8	19.7	18.4	18.6	17.1	15.4	17.2
令和9年度	g/人・日		15.1	19.5	17.8	18.0	15.9	12.7	16.4
令和10年度	g/人・日		13.5	19.4	17.3	17.6	14.7	10.0	15.6
令和11年度	g/人・日		11.8	19.3	16.9	17.2	13.6	7.6	14.8
令和12年度	g/人・日		10.2	19.2	16.4	16.9	12.6	5.6	14.1
決定係数		—	0.990	0.748	0.904	0.876	0.980	0.993	—
									採用

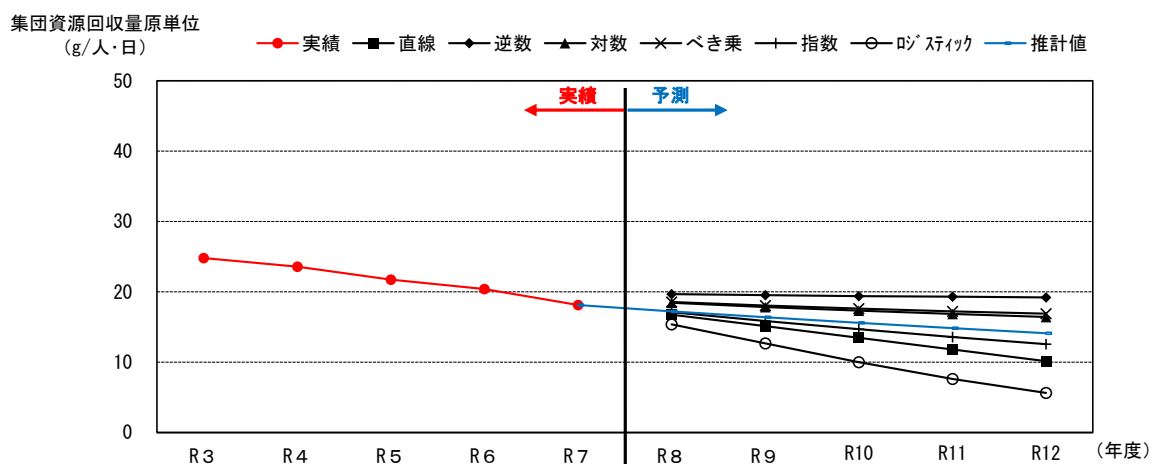


図4-5-1 集団資源回収量原単位（新聞以外）の予測結果

②集団資源回収量原単位（新聞）

集団資源回収量原単位（新聞）は、大きな減少傾向にあり、近年の新聞発行部数の実績を考慮して推計します。新聞発行部数より毎年5.7%（平成28年度から令和7年度の新聞（一般紙）の発行部数の減少率）減少した場合の値を用いることとします。

令和3年度から令和7年度の集団資源回収量原単位（新聞）実績を用いて各種予測式に当てはめた推計を表4-5-2及び図4-5-2に示します。

表4-5-2 集団資源回収量原単位（新聞）の予測結果

年度	単位	実績	直線	逆数	対数	べき乗	指数	ロジスティック	推計値
令和3年度	g/人・日	23.2							
令和4年度	g/人・日	21.1							
令和5年度	g/人・日	18.1							
令和6年度	g/人・日	15.8							
令和7年度	g/人・日	13.2							
令和8年度	g/人・日		10.7	15.1	13.2	13.5	11.7	9.0	12.5
令和9年度	g/人・日		8.2	14.8	12.3	12.9	10.2	6.1	11.8
令和10年度	g/人・日		5.7	14.6	11.4	12.3	8.8	3.9	11.1
令和11年度	g/人・日		3.1	14.5	10.7	11.8	7.7	2.4	10.5
令和12年度	g/人・日		0.6	14.3	10.1	11.4	6.7	1.4	9.9
決定係数		—	0.998	0.799	0.940	0.901	0.991	0.978	—
									採用

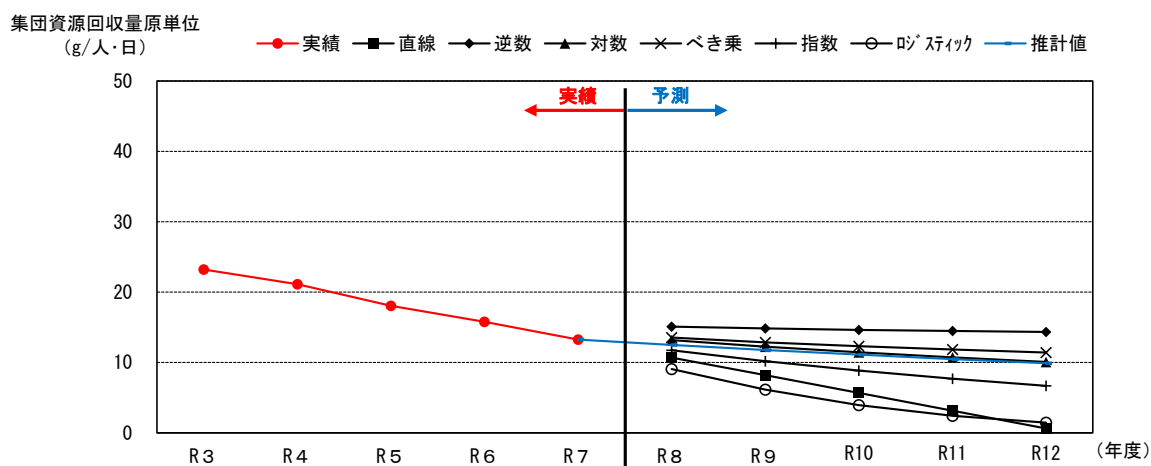


図4-5-2 集団資源回収量原単位（新聞）の予測結果

（参考）新聞（一般紙）の発行部数

項目	単位	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
購読数	千部	398,211	387,636	368,230	348,780	324,548	306,572	286,949	266,741	249,388	233,737

出典：一般社団法人 日本新聞協会

(2) 集団資源回収量推計

予測の結果、集団資源回収量原単位（新聞以外）は令和3年度から令和7年度における各年減少率の最小値より推計した値を、集団資源回収量原単位（新聞）は平成28年度から令和7年度の新聞発行部数より推計した値を採用します。

集団資源回収量原単位の予測結果より推計した集団資源回収量を表4-5-3及び図4-5-3に示します。

表 4-5-3 集団資源回収量の予測結果

項目	単位	実績				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
年間日数	日	365	365	366	365	365
集団資源回収量原単位（新聞以外）	g/人・日	24.8	23.6	21.7	20.4	18.1
集団資源回収量原単位（新聞）	g/人・日	23.2	21.1	18.1	15.8	13.2
集団資源回収量原単位	g/人・日	48.0	44.7	39.8	36.2	31.4
集団資源回収量（新聞以外）	t/年	3,111	2,959	2,730	2,552	2,267
集団資源回収量（新聞）	t/年	2,912	2,649	2,269	1,975	1,657
集団資源回収量	t/年	6,023	5,608	4,999	4,527	3,923

項目	単位	予測				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	人	342,748	342,841	342,933	343,026	342,624
年間日数	日	365	366	365	365	365
集団資源回収量原単位（新聞以外）	g/人・日	17.2	16.4	15.6	14.8	14.1
集団資源回収量原単位（新聞）	g/人・日	12.5	11.8	11.1	10.5	9.9
集団資源回収量原単位	g/人・日	29.7	28.2	26.7	25.3	24.0
集団資源回収量（新聞以外）	t/年	2,156	2,057	1,952	1,857	1,764
集団資源回収量（新聞）	t/年	1,563	1,478	1,390	1,311	1,235
集団資源回収量	t/年	3,719	3,535	3,342	3,168	2,999

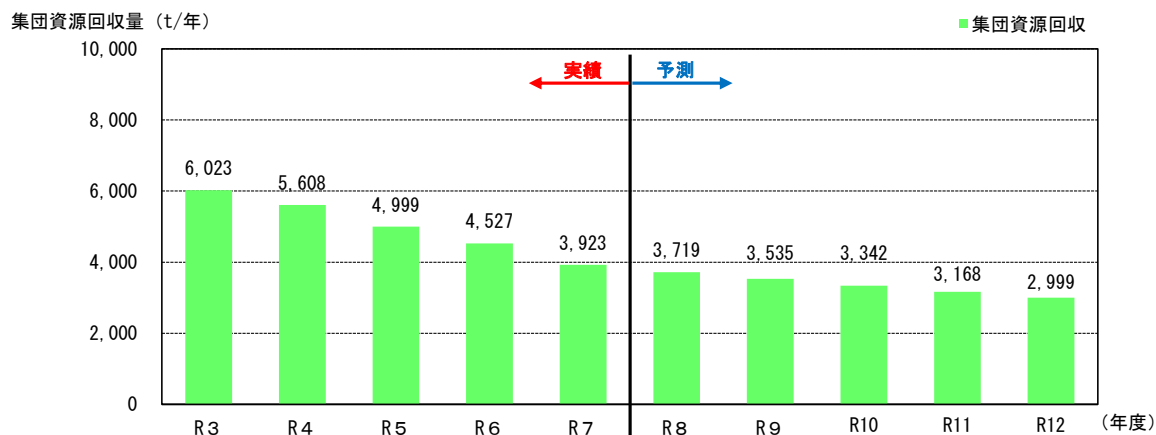


図 4-5-3 集団資源回収量の予測結果

2. ごみ発生量推計

ごみ排出量及び集団資源回収量の予測結果より推計したごみ発生量を表 4-5-4 及び図 4-5-4 に示します。

表 4-5-4 ごみ発生量の予測結果

項目	単位	実績				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家庭系ごみ排出量	t/年	71,236	68,880	65,941	64,082	63,566
事業系ごみ排出量	t/年	23,693	23,382	22,580	21,771	22,159
集団資源回収量	t/年	6,023	5,608	4,999	4,527	3,923
ごみ発生量	t/年	100,952	97,870	93,520	90,379	89,648

項目	単位	予測				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
家庭系ごみ排出量	t/年	63,435	63,509	63,244	63,160	62,990
事業系ごみ排出量	t/年	22,083	21,685	21,614	21,605	21,569
集団資源回収量	t/年	3,719	3,535	3,342	3,168	2,999
ごみ発生量	t/年	89,237	88,729	88,200	87,933	87,558

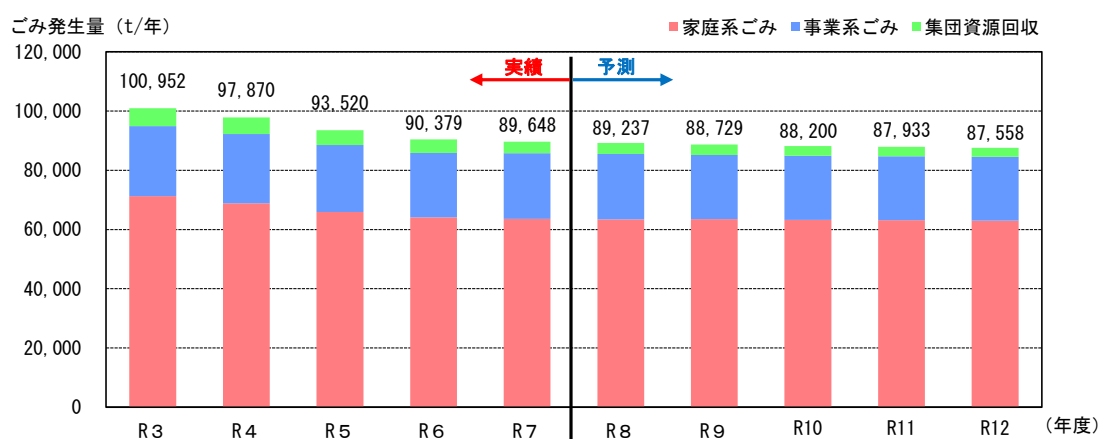


図 4-5-4 ごみ発生量の予測結果

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

平成27年9月の国連サミットにて持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標として、17のグローバル目標と169のターゲットから構成されています。廃棄物との関わりが特に深いグローバル目標としては、「6 水・衛生の利用可能性」や「12 持続可能な消費と生産」、「17 パートナーシップの活性化」があります。

国では、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、令和6年に「国の基本計画」が閣議決定されました。同計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を重要な方向性として掲げています。また、「プラスチック資源循環戦略」の策定や生産・消費段階における取組である「Renewable」等を含めた取組の推進、「プラスチック資源循環促進法」や「食品ロス削減推進法」の施行、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第2次基本方針を閣議決定しています。

滋賀県では、令和3年に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定され、多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進、循環型社会の実現に向けた3R及び環境負荷低減の取組の推進、安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進を基本方針としています。

本市においても、SDGsに示された持続可能社会の推進、国の掲げるプラスチックの資源循環や食品ロスの削減、並びに滋賀県の掲げる基本方針等を踏まえ、基本理念及び基本方針を定める必要があります。本市では、将来に良好な環境を残すために、“心ある行動”を徹底し、ごみ減量化、資源化を推進し、資源循環型社会の更なる推進を図っています。

本計画における基本理念については、上位計画である「大津市環境基本計画」及び現計画の基本理念を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向け、心あるごみ減量とリサイクル行動を実践することを目指します。

基本理念

大 津 H E A R T プ ラ ン

～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～

H : heart	心
E : environment	環境
A : action	行動
R : reduce	発生抑制
reuse	再使用
recycle	再資源化
T : together	協働
total system	総合システム

第2節 基本方針

基本理念に基づき、3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針1. ごみを減らすための“心ある行動”の実践 [発生段階での対策]

S D G s の目指す持続可能な循環型社会を構築するため、3 Rに加え Renewable の視点をもった取組を推進する必要があります。再生可能な資源の選択、ごみの発生抑制や再利用徹底について率先して取り組むとともに、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場において“心ある行動”の実践を目指します。

基本方針2. 時代にあったリサイクルの仕組みの構築 [排出段階での対策]

徹底した発生抑制及び再利用を講じた後に発生する不要物については、ごみではなく資源として有効活用されるよう、リサイクルシステムの充実や効率的な熱回収を図り、環境への負荷を最小限に抑制します。

基本方針3. 環境にやさしい安心・安全なごみ処理の実践 [収集・処理段階での対策]

3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に基づく発生抑制、再利用、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、資源循環・低環境負荷を踏まえた適正な収集運搬・処理処分を実施します。

第3節 数値目標

1. 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年次については、上位計画である「大津市環境基本計画（第3次）」の計画期間及びSDGsの目標達成年次に合わせて令和12年度とします。

なお、計画期間中において、社会情勢や環境問題等の計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動が生じた場合には、随時見直しを行うこととします。

目 標 年 度：令和12年度（2030年度）

基 準 年 度：令和7年度（2025年度）

2. 数値目標設定

（1）ごみ減量に係る目標

本市においては、市民や事業者に対して、ごみ減量に加えて、分別の徹底の啓発を実施しているため、本計画でのごみ減量に係る目標は、資源ごみ及び集団資源回収を除いたごみ排出量とします。また、行政回収を利用しない大規模マンションの増加等により、家庭ごみが事業系ごみとして排出されている近年の実態を踏まえ、本計画でのごみ減量に係る目標は、家庭系ごみと事業系ごみを合計したごみ排出量とします。

なお、ごみ排出量の算出は、現状のごみ原単位に対して施策による減量効果を加え、これを現状より高い目標値とし、目標年度の将来人口を乗じるものとします。

ごみ減量に係る目標を表5-3-1に、目標達成時のごみ排出量を図5-3-1に示します。

表 5-3-1 ごみ減量に係る目標

項目	単位	現状 (令和7年度)		目標年度 (令和12年度)		
		実績値	(前目標値)	現状推移	目標値 削減率	
ごみ排出量 (資源ごみを除く)	t /年	78,010	(83,845)	77,522	74,960	現状推移に 対して 約3%削減
ごみ原単位 (資源ごみを除く)	g/人・日	623.7	(－)	619.9	600.0	
(参考値)						
家庭系ごみ原単位 (資源ごみを除く)	g/人・日	449.6	(511.8)	447.4	434.0	現状推移に 対して 約3%削減
事業系ごみ原単位 (資源ごみを除く)	g/人・日	174.2	(165.8)	172.5	166.0	

※原単位（g/人・日）＝ごみ排出量（t/年）÷人口（人）÷365日×1,000,000

人口の増減があるため、ごみ量の目標値と実績については排出量よりも原単位の方が比較しやすい

※ごみ排出量の目標値は、ごみ原単位の目標値より算出

※各年度の目標値等は、資料編に記載

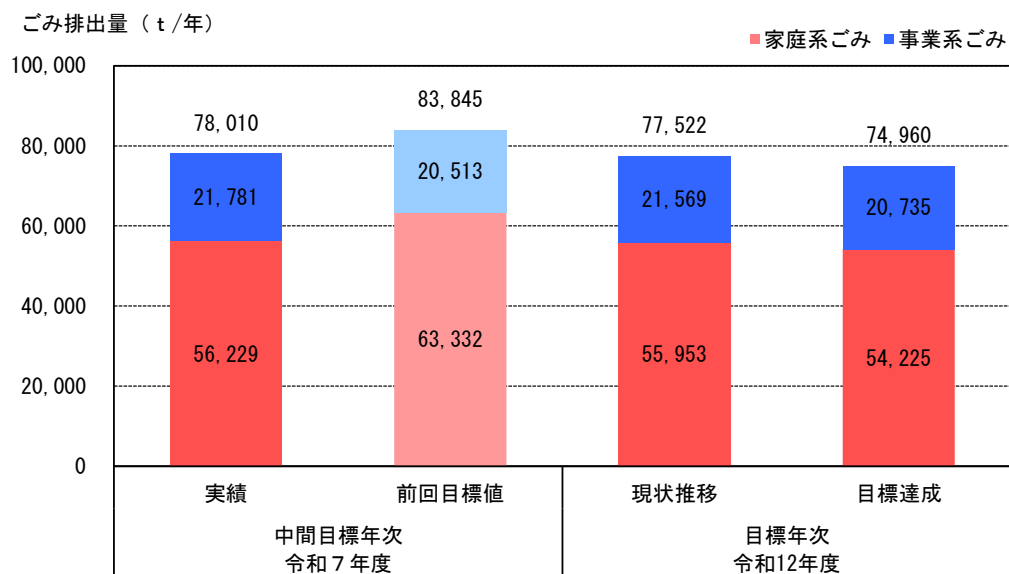


図 5-3-1 現状推移時と目標達成時のごみ排出量

(2) ごみ処理・処分に係る目標

資源化率については、環境に配慮した製品の普及やペットボトル等の軽量化等により、ほかの自治体でも目標を達成できなくなってきており、ポイント還元等のインセンティブや利便性が良い店頭回収を利用される市民の方が多いことから、本計画では資源化率を目標値として設定しません。

本計画での処理・処分に係る目標は、最終処分量とし、今後も適正な処理・処分を推進するものとします。

ごみ処理・処分に係る目標を表 5-3-2 に、目標達成時の最終処分量を図 5-3-2 に示します。

表 5-3-2 ごみ処理・処分に係る目標

項目	単位	現状 (令和7年度)		目標年度 (令和12年度)		
		実績	(前目標値)	現状推移	目標値	
						削減率
最終処分量	t/年	10,254	(11,096)	10,189	9,853	現状推移に対して 約3%削減

※各年度の目標値等は、資料編に記載

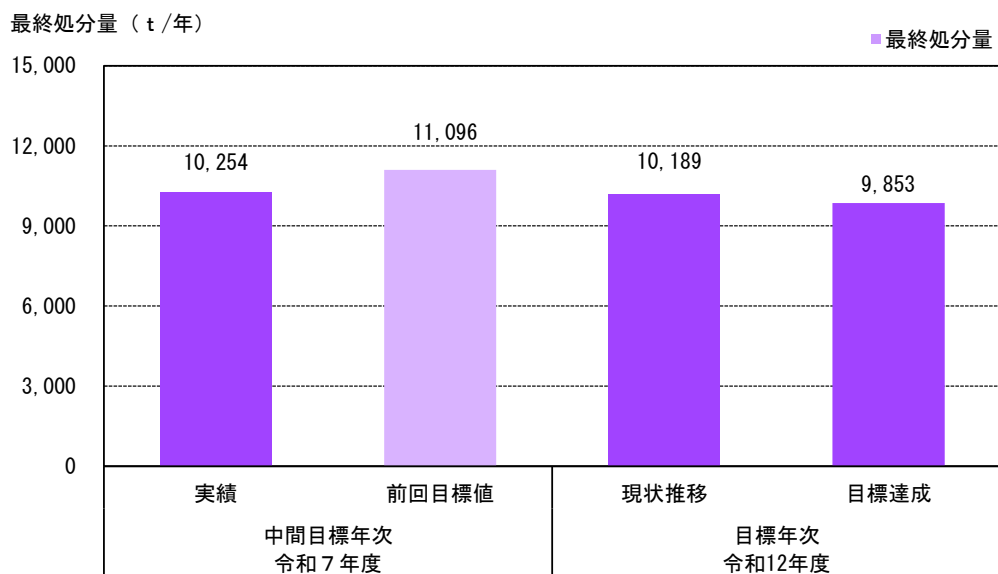
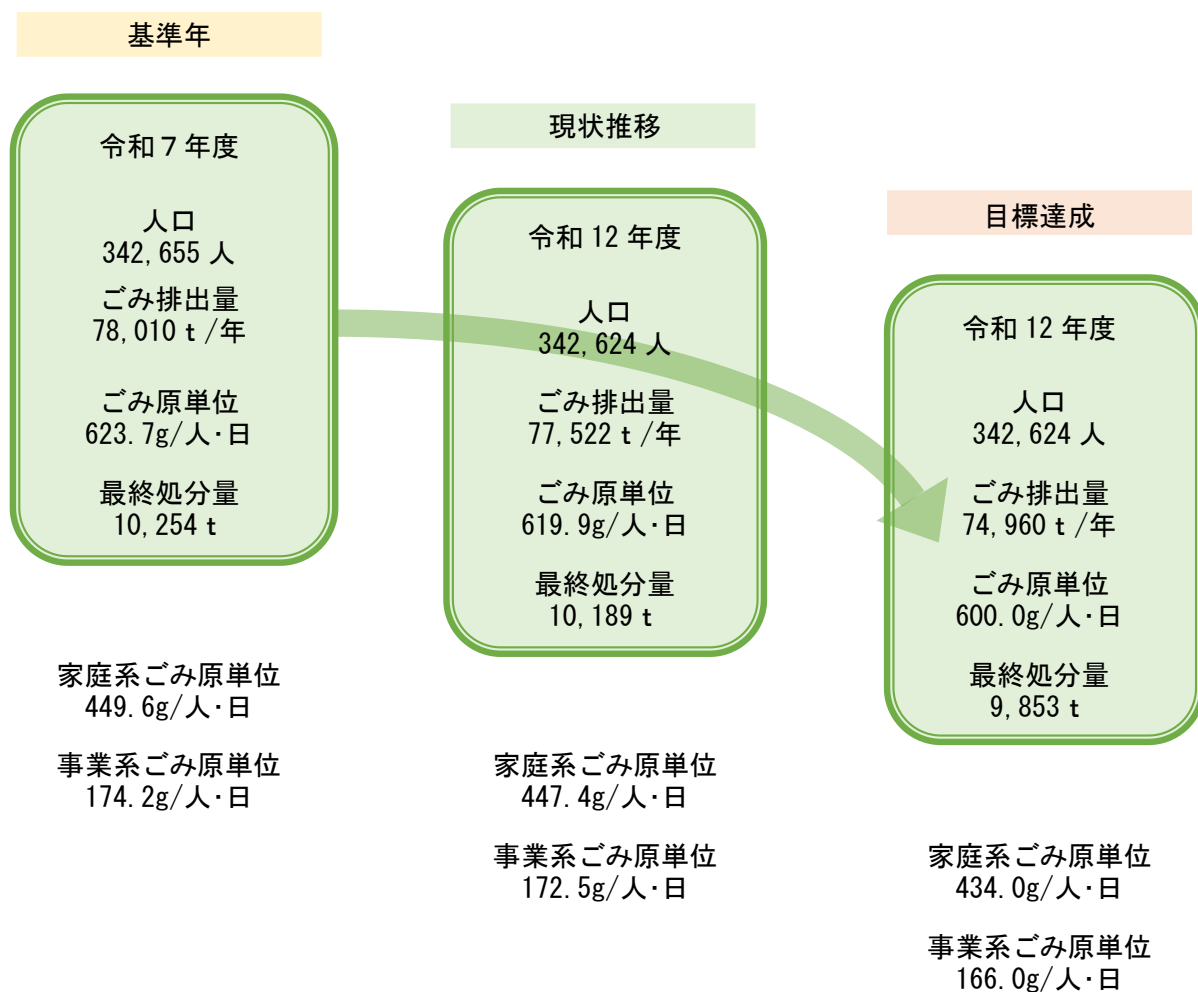


図 5-3-2 現状推移時と目標達成時の最終処分量

ごみ減量及びごみ処理・処分に係る数値目標を図 5-3-3 に示します。



※ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位は、資源ごみを除いたもの

図 5-3-3 数値目標

第4節 重点施策

1. リチウムイオン電池等

近年、全国的にリチウムイオン電池等によるごみ収集車やごみ処理施設での火災が多発し、問題となっています。本市でも、リチウムイオン電池等が燃やせるごみや燃やせないごみに混入しており、同様に火災が発生しています。

リチウムイオン電池等とは、コードレスの家電製品やモバイルバッテリー、電動自転車等に使用されている、充電して繰り返し使える電池のことで、二次電池とも言います。

ごみ処理施設で火災が発生すると、ごみ処理ができなくなり、施設の設備が破損等の被害を受けます。大規模な火災事故の場合、長期間、ごみ処理ができなくなる可能性があります。また、ごみ収集車の火災は、人命に関わる事故に直結する可能性があります。

リチウムイオン電池等の処分は、一般社団法人 J B R C が家電量販店やホームセンター等の販売店で回収を行っています。また、販売店で回収されないリチウムイオン電池等は、びんの日に同時収集しています。

リチウムイオン電池等の適正な排出方法について、引き続き周知啓発を行うとともに、使用されている製品例を分かりやすく示すほか、多くの市民の目に触れる媒体や場所を活用するなど、効果的な方法について検討していきます。

2. 3 R + Renewable（再生可能な資源への転換）

地球温暖化対策の重要性の高まりを背景に、さらに持続可能な社会を実現するため、製品の廃棄段階における取組である「3 R」に加え、生産・消費段階における取組である「Renewable（リニューアブル）」等を含めた取組が求められています。

Renewable とは、「再生可能な資源へ転換する」ことを意味し、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの利用や再生材の積極的な活用などを通じて、資源循環を促進し、循環経済への移行を目指す考え方です。

本市では、その推進拠点として大津市木戸さすてなプラザ（大津市木戸 29 番地の 3）を位置付け、市民が資源循環を身近に学び、体験し、実践へとつなげられる施設として機能の拡充を図ります。施設では、従来のリメイク教室やリユースコーナーに加え、木材資源の循環利用に関する情報発信や講座等の開催などを通じて、資源を大切に使うことを学び、実践できるよう啓発を行います。

また、資源循環の取組をより身近なものとするため、民間事業者等との連携を強化し、家庭で不要となったまだ使用可能な物品の拠点回収や店頭回収など、リユースに取り組みやすい環境の整備を進めます。

第5節 施策体系

本市では、図 5-5-1 に示す体系に基づく各種の施策を行うことにより、ごみの減量化・資源化を推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。

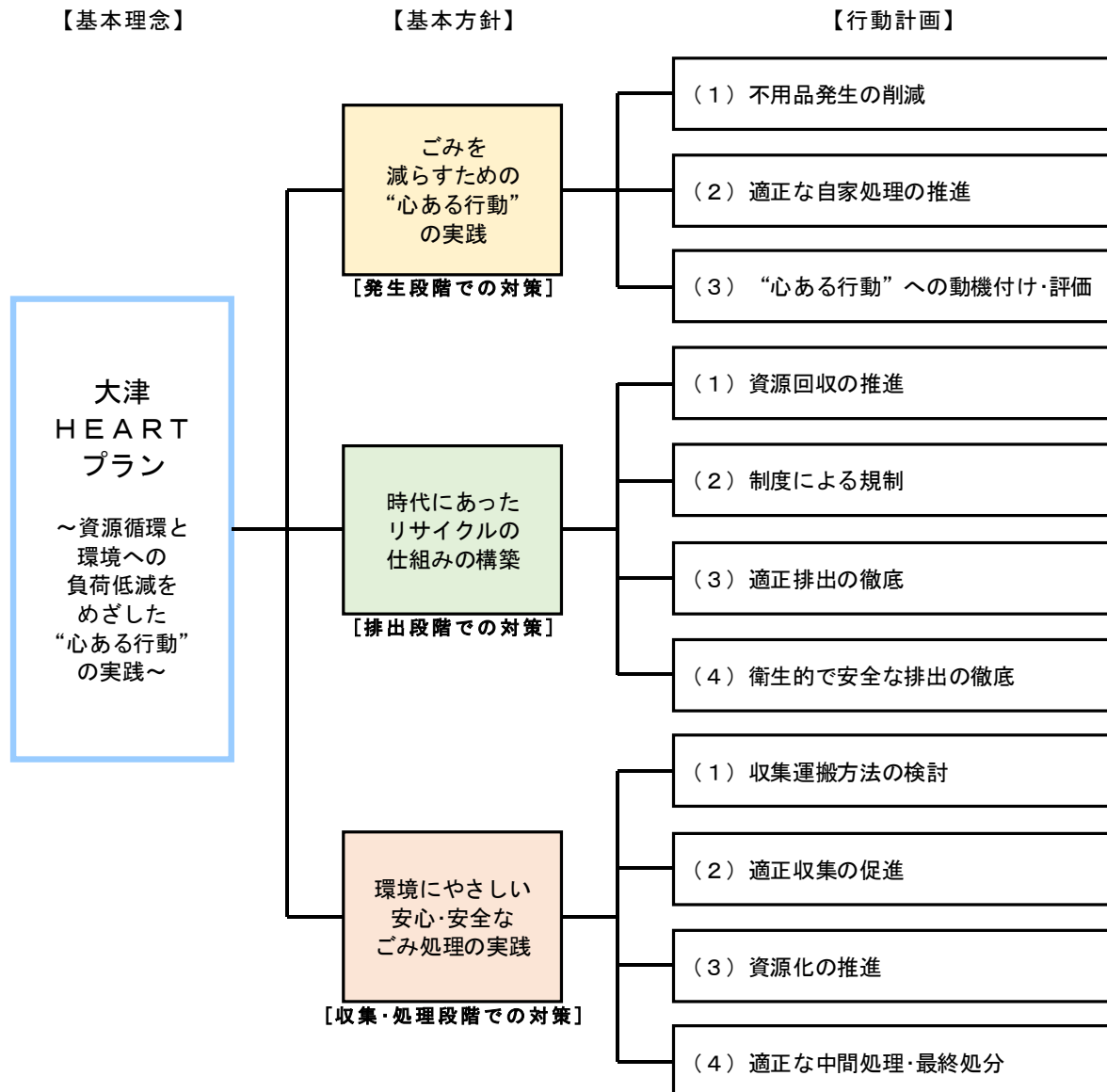


図 5-5-1 施策体系図

第6節 行動計画に基づく具体的な施策

1. ごみを減らすための“心ある行動”の実践 【発生段階での対策】

(1) 不用品発生の削減

家庭生活においては、再生可能（Renewable）な素材を使用したもの、環境にやさしいもの、長く使えるものや詰め替え商品等を選び、必要以上のものを買わないように心がけます。買い物に際してはマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断り、ものは使い捨てにせず修理して長く使います。食事に際しては料理の作りすぎをしない、食事に際して食べ残しをしないようにします。不用品を「必要なもの」に再利用する場としてリサイクルショップ、フリーマーケット、ネットオークション等を有効活用します。このように、ごみを出さないことに配慮した行動を実践するよう、市民一人ひとりの意識向上を図ります。

事業活動を行う上では、徹底したごみの発生抑制を実施するよう、市内事業所に対して指導又は協力を求めています。

家庭系ごみに対する具体的施策

①大津市木戸さすてなプラザにおける啓発（新規）

木工教室などを通じて、資源循環の促進のための3Rに加え、木材等の再生可能資源の利用機会の提供を行うことにより、資源を大切に使うことを学び、実践できるよう啓発を行います。

②リユースの取組促進（新規）

環境美化センターや大津市木戸さすてなプラザでのリユースの取組を継続するとともに、民間事業者との連携も視野に入れながら、市民がより利用しやすいリユースの仕組みについて検討します。

③各種持参運動の推進（継続）

市民に対してマイバッグの持参を継続して呼び掛けるほか、ごみとなる使い捨ての割り箸、プラスチック製のスプーン等を使わない意識を育てるため、下記の各種持参運動を推進します。これにより、マイはしやマイスプーン等の持参物の使用を推奨する意識の醸成を働きかけます。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・マイバッグ持参運動 | (レジ袋の削減) |
| ・マイはし持参運動 | (割り箸の削減) |
| ・マイカップ・ボトル持参運動 | (紙コップ、ワンウェイ容器の削減) |
| ・マイスプーン・フォーク持参運動 | (プラスチック製スプーン・フォークの削減) |

④過剰包装お断り運動の推進（継続）

不必要な過剰包装を断るほか、個包装の商品の購入を控える等、包装の簡素化を推進することで、市民及び事業者の減量化意識を育みます。

⑤容器包装の削減推進（継続）

本市では、事業者、団体、行政で構成される「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」に参画し、レジ袋をはじめとした容器包装削減の取組を進めています。

⑥食品ロス削減運動の推進（継続）

令和7年度に本市で実施した分別状況調査から、家庭から出るごみの約9%は賞味・消費期限切れ等による手つかず食品や食べ残しの廃棄であることが分かり、その量は一人当たり年間約10kgになります。食品ロスの削減に向けて、定期的に冷蔵庫の中を確認する習慣を啓発する「冷蔵庫10検運動^{てんけん}」を推進し、手つかず食品の廃棄防止を図ります。

事業系ごみに対する具体的施策

①事業所における適正処理の推進（継続）

事業所に「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を通じて、事業活動におけるごみの減量及びリサイクルと適正処理を進めるよう啓発します。特に産業廃棄物の徹底排除や紙類・厨芥類等の資源化に取り組むよう誘導するほか、必要に応じて事業所への訪問指導等を実施します。

②事業用大規模建築物の所有者等に対する減量計画の徹底（継続）

事業系ごみを多量に発生させることが見込まれる事業者に発生抑制、資源化、適正な処理についての指導及び助言を行うため、1棟で1,000m²以上の建築物の所有者又は管理者に対して「事業系廃棄物管理責任者」の選任と「事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書」の提出を毎年求めます。計画書については、年度ごとの比較や同規模又は同業種の事業所との比較を行い、必要に応じて訪問指導等を実施します。

③食品ロス削減運動の推進（拡充）

外食店での食べ残し等による食品ロスを削減するため、宴会の場において、食事を食べきることを推奨する「3010運動^{さんまるいちまる}」や小売店等において、購入後すぐに食べるものについては、食品棚の手前の商品から積極的に選ぶ「てまえどり運動」の推進を図ることで、事業者から排出される食品ロスの削減を目指します。

また、消費者、事業者、行政が連携した取組として、店舗（事業者）のそのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者（消費者）とのマッチングを行うフードシェアリングについて、行政として促進策の検討を進めます。

基本方針 1

(2) 適正な自家処理の推進

家庭において、生ごみの水切りや堆肥化は身近にできる有効な発生抑制策であり、昔から生活の知恵として行われてきたものでもあります。特に堆肥化は農業に携わる人に関わらず、家庭菜園やプランター栽培、花壇等を活用する土壌があることから、機器の購入補助により支援する等、生ごみを自家処理する意識を啓発します。

事業活動にあたっては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 116 号) (以下「食品リサイクル法」という。) の制定により、食品関連事業者がリサイクルに取り組むことが義務付けられましたが、法対象以外の事業者に対しても積極的に食品リサイクルへ取り組むよう協力を求めます。

家庭系ごみに対する具体的施策

①水切り運動の推進(継続)

生ごみの約 60%は水分です。水切り袋に入った生ごみをそのまま出すのではなく「もう一搾り」する、濡れた生ごみは乾かしてから捨てる、調理の際には最初から濡らさないようにする等、家庭生活の中でできる水切りの工夫をホームページやイベントを通して市民へ周知を図ります。

②生ごみ処理機等活用事業補助金制度の継続(継続)

電気式の生ごみ処理機又はコンポスト容器の購入に際し、その費用の一部を補助する現行補助制度の継続を基本とし、ホームページ等で広報、周知を図り、家庭における生ごみの資源化を促進します。

③刈り草の乾燥排出を推進(継続)

刈り草は乾燥させることで、水分が蒸発し、軽くなります。それに伴い、ごみ量が削減できるだけでなく、効率良く焼却することができます。刈り草を処分する際は、日光に当てる等により乾燥させてから排出するよう周知を図ります。

事業系ごみに対する具体的施策

①生ごみ減量化の推進（継続）

事業所に「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を通じて、事業活動に伴い生じる加工残渣、売れ残り商品、調理くず、食べ残し商品等の発生抑制や生ごみ排出時の水切り等について協力を求めます。

②食品リサイクルの推進（継続）

「食品リサイクル法」に定める食品関連事業者に該当しない事業所であっても、生ごみの多量排出が見込まれる事業所に対しては、食品廃棄物の再生利用の協力を求めています。

（３）“心ある行動”への動機付け・評価

ごみを減らすための“心ある行動”を実践するためには、その心を育む必要がありますが、様々な広報媒体等を通じて啓発されるよりも、自らの行動が結果的に資源循環や環境への負荷低減に寄与している場合も多くあります。これらの行動は、その影響や成果を知り得ることや他者からの評価を受けることで自信ややりがいとなり、行動の継続や拡大につながります。

市民や事業者の“心ある行動”の更なる実践を後押しするため、動機付けにつながる施策や行動を評価する機会を引き続き設けます。

家庭系ごみに対する具体的施策

①散在性ごみ削減への取組（継続）

「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定める「環境美化の日」（５月３０日、７月１日、１２月１日）を基準日として、散在性ごみ削減に関する市民運動を展開します。

５月には河川の散在性ごみを拾う「ごみゼロ大作戦」が、１２月には市内全域で清掃活動や啓発活動を行う「ノーポイ運動」が実施されます。

本市では市民が主体的に取り組むこれらの運動を物資支援するほか、パトロールを実施し、散在性ごみの削減を図ります。

②ごみ減量と資源再利用推進賞（継続）

ごみ減量及び資源再利用等３Ｒ推進に関する活動又は環境美化活動を行う個人や団体を表彰することにより、市民のごみに対する意識向上を図り、環境にやさしい快適なまちづくりの実現に寄与することを目的に、平成２７年度から「ごみ減量と資源再利用推進会議」において受賞者を決定し、表彰を行っています。本表彰は受賞者の励みとやりがいにつながり、その後の活動の広がりも期待できることから、本市は会議の事務局団体としてこれを継続実施していきます。

基本方針 1

③グリーン購入の推進（継続）

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。特にごみの観点からは、原材料がリサイクルされているものを選ぶ、使うときに長く大切に使えるものを選ぶ、使い終わったらごみが少なくなるものを選ぶ、過剰包装商品を選ばない等の行動を推奨することにより、環境への負荷低減をめざした心を育みます。

④環境教育の推進（継続）

ごみの減量化・資源化を推進するため、市民一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。幅広い年齢層に対する環境学習の機会としては、3R講座や出前講座の実施、自治会等団体へのパネル貸し出しや資料提供を行います。また、小学校4年生に対しては、社会科副読本「くらしとごみ」を配布し、処理施設見学等の教育カリキュラムでごみに対する正しい知識と行動を習得してもらうほか、絵画や標語のコンクールを通じて3Rや環境美化に対する意識の向上を図ります。

事業系ごみに対する具体的施策

①ごみ減量と資源再利用推進賞（継続）※家庭系の施策と同内容

「ごみ減量と資源再利用推進会議」において平成27年度から創設された表彰制度であり、表彰対象は事業活動を行う者も含まれます。本表彰は受賞事業者の励みとやりがいにつながり、その後の更なる活動の広がりも期待できることから、本市は会議の事務局団体としてこれを継続実施していきます。

②優良排出事業者の紹介（継続）

「事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書」等に基づき、ごみ減量や資源化について積極的に取り組んでいる事業者をホームページ等で紹介していきます。

2. 時代にあったリサイクルの仕組みの構築 【排出段階での対策】

(1) 資源回収の推進

本市において、資源化率は近年減少傾向で推移しており、国の目標値や同規模の自治体と比較すると低い水準にあります。一方で、ごみ量は同規模自治体よりも低い水準です。「おおつごみ分別・減量ガイドブック」や「分け方・出し方」パンフレットを通じて、ごみの資源回収が進むように、引き続き啓発を行い、集団資源回収等の取組を推進します。

家庭系ごみに対する具体的施策

①集団資源回収の促進（継続）

集団資源回収における古紙等の回収は地域で長年行われてきており、この取組はごみ減量と資源化の推進に寄与することから、本市では平成5年から回収量に応じた補助を行っており、広報の充実や雑がみ回収の促進、指定回収業者との連携、補助単価の見直し等を通じて引き続き集団資源回収を推進していきます。また、地域で資源物を保管する際の保管庫を設置する際、その費用の一部に対する補助を行い取組が継続可能なものとなるよう支援します。

②店頭回収の推進（継続）

ペットボトルや食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収は、消費者が購入時に持参することで効率的な資源回収が可能であり、「おおつごみ分別・減量ガイドブック」への記載等、広報の充実により店頭回収を推進します。

③イベント回収の実施（継続）

ごみ減量と資源再利用推進会議と連携し、古着・古布のイベント回収を実施することで資源化の促進を図ります。

④宅配回収の連携実施（継続）

「小型家電リサイクル法」の認定事業者が、宅配便を活用して使用済みパソコンや小型家電を有料回収しており、本市との協定によりパソコンを含むサービス利用料金が無料となる事業を実施しており、引き続き資源化の促進を図ります。

⑤適正処理困難物の再生利用委託（継続）

処理施設へ搬入された適正処理困難物のうち、再生処理可能なものについては廃棄物処理業者へ処理を委託し、資源化を推進します。

基本方針 2

事業系ごみに対する具体的施策

①資源回収の推進（継続）

オフィス等から排出される紙類について、機密保持やシュレッダーくずに対応可能な専門業者の増加・リサイクル技術の向上を踏まえ、排出事業者への資源化ルートの周知や分別回収の普及・啓発を推進します。

②拡大生産者責任の徹底推進（継続）

拡大生産者責任の徹底に向け、事業者に自主的な製品回収やリサイクルしやすい商品の開発、強制デポジット製品の販売等について、関係機関を通じて要望していきます。

(2) 制度による規制

ごみ減量化の有効な方法の1つとして指定ごみ袋の課金による家庭ごみ有料化がありますが、有料化によらない施策の実施によりごみの減量が進んでいるため、今後は、周辺の都市の有料化の導入状況等に留意しながら、慎重に検討していきます。

家庭系ごみの減量施策には、資源ごみの収集品目を拡大することや排出量の制限があります。特に大型ごみについては、重量制限を行うとともに事前の申込みを義務付けることで多量なごみ排出を防ぐとともに家庭系を偽った事業系業者の搬入を防ぐ効果があります。

事業系ごみについても排出量を制限するほか、定期的に搬入物を検査することで、事業者の適正排出の意識付けを図り、ごみ減量を進めていきます。

家庭系ごみに対する具体的施策

①一般家庭ごみの排出量の制限（継続）

本市ではごみ集積所への排出について、1回の収集につき1世帯当たり45リットルサイズの袋で2袋までと規定しており、市民に配布しているガイドブックに記載する等、広報を行っているほか、収集時における多量排出物の取り残しを行うことで周知徹底を図っています。これは市民の理解にもつながる取組であるので継続していきますが、規定する排出量については状況に応じて見直しを行っていきます。

②大型ごみの排出量の制限（継続）

平成26年度から、大型ごみの戸別有料収集については、6点以上排出する際の立会いを義務付けています。また、施設への直接搬入は1日1回までとし、事前申込みを義務付け（令和3年4月1日から新たにインターネットによる申込み開始）、ごみの多量廃棄を制限しています。

③処理手数料の見直し（継続）

ごみを処理施設に直接搬入する際の手数料については、処理経費に対する負担の割合やほかの自治体との均衡、本市の財政状況等、総合的に勘案して今後も定期的に検証し、適正な手数料設定について検討します。

基本方針 2

事業系ごみに対する具体的な施策

①排出量の制限による発生抑制の推進（継続）

ごみの搬入は、可燃ごみは長さ 40cm 未満にして透明袋に入れることとし、大型ごみは 1 日 5 点までに制限することで発生抑制を推進しています。

②処理手数料の見直し（継続）※家庭系の施策と同内容

ごみを処理施設に直接搬入する際の手数料については、処理経費に対する負担の割合やほかの自治体との均衡、本市の財政状況等、総合的に勘案して今後も定期的に検証し、適正な手数料設定について検討します。

(3) 適正排出の徹底

燃やせるごみ又は燃やせないごみとして排出されるごみの中から資源物を取り除くことは、ごみ減量と資源化に直接つながることから、ごみの分別は市民生活において最も重要なごみ処理です。ごみの正しい分別知識や分別区分を遵守する意識を育むことで、市民の手によるごみ減量と資源化を推進します。また、事業系ごみについては、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を徹底し、産業廃棄物の混入を防止します。

家庭系ごみに対する具体的施策

①分別の徹底と啓発強化（継続）

「おおつごみ分別・減量ガイドブック」や「分け方・出し方」パンフレット、スマートフォンアプリ、ホームページ、広報誌等を通じて家庭系ごみの分別について繰り返し啓発を実施し、分別基準について更なる周知徹底を図ります。特に燃やせないごみに混入しやすいリチウムイオン電池等については、収集車の火事の原因となっているため、定期的な啓発を行います。本市の分別基準に満たない分別の不十分なごみについては、取り残しシールを活用し、適正排出への意識啓発を行います。また、出前講座の実施や啓発チラシの配布等により、ごみの排出ルール徹底の指導や分別方法の周知を図ります。

②不法投棄対策の徹底（継続）

不法投棄のパトロールや各種調査データの検証を元に、監視体制を整備する一方で、早期発見による再発防止のため、スマートフォンアプリによる通報機能の活用に努めます。違反者には行政指導・処分を行い、あわせて警察への通報や法律に基づく処分を求める等、市として対策強化と徹底の姿勢を明確にします。

基本方針 2

事業系ごみに対する具体的施策

①排出者責任の徹底（継続）

事業活動による廃棄物については、「廃棄物処理法」で排出事業者が責任をもって処理すべきであることが定められており、「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」やホームページ等を通じて情報提供を行う等により排出者責任の徹底を図ります。また、処理に必要な費用を負担すべきことについても啓発や指導を行います。

②分別基準の周知徹底（継続）

事業系ごみの分別について繰り返し啓発を実施し、廃棄物基準について更なる周知徹底を図ります。また、収集運搬業者に対する説明会を行い、収集運搬業者を通じて排出者への意識啓発と分別の徹底を指導します。

③不適正排出の防止（拡充）

一般廃棄物と産業廃棄物との明確な区分等について情報提供を実施します。また、施設における搬入物の検査や展開調査の回数をこれまでよりも増やし、不適正排出を防止します。なお、施設への不適正な搬入があった場合には、収集運搬業者に対して指導を行い、必要に応じて排出事業者への訪問指導等を行います。

(4) 衛生的で安全な排出の徹底

ごみ処理に関して、市民と家庭系ごみ処理に関して接点となるごみ集積所については、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、自治会等地域住民との協力のもと適正管理体制を強化します。また、美観や衛生等の環境保全のため、カラスネットの貸与や集積所設置補助金制度等集積所の管理に対する支援を実施します。

また、事業系ごみについては、保管基準の徹底や施設への搬入基準を設け、衛生的で安全な排出の徹底を図ります。

家庭系ごみに対する具体的施策

①集積所管理責任の徹底（継続）

集積所の管理者や集合住宅の管理会社の管理責任を徹底し、集積所の清掃、分別不十分なごみの持ち帰り等、集積所周辺の衛生対策について引き続き啓発を実施します。

②集積所管理に対する支援（継続）

集積所管理に対する支援策として、カラスネットを貸与し、カラスや野良猫等によるごみの飛散防止を行います。また、集積所にケージ等を設置又は改修する際、その費用の一部に対する補助を行い、集積所周辺の美観対策及び衛生対策を講じます。

③持ち去り業者対策の強化（継続）

アルミかんや紙ごみ、不燃物内の資源物を集積所から持ち去るケースがあります。本市では、地域住民からの通報の呼びかけや職員による巡回パトロールを行うほか、警察とも連携を図りながら、集積所からの持ち去り業者の排除を推進します。

事業系ごみに対する具体的施策

①保管基準の徹底（継続）

事業系ごみの保管基準を徹底し、廃棄物の漏洩や飛散等を防止します。また、不適正な保管を行っている事業所に対しては必要に応じて直接訪問指導を行います。

②施設への搬入基準の徹底（継続）

事業系一般廃棄物（大型ごみを除く）を施設に搬入する際は、内容物が確認できるように透明袋に入れることで飛散流出防止を図ることを搬入基準として求めることで、衛生的で安全な排出を周知徹底します。

3. 環境にやさしい安心・安全なごみ処理の実践 [収集・処理段階での対策]

(1) 収集運搬方法の検討

本市では、家庭ごみの一般収集のほか、大型ごみ等の戸別有料収集、美化活動に伴う収集、動物の死体収集、ごみ出し支援戸別収集サービスを実施しており、引き続き継続するとともに、今後も適正収集の促進に向けて収集運搬方法の検討を行います。

家庭系ごみに対する具体的施策

①戸別有料収集（継続）

従来、本市では大型ごみを拠点回収していましたが、持ち去りや持ち込み等の問題、地域における環境影響のほか、ごみ減量の観点からも見直し、平成19年度から戸別有料収集を行っています。この収集方法は市民生活に定着し、ごみ減量やものを大切に使用する意識の醸成にもつながっていることから今後も継続していくとともに、引越しや遺品整理時等の多量排出が想定される機会に、市民にとって利便性の高い方法等を検討していきます。また、ごみ処理手数料の支払い方法についても市民の利便性向上について検討を進めていきます。

②美化収集（継続）

本市は琵琶湖に面し、多くの河川が市内に流れている上、なぎさ公園をはじめとする親水環境に恵まれており、市民や事業者等による能動的な美化活動が活発に行われています。本市では、散在性ごみの排除と環境意識の醸成につながるこの取組を支援するため、美化活動により収集されたごみについては無料で臨時収集することとしており、今後も継続していきます。

③動物等の死体収集（継続）

犬、猫等の野良、野生動物の死体収集については、衛生面や周辺への影響等から休日等においても、収集するものとしており、今後も継続していきます。

④ごみ集積所に排出することが困難な高齢者等への支援（継続）

本市が定期収集するごみをごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を支援するため、ご自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集にお伺いする「ごみ出し支援戸別収集サービス」を今後も継続していきますが、支援対象者が年々増加傾向であるため、制度維持に必要なより良い収集運搬体制の検討に努めます。

(2) 適正収集の促進

家庭系ごみの収集に当たり、適正かつ安全な収集運搬体制や効率的な収集車両管理について検討します。

なお、事業系ごみについては、収集運搬許可業者による適正収集を促進します。

家庭系ごみに対する具体的施策

①家庭ごみ収集運搬委託業者への周知（継続）

家庭ごみの収集運搬委託業者に対しては、定期的に協議及び全収集員向けの研修会を行い、適正な収集作業の周知徹底、処理不適物の収集の禁止、事故の防止、苦情の抑制等を図ります。また、必要に応じて指導や施設との調整を行い、委託業者による適正収集を促進します。

②追跡調査による適正収集の促進（継続）

一般ごみの収集に当たり、収集車両が適正なルートを通っているか、安全な運行を行っているか等を検証するため、定期的に収集車両を確認し、安心・安全な収集運搬体制を構築します。

③収集効率化に向けたデータ共有の検討（継続）

収集車両ごとの収集エリアや収集ルートを把握することで、より効率的なルート設定を行い、収集時間の短縮を図るため、収集車両にGPS機能を搭載する等、収集車両、市、処理施設とのデータ共有システムの導入について検討します。

事業系ごみに対する具体的施策

①収集運搬許可業者への周知（継続）

一般廃棄物の収集運搬許可業者に対しては、定期的に情報提供又は説明会を行い、制度や適正な収集の周知徹底、収集に伴う課題解決、再生処理への誘導等を図ります。また、必要に応じて個別の説明や指導を行い、許可業者による適正収集を促進します。

②収集運搬許可の制限による適正収集の維持（継続）

本市の事業系ごみ処理収集量に応じた収集運搬許可業者数を維持し、適正な収集体制を確保します。

基本方針 3

(3) 資源化の推進

本市において環境面や経済面、効率面等からより有効な資源化を実現するために必要な施策について検討します。

家庭系ごみに対する具体的施策

①プラスチック製容器包装の分別回収（継続）

本市では引き続き、プラスチック製容器包装の減量及び資源再利用の推進を図るとともに、資源循環と環境負荷の低減に寄与する取組を進めます。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に関しては、現行の収集体制を維持し、国や他都市の動向を注視していきます。

②使用済み小型家電のピックアップ回収（継続）

家庭から収集した燃やせないごみは、現在リサイクル施設で破碎し資源化を行っていますが、破碎不燃が多く出る傾向にあります。「小型家電リサイクル法」の施行により、使用済みの小型家電製品をそのまま引き取り資源化する認定事業者が増加していることから、対象物をピックアップして回収し、認定事業者に引き渡しています。

③リチウムイオン電池等の資源化についての調査研究（拡充）

現在、家庭から収集したリチウムイオン電池等は、希少金属などの有用な資源が含まれていることから、適正に処理し資源化に努めています。引き続き、資源の再利用を図るために、資源化技術や処理体制、リサイクル市場の動向を見極めながら、より安定的かつ経済的、効率的な手法について調査研究を進めます。

事業系ごみに対する具体的施策

①刈り草・剪定枝の再資源化（継続）

平成 16 年度より、本市では市外の民間事業者による刈り草・剪定枝の堆肥化事業を実施する一方で、令和 3 年度及び 4 年度には、市内 2 業者に対し、大津市全域を対象とする一般廃棄物の再資源化処理業を許可しました。これら市内許可業者における再生処分量が増加傾向にあるのに対し、本市による堆肥化事業は縮小傾向となったことから令和 8 年度末で終了することとしました。

引き続き、刈り草・剪定枝の排出事業者に対しては、市内許可業者を案内し、堆肥化等、再資源化を促していきます。

②広域認定制度の活用（継続）

広域認定制度とは、製品が廃棄物となったものの処理をその製造事業者が広域的に行うことにより、廃棄物の減量や適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理に関する地方自治体の許可を不要とする特例制度です。本市としても引き続き、効率的な資源循環の仕組みを支援していきます。

（４）適正な中間処理・最終処分

本市では中間処理施設の環境美化センターと北部クリーンセンターを 2 施設一体で整備し、両施設の連携により安定的かつ効率的な処理を行っています。

また、中間処理後の最終処分については、市内の最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場において埋立処分を行っています。

具体的施策

①焼却施設・リサイクル施設の適正配置（継続）

本市は南北に細長い地形であることから、市内を北部と南部に分けて、それぞれの地域でごみが処理できるよう焼却施設及びリサイクル施設を 2 施設配置しています。新たな焼却施設においては高効率発電設備を備えていることから、焼却エネルギーの有効活用に取り組めます。

②最終処分場の確保（継続）

最終処分場は処理容量が限られていることから、できる限りごみの再資源化により処分場の限りある容量を有効に活用するとともに、引き続き最終処分場の適正かつ効率的な利用に努めます。また、大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場における適切な処分容量の確保に努めます。

第7節 収集運搬計画

収集運搬は、本市全域から排出されるごみを迅速に集め、市民の生活環境に支障がないように中間処理施設まで運搬することが目的です。本市では、家庭ごみの一般収集のほか、大型ごみ等の戸別有料収集、美化活動に伴う収集、動物の死体収集を行っています。収集運搬にあたっては、効率的な収集運搬体制、収集運搬ルートの確立に努めます。

所定のごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を対象に、「ごみ出し支援戸別収集サービス」を平成28年より実施しています。

1. 収集運搬の主体

本市から発生する家庭系ごみの収集運搬については、本市の委託する業者が行います。また、事業系ごみについては、本市が許可する収集運搬許可業者により収集を行います。

2. 分別の種類・区分及び分別の方法等

(1) 収集区域

収集区域は本市の全域とします。

(2) 収集方法

家庭系ごみについては、集積所、戸別回収(大型ごみ)、拠点回収による収集を行います。

(3) 分別収集体制

収集品目については、「第3章 第2節 収集運搬の現況」(P15, 16)に示したとおりです。

3. 計画ごみ収集量

ごみ収集量の見込みを表5-7-1に示します。ごみ収集量は、目標年度の令和12年度で家庭系が61,262t、事業系が20,735tとなります。

表5-7-1 ごみ収集量の見込み

項目	単位	基準年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
ごみ収集量	t/年	85,725	81,997
家庭系ごみ	t/年	63,566	61,262
燃やせるごみ	t/年	52,403	50,536
燃やせないごみ	t/年	1,887	1,819
資源ごみ	t/年	7,338	7,037
大型ごみ	t/年	1,939	1,870
事業系ごみ	t/年	22,159	20,735
燃やせるごみ	t/年	21,759	20,715
燃やせないごみ	t/年	2	1
大型ごみ	t/年	14	13
臨時収集	t/年	6	6
資源ごみ	t/年	377	0

※各年度の数値は、資料編に記載

第8節 中間処理計画

中間処理は、収集運搬されたごみを減容化・再資源化し、最終処分場への負担を軽減するために行われ、ごみ処理の中で最も重要な過程です。

本市は、高効率の発電設備を備えた焼却処理施設を整備しており、熱回収することで焼却エネルギーをできる限り有効活用し、資源循環と環境負荷の低減に寄与する取組を進めます。

中間処理において、再資源化が可能なものは資源化施設等にて資源化を行い、燃やせるごみについては、焼却処理施設にて焼却、熱回収を行い、燃やせないごみ等は破碎処理施設にて処理した後、残渣等の埋立処分を行います。

1. 中間処理の主体

本市域内から収集された一般廃棄物の中間処理については、本市の焼却処理施設、破碎処理施設等において、本市が委託する管理運営委託業者等が行います。

2. 中間処理施設及び中間処理量

(1) 施設の種類、能力及び方式

中間処理施設の概要については、「第3章 第4節 中間処理の現況」(P23, 24)に示したとおりです。

(2) 計画処理量

中間処理施設への搬入量の見込みを表5-8-1に示します。

表 5-8-1 中間処理施設への搬入量の見込み

項目	単位	基準年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
中間処理施設	t/年	81,981	78,766
焼却処理施設	t/年	74,162	71,251
破碎処理施設	t/年	3,590	3,461
資源化施設	t/年	4,228	4,054

※施設間でのごみの移動があるため、合計が合わない
※各年度の数値は、資料編に記載

第9節 最終処分計画

本市における一連のごみ処理システムの中で発生したごみは、排出、収集・運搬及び中間処理の各段階で減量化、再資源化を実施し、最終処分場における埋立量の低減を図ります。

1. 最終処分の主体

中間処理後の最終処分については、市内の最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場において埋立処分を行っています。最終処分場は処理容量が限られており、できる限りごみの再資源化により処分場の延命に努めるとともに、大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場における適切な処分容量の確保に努めます。

2. 最終処分場及び最終処分量

(1) 施設の種類、能力及び方式

最終処分場の概要については、「第3章 第5節 最終処分の現況」(P26, 27)に示したとおりです。

(2) 計画処理量

最終処分量の見込みを表5-9-1に示します。

表 5-9-1 最終処分量の見込み

項目	単位	基準年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
最終処分量	t/年	10,254	9,853
焼却灰等	t/年	9,408	9,038
破碎不燃物等	t/年	588	567
直接埋立対象物	t/年	258	248

※各年度の数値は、資料編に記載

第10節 計画の推進にあたって

1. 啓発活動の推進

ごみの減量化目標を達成するためには、市民や事業者の自主的で主体的な取組が必要であり、分別方法やごみ出しルールをはじめ、ごみ処理の状況やごみの減量方法、資源化の方法といった情報を分かりやすく伝えていく必要があります。

本市では、広報誌やホームページ、パンフレットといった情報発信のほか、スマートフォンアプリによる「ごみ収集カレンダー」の配信や「ごみの日のプッシュ通知」、「台風や大雪など荒天時のごみ収集状況の発信」など、積極的な情報発信を行っています。今後も継続してアプリダウンロード数増加を目的とした周知に努めます。また、広報誌やホームページに関しては、内容が分かりやすく読みやすいように改善していきます。そのほか、環境イベントや講演会等を開催し、広く情報提供できるように努めます。

事業者に対しても、ごみの減量や分別ルールの徹底、資源化への行動を誘導していきます。

2. 環境学習の推進

SDGsの推進や循環型社会の重要性、具体的な取組を進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要で、廃棄物の発生抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識付けを図ることが必要です。

とりわけ次代を担う子どもたちへの環境学習は、若年時からごみ減量や資源化の意識付けとなり、その波及効果も大きいことから小中学校等への環境学習を推進します。

小学校4年生の学習教材である「くらしとごみ」の継続、充実や施設見学の実施、イベント開催と連動した絵画、標語等の募集や表彰といった機会を通じて、効果的なごみ学習ができるよう図っていきます。

ごみ焼却施設、リサイクル施設等における体験学習やリサイクル教室等の企画立案や出前講座等の活用により、それぞれの世代や立場の市民や事業者に学習機会が提供できるよう事業を展開していきます。

また、資源循環の促進のための3Rに加え、Renewableの視点を取り入れ、木材等の再生可能資源の利用機会の提供を行い、資源を大切に使うことを学び実践できるよう「大津市木戸さすてなプラザ」の機能を拡充します。

3. 今後の進捗管理

基本計画の実施のために必要な各年度の事業については単年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、具体的にこれを定めます。

年度ごとの計画の進捗については、その達成度や状況を適確に評価ができるように年次ごとの目標を定め、それに対する実績の推移を点検していきます。

その結果については、広く市民に対し公開し、ごみ減量意識や資源化意識の向上へ繋げていきます。

4. 計画期間中における見直し

本計画については、計画期間中において、社会情勢や環境問題等の計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動が生じた場合には、随時見直しを行うこととします。改定を行う場合にあっては、市民に対して理解と協力を得るよう努めます。

5. 地球温暖化防止への配慮

近年、地球温暖化の影響により、暑熱による熱中症患者の増加、豪雨の頻発や台風の強大化といった異常気象、自然生態系の破壊等が問題となっており、地球温暖化対策は世界的に緊急の課題となっています。本市においても「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の内容を含んだ「大津市環境基本計画」に基づき、取組を進めていきます。

市民、事業者、行政が一体となったごみ減量が、焼却時の温室効果ガス排出抑制につながり、高効率の発電設備を備えた焼却施設により、焼却エネルギーをできる限り有効活用します。また、効率的なごみ処理体制の整備が、石油由来のエネルギー使用量の削減に資することからも、常に地球環境保全の視点を持って廃棄物処理に係わる事業の展開を図ります。

6. 市民、事業者、行政の協働による推進

ごみの減量化と資源化の施策を推進していくためには、市民、事業者、行政の協働による取組が不可欠です。本市では、市民が取り組む一斉清掃活動や地域の集団回収等の活動を引き続き支援していきます。

また、自治連合会をはじめとする市民団体や市内の事業所等で構成される「ごみ減量と資源再利用推進会議」では、3010 運動の推進等のごみ問題に関連した様々な活動をとおして、ごみの減量と資源化を推進しています。「ごみ減量と資源再利用推進会議」と一体となった取組が展開できるよう、協力体制の更なる強化を進めていきます。

第 1 1 節 非常災害時における一般廃棄物の適正処理

近年、全国各地で土砂災害や水害等の自然災害は、頻度の増加及び規模や被害範囲の広域化が著しくなっており、平時から災害発生時に備えた対策を整えておくことが重要となっています。本市では、平成 30 年に「大津市災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害時に発生する災害廃棄物を、適正かつ円滑に処理するための対策を定めています。非常災害廃棄物の処理に関しては、「大津市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正処理に努めます。

1. 非常災害廃棄物の適正処理・再資源化

非常災害廃棄物については、仮置場等において適切な分別・保管を行い、可能な限り再資源化を進め、再資源化が困難なものについては適正に処理・処分します。また、処理に当たっては、火災、悪臭、害虫等の発生や生活環境への影響を防止するとともに、石綿含有廃棄物、廃家電、リチウムイオン電池等の処理に留意します。

2. 平時からの備え

非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を実現するため、「大津市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制、仮置場候補地、収集運搬・処理に係る関係機関との連携等について平時から必要な準備を進めます。また、非常災害廃棄物の処理に関する協定の締結等を進めるとともに、情報収集・連絡体制の整備、職員等への研修・訓練及び関係事業者等との連携強化を図ります。

第 1 2 節 その他必要な事項

1. 美化活動等の取扱方針

地域における美化活動については、まちをきれいにする意識向上やその啓発の点から収集及び搬入に当たり本市としてもその活動を支援しています。美化活動の実施にあたっては、別途定める要領により行うものとします。

2. 在宅医療廃棄物

在宅医療の進展に伴い、家庭から在宅医療で使用した在宅医療廃棄物が排出されるようになりました。非鋭利なものや鋭利なものでも安全な仕組みをもつものについては、市で収集を行います。注射器、注射針等の鋭利なものや、非鋭利なものでも感染性のあるものについては、医療機関等へ返却することとします。

3. 動物等の死体収集

犬、猫等の野良、野生動物死体収集については、別途定める要領により取り扱うものとします。

4. 水銀を含む廃棄物の処理

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（平成 27 年法律第 42 号）において、市町村は、その区域内において廃棄された水銀使用製品（電池、体温計、血圧計等）を適正に回収するように努めなければならないとされています。

本市では、廃乾電池以外の水銀使用製品については窓口回収やイベント回収を実施しており今後も継続して適正な回収に努めます。

第6章 食品ロス削減推進計画

第1節 食品ロスの現状、課題

1. 全国の状況

農林水産省及び環境省は、食品ロスの発生状況を把握し、食品ロス削減の取組の進展に活かすため、平成24年度以降、食品ロス量の推計を行い、公表しています。

令和6年度の食品ロス量は、約461万tと推計されており、その内訳は、家庭系食品ロス量が224万t、事業系食品ロス量が237万tとなっています。令和6年度の食品ロス量は、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降最小となっており、令和12年度目標値の435万tの達成までは約26万tの減量が必要です。

食品ロス削減に向けて、「食品ロス削減推進法」では、毎年10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定め、食品ロスの削減に向けた取組を広げていくため啓発資材の提供、イベントの開催等を実施しています。

食品ロスが発生する背景としては、以下のような理由が考えられます。

- ①日本人の衛生観念の高さ
- ②厳格な衛生管理に基づく賞味期限の設定（3分の1ルール）
- ③小売店における特売等の販売戦略（不要なもの、過剰な量の購入を助長）
- ④スーパー等での販売を想定した農産物の規格化による選外品の発生

2. 分別状況調査

本市では、家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ質を把握するため、分別状況調査を実施しています。

令和7年度の分別状況調査では、家庭系燃やせるごみの食品ロスが占める割合は約9%となっており、令和7年度における本市の食品ロス量は約4,700t、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は約38gと推計されます。これは、令和5年度の全国平均（約233万t、1人1日当たり約51g）や滋賀県平均（約2.4万t、1人1日当たり約47g）と比較すると少なくなっています。

また、本市における平成29年度に実施した分別状況調査では、家庭系燃やせるごみの食品ロスが占める割合は約10%であり、令和7年度の分別状況調査では約9%となっており、家庭系燃やせるごみの食品ロスが占める割合は減少しています。

3. 食品ロス削減に向けた課題、方向性

食品ロスの廃棄に伴う処理費用には税金が投入されており、また、食品ロスを含む厨芥類は水分が多く、焼却には不向き等の問題があります。また、食料を生産する際にも多くのエネルギーを消費しています。

本市における食品ロスの発生量や内訳、発生要因等の把握に努め、食品ロスを身近なものとして認識できるよう、食品ロスの「見える化」を進め、食品ロスの発生を抑制します。

第2節 削減のための施策

1. 食品ロス削減施策

本市で実施中の食品ロス削減施策を表 6-3-1 に示します。

表 6-3-1 実施中の食品ロス削減施策

部局	施策等の内容
環境部	・食品ロス削減啓発 さんまるいちまる (3010運動、冷蔵庫てんけん10検運動、エコクッキングレシピ紹介、てまえどり運動) ・小学生へ授業での啓発 (小学校4年生の社会科副読本に食品ロスに関して掲載) ・フードドライブ事業の実施 (家庭で食べきれない、余ってしまった食品を持ち寄ってもらう)
健康福祉部	・食材の提供 (市社会福祉協議会に依頼し、生活困窮者へ食材を提供) ・食育啓発情報、食の安心安全情報の発信 (メール、本市のホームページやSNSにて、食品ロスの削減、食材の購入保存の注意点について発信)
産業観光部	・たんぼのこ体験事業の実施 (農作物を育て、収穫し、食べるという一貫した農業体験学習を実施) ・地産地消の推進 (地産地消の推進を図り、適正な需給バランスによる食品ロスの未然防止)
教育委員会	・残食調査の実施 (給食の残食を踏まえ、献立の改善や給食指導等に活用する) ・給食食材の提供 (休校等により消費できなくなった給食食材を市社会福祉協議会と協力し福祉施設等に提供) ・牛乳パックのリサイクル (牛乳パックをリサイクルしているが、アレルギー等により難しくなっている)

さんまる いちまる
○3010運動

宴席の場において、乾杯後の30分は自席で食事を楽しみ、お開きの10分前には自席に戻って食事を食べきることを推奨し、宴席における食べ残しを削減するというものです。

「ごちそうさま」を宴席で



30 乾杯後、30分は自席で食事を楽しみましょう。 **10** お開きの前の10分は自席に戻って食べ切りましょう。

食品ロス削減のため、宴席での料理を食べ切る運動にご協力を。

ごみ減量と資源再利用推進会議・大津市

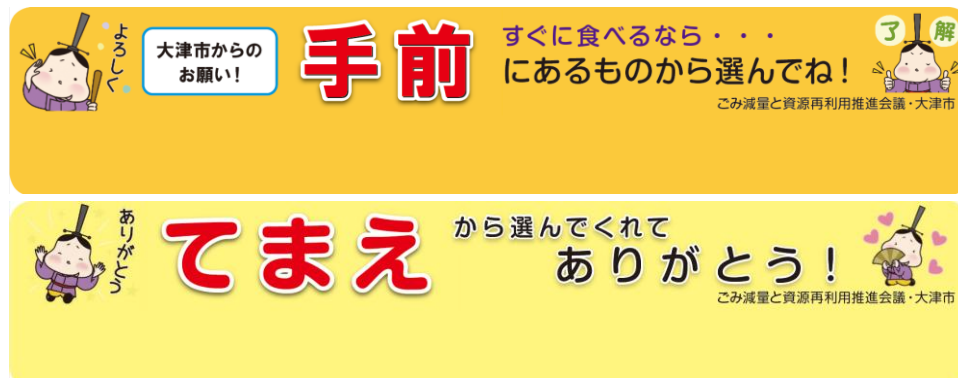
てんけん
○冷蔵庫10検運動

毎月10日（点検デー）に冷蔵庫をチェックする運動です。チェックする項目は、「賞味期限・消費期限が近い食べ物」「肉・野菜・魚等の傷みやすい食べ物」の2つです。定期的に冷蔵庫の中にあるものを確認する習慣をつけ、手つかず食品を出さないようにすることを目的としています。



○てまえどり運動

購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品や値引き商品を積極的に選ぶ購買活動のことです。「てまえどり」を心がけることで、販売期限が過ぎた商品の廃棄を減らすことができます。



○フードシェアリングの検討（新規）

消費者、事業者、行政が連携した取組として、店舗（事業者）のそのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者（消費者）とのマッチングを行うフードシェアリングについて、行政として促進策の検討を進めます。

第3節 目標設定と推進体制

1. 国の動向

令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。「食品ロス削減推進法」では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

家庭系食品ロスの削減について、「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量を半減させるという目標が設定されています。事業系食品ロスの削減について、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第2次基本方針）」において、平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量を60%削減させるという目標が設定されています。また、「第2次基本方針」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%としています。

2. 滋賀県の動向

令和3年に策定の「第五次滋賀県廃棄物処理計画」において、新たに設定された目標として、「食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合」があります。現状（令和2年8月）の78.3%から、令和7年度までに80%以上としています。また、重点取組・施策で、食品ロスに関して、知識や意識の向上と具体的な行動の実践、食品ロスの発生量等の実態把握、未利用食品を有効利用する仕組みづくりとしています。

また、滋賀県では、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しています。「滋賀県食品ロス削減推進計画」は、令和3年度から令和8年度を計画期間とし、「三方よしと県民総参加でフードエコ」を基本理念としています。「滋賀県食品ロス削減推進計画」での指標と数値目標を表6-4-1に示します。

表 6-4-1 滋賀県食品ロス削減推進計画での指標と数値目標

指標	定義	現状	目標 (R 7)	目標 (R12)
家庭系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	2.8 万 t (H29)	2.5 万 t (R 5)	2.1 万 t
事業系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量	12,697 t (H29)	11,730 t (R 5)	10,590 t
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	81.0% (R 2)	90%	—
食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 (※県民アンケートによる)	78.3% (R 2)	80%	—
食品ロス削減の取組を実践している事業者の割合	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	118 店舗 (R 2. 3 末)	300 店舗	—
フードバンクについての認知度	フードバンクを知っていると回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	40.9% (R 2)	80%	—

3. 計画期間

「大津市食品ロス削減推進計画」の計画期間は、「滋賀県食品ロス削減推進計画」及び本市の「一般廃棄物処理基本計画」との整合性を踏まえて、令和4年度から令和12年度を計画期間としています。

4. 目標設定

本市における食品ロス削減目標を表6-4-2に示します。

表 6-4-2 大津市食品ロス削減目標

項目	現状 (令和7年度)		目標年度 (令和12年度)	目標設定
	実績	前回目標値		
家庭系食品ロス量 (推計)	約 4,700 t	約 5,100 t	4,500 t	家庭系食品ロス量を 平成29年度比75%
食品ロス削減を 意識している 市民の割合	約 93%	92.5%	95%	目標年度までに市民の 95%が食品ロス削減を 意識する

5. 推進体制

(1) 啓発活動と施策の実施

市民が理解しやすい平易な表現を用いて、食品ロス削減についての正しい知識の普及に努めます。また、次世代を担う子供たちへ、食品ロス対策について啓発活動を行います。

生産・製造・販売・消費の各段階において、現在、取り組んでいる各削減施策（P92 表6-3-1）を実施するとともに、他都市の先進的な取組事例等を参考に新規施策について検討していきます。

(2) 立場に応じた役割分担と未利用食品等の有効利用

行政、事業者、市民それぞれの立場において、「できることを分担していく」という雰囲気醸成に努めます。また、本市におけるこれまでの食品ロス対策を踏まえ、フードバンク活動や未利用食品の有効活用について、関係者が有機的な繋がりをもって連携していくための仕組みづくりを行います。

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理体系

本市の生活排水の処理は公共下水道、し尿処理施設（し尿及び浄化槽汚泥）で行われています。農業集落排水処理施設は、桐生地区において整備されていましたが、平成28年3月をもって廃止され、公共下水道に接続しています。

本市における生活排水の処理フローを図7-1-1に示します。

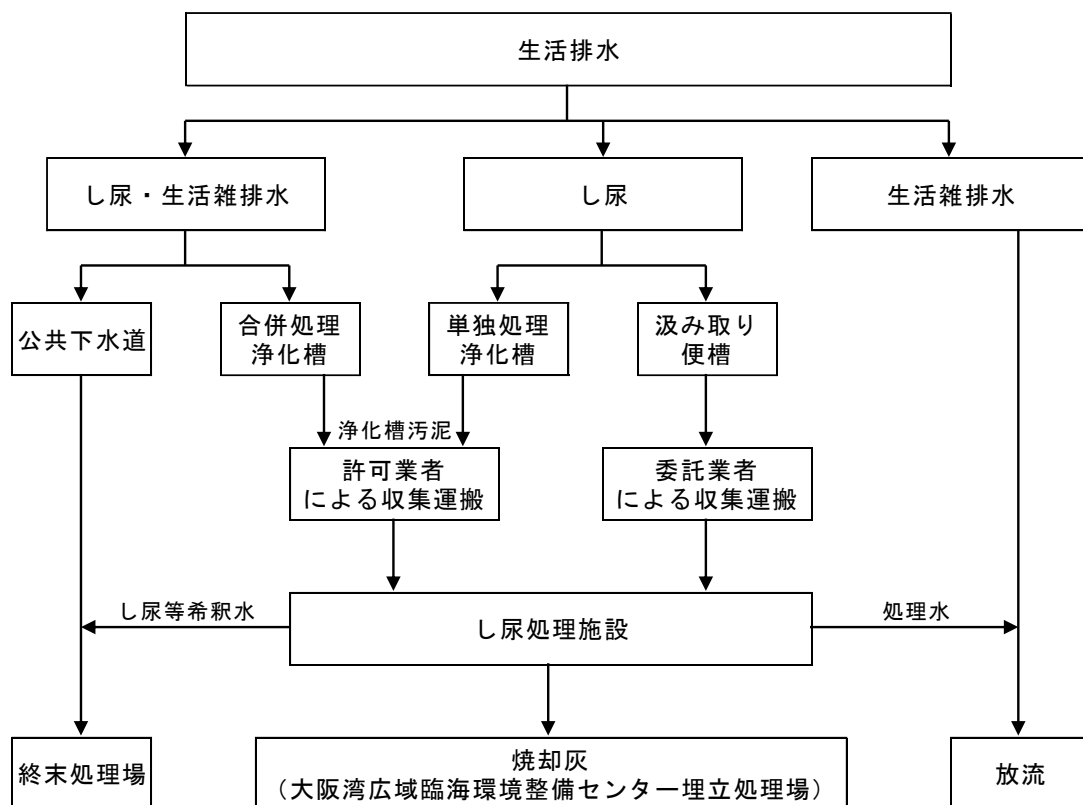


図 7-1-1 生活排水処理フロー

2. 生活排水処理の概要

(1) 生活排水処理形態別人口

本市における生活排水処理形態別の人口を表 7-1-1 及び図 7-1-2 に示します。生活排水処理形態別の人口割合は、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口が横ばい傾向、単独処理浄化槽人口及び汲み取り便槽等人口が減少傾向にあります。

表 7-1-1 生活排水処理形態別人口の推移

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活排水処理計画人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
生活排水処理人口	人	335,898	336,177	335,895	335,639	335,553
公共下水道	人	332,732	332,981	332,645	332,461	332,402
合併処理浄化槽	人	3,166	3,196	3,250	3,178	3,151
下水道計画区域内	人	2,728	2,749	2,794	2,729	2,704
下水道計画区域外	人	438	447	456	449	447
生活排水未処理人口	人	7,919	7,662	7,476	7,302	7,102
単独処理浄化槽	人	3,031	2,858	2,743	2,677	2,532
汲み取り便槽等	人	4,888	4,804	4,733	4,625	4,570
生活排水処理率	%	97.7	97.8	97.8	97.9	97.9
公共下水道	%	96.8	96.8	96.9	96.9	97.0
合併処理浄化槽	%	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
下水道計画区域内	%	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
下水道計画区域外	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
生活排水未処理率	%	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1
単独処理浄化槽	%	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7
汲み取り便槽等	%	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3

出典：担当課の資料により作成

生活排水処理形態別人口（人）

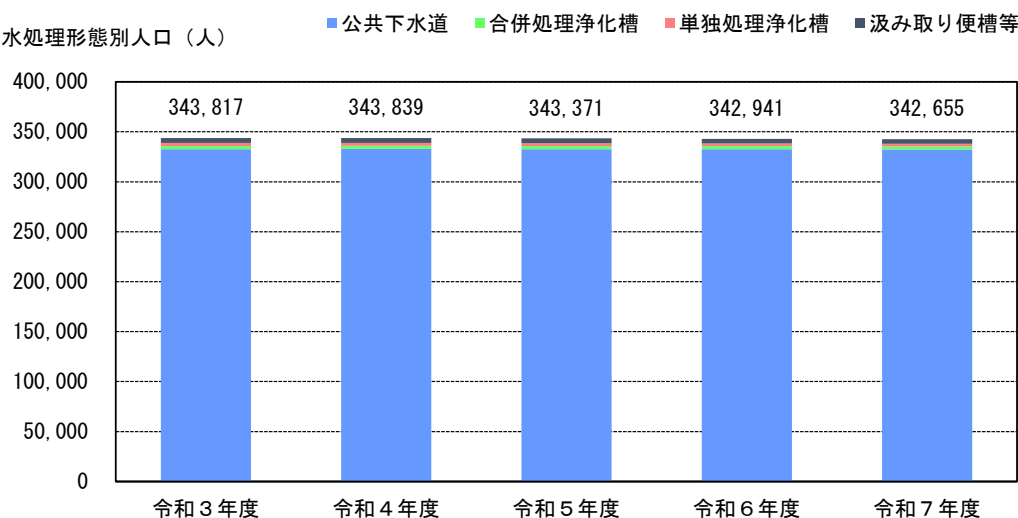


図 7-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

(2) 公共下水道の整備状況

本市の下水道事業は、旧市街地の浸水被害解消と汚水の排除を目的として昭和36年度に初めて計画され、大津市（大津）公共下水道、大津市（藤尾）公共下水道、琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）関連大津市公共下水道、琵琶湖流域下水道（湖西処理区）関連大津市公共下水道の4処理区に分けて処理を行っています。公共下水道基本計画図を図7-1-3に示します。大津処理区では本市が管理する水再生センターにて、藤尾処理区では京都市上下水道局の石田水環境保全センターにて、湖南中部処理区では滋賀県が管理する湖南中部浄化センターにて、湖西処理区では滋賀県が管理する湖西浄化センターにて処理しています。

大津市（大津）公共下水道は、市の中心部全域（際川以南から蛸谷までの地域）に比叡平地区を加えた計1,447haを処理区域としています。大津市（藤尾）公共下水道は、藤尾地区92haにおける公共下水道事業計画であり、平成4年に供用を開始しました。藤尾地区は琵琶湖側の斜面と京都・山科盆地側の斜面を分ける分水嶺が、本市と京都市との境界線と合致していないため、京都市公共下水道に接続するよう計画されました。大津市（湖南中部）公共下水道は、滋賀県内4つの流域関連公共下水道の1つであり、大津市東南部（瀬田川左岸と蛸谷より南の右岸の地域）を計画区域とします。大津市（湖西）公共下水道も同じく、流域関連公共下水道であり、大津市北部（際川以北）を計画区域とします。

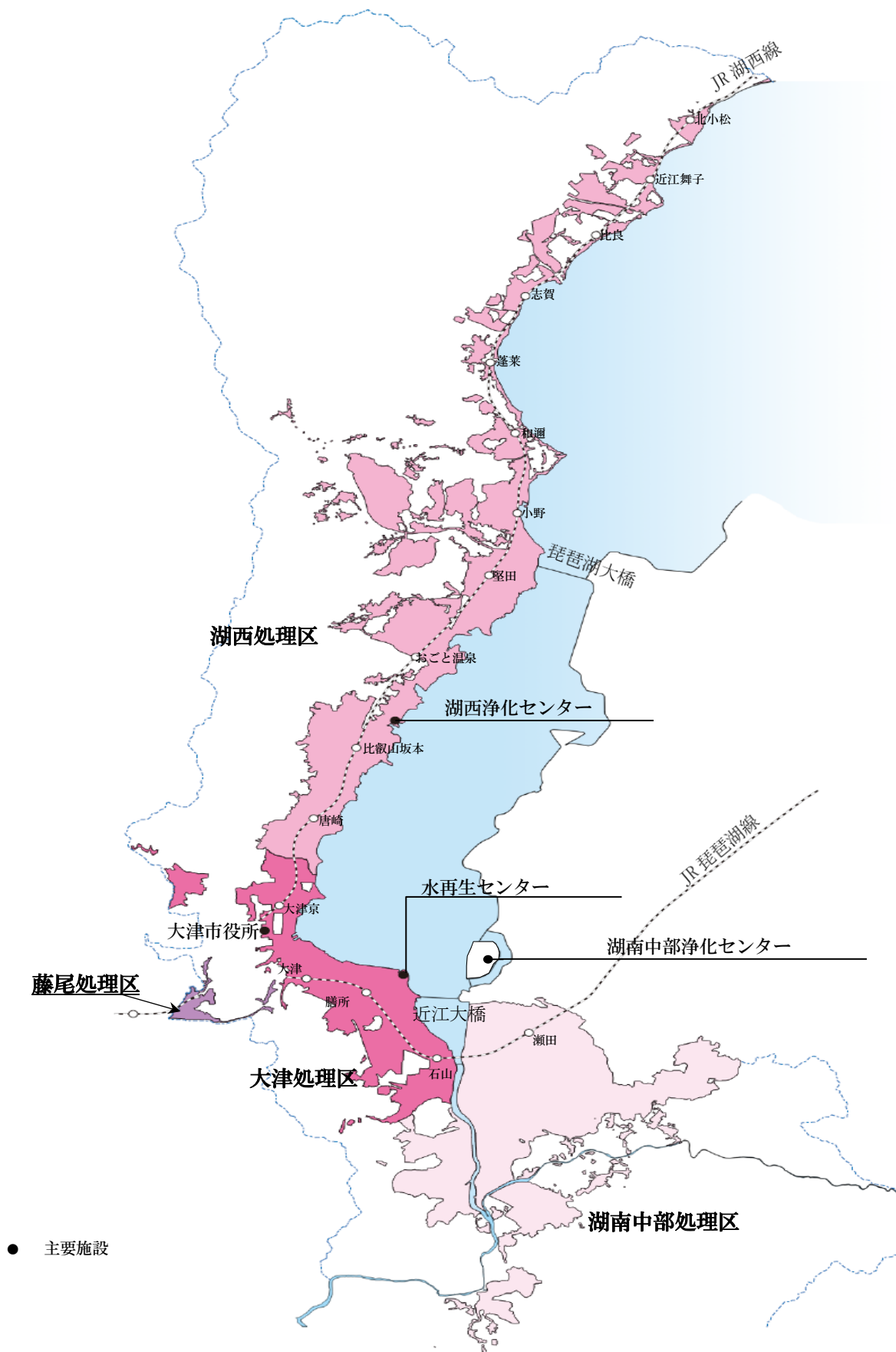
公共下水道整備状況を表7-1-2に示します。

表 7-1-2 公共下水道整備状況

項目	単位	大津市 （大津） 公共下水道	大津市 （藤尾） 公共下水道	大津市 （湖南中部） 公共下水道	大津市 （湖西） 公共下水道	合計
処理区域面積	ha	1,447.0	92.0	1,833.1	2,435.1	5,807.2
行政区域内人口	人	107,886	4,853	110,370	119,832	342,941
処理区域内人口	人	107,616	4,848	109,537	115,941	337,942
処理区域内水洗化人口	人	106,463	4,431	107,938	113,629	332,461
処理区域内世帯数	世帯	51,587	2,539	49,126	53,313	156,565
処理区域内水洗化世帯数	世帯	50,939	2,320	48,403	52,179	153,841
普及率	%	99.7	99.9	99.2	96.8	98.5
水洗化率（処理区域内）	%	98.9	91.4	98.5	98.0	98.4
水洗化率（行政区域内）	%	98.7	91.3	97.8	94.8	96.9
水洗化率（処理区域内世帯）	%	98.7	91.4	98.5	97.9	98.3
終末処理場	-	水再生 センター	石田水環境 保全センター （京都市）	湖南中部 浄化センター （滋賀県）	湖西 浄化センター （滋賀県）	-

※令和7年3月31日時点

出典：滋賀県ホームページ 下水道の普及状況ほかより作成



出典：水道・下水道・ガス事業年報 令和7年版（大津市企業局）

図 7-1-3 公共下水道基本計画図

(3) 浄化槽の設置状況

浄化槽の設置数は、令和7年度末で約3,000基あり、毎年新たに設置されていますが、公共下水道への接続等により設置数は減少傾向にあります。

合併処理浄化槽設置届出数を表7-1-3に示します。

表 7-1-3 合併処理浄化槽設置届出数

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大津市	件	19	24	27	18	18
滋賀県	件	202	264	222	197	181

出典：公益財団法人 滋賀県生活環境事業協会より作成

「浄化槽」の定義について

平成13年4月の浄化槽法改正により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義されました。しかし、既存の単独処理浄化槽については、経過措置により合併処理浄化槽を直ちに設置する規制から除外されるため、すぐには廃止とならずにかなりの数で存在しています。

そこで本計画では、特に断りのない限り「浄化槽」を「合併処理浄化槽＋既存単独処理浄化槽」の意味で使用し、単独処理浄化槽と区別する必要がある場合は「合併処理浄化槽」と表記しました。

(4) し尿処理施設の整備状況

収集されたし尿及び浄化槽汚泥はし尿処理施設において処理されており、本市には、志賀衛生プラント、北部衛生プラント、南部衛生プラントの3つの施設がありましたが、令和3年12月に南部衛生プラントでの受け入れを終了しました。なお、北部衛生プラントについては、前処理を行い公共下水道に投入しています。

各し尿処理施設の概要を表7-1-4に示します。

表 7-1-4(1) し尿処理施設の概要（志賀衛生プラント）

施設名称	志賀衛生プラント
施設所管	大津市
所在地	滋賀県大津市北比良1039-3
計画処理能力	23kL/日（し尿：2kL/日、浄化槽汚泥：21kL/日） 計画時の浄化槽汚泥混入率：91.3%
貯留容量	浄化槽汚泥：44.4m ³ し尿：20.6m ³ 予備：74m ³ 合計：139m ³
処理方式	主処理：膜分離高負荷処理方式 高度処理：活性炭吸着処理 汚泥処理：余剰汚泥 脱水＋焼却 凝集汚泥 余剰汚泥と混合処理 臭気処理：高濃度臭気 酸・アルカリ洗浄後中濃度臭気処理 中濃度臭気 酸＋アルカリ・次亜塩素酸洗浄 低濃度臭気 活性炭吸着
希釈水の種類	－
し渣処分方法	焼却後搬出処分
汚泥処分方法	焼却後搬出処分
放流先	砂地川
着工年度	平成16年9月
竣工年度	平成18年11月

表 7-1-4(2) し尿処理施設の概要（北部衛生プラント）

施設名称	北部衛生プラント
施設所管	大津市
所在地	滋賀県大津市仰木の里1-24-1
計画処理能力	48kL/日（し尿：32kL/日、浄化槽汚泥：16kL/日） 計画時の浄化槽汚泥混入率：33.3%
貯留容量	浄化槽汚泥：101.6m ³ し尿：90.9m ³ 合計：192.5m ³
処理方式	前処理：ドラムスクリーン＋スクリュースプレッサー 臭気処理：高・中濃度臭気 酸洗浄＋アルカリ・次亜塩素酸洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気 活性炭吸着
希釈水の種類	井戸水
し渣処分方法	脱水後搬出処分
汚泥処分方法	－
放流先	下水道
下水道投入量	500m ³ /日以下
着工年度	平成5年6月
竣工年度	平成6年7月

表 7-1-4(3) し尿処理施設の概要（南部衛生プラント）

施設名称	南部衛生プラント
施設所管	大津市
所在地	滋賀県大津市羽栗1-18-1
計画処理能力	90kL/日（し尿：72kL/日、浄化槽汚泥：18kL/日） 計画時の浄化槽汚泥混入率：20%
貯留容量	浄化槽汚泥：136.3m ³ し尿：322.6m ³ 合計：458.9m ³
処理方式	主処理：標準脱窒素処理方式 高度処理：加圧浮上＋オゾン＋砂ろ過 汚泥処理：余剰汚泥 濃縮＋脱水＋乾燥＋焼却 凝縮汚泥 余剰汚泥と混合処理 臭気処理：高濃度臭気 燃焼脱臭（焼却炉停止時は中濃度臭気処理へ） 中・低濃度臭気 酸洗浄＋アルカリ・次亜塩素酸洗浄＋還元剤洗浄＋活性炭吸着
希釈水の種類	河川の伏流水（冬場の水温調整用として一部地下水も使用）
し渣処分方法	脱水後搬出処分
汚泥処分方法	脱水後搬出処分
放流先	1級河川 大戸川
着工年度	昭和58年9月
竣工年度	昭和60年12月
受入れ終了年度	令和3年12月

(5) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出実績を表 7-1-5 及び図 7-1-4 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向にあります。

表 7-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の排出量及び原単位の推移

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
し尿	kL	5,454	4,412	4,126	3,963	3,560
浄化槽汚泥	kL	7,186	7,169	6,995	7,102	6,786
合計	kL	12,640	11,581	11,121	11,065	10,346
原単位	L/人・日	3.1	2.9	2.8	2.9	2.8
し尿	L/人・日	3.1	2.5	2.4	2.3	2.1
浄化槽汚泥	L/人・日	3.2	3.2	3.2	3.3	3.3

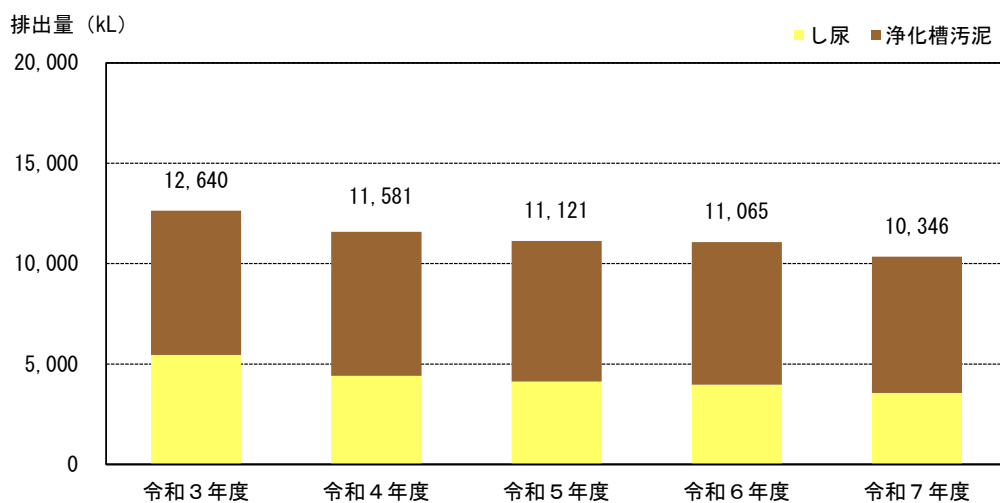


図 7-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

(6) 収集運搬の状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の委託する業者又は本市が許可する収集運搬許可業者で行っています。

(7) 中間処理の状況

志賀衛生プラント、北部衛生プラント、南部衛生プラントの3つのし尿処理施設における処理実績を表7-1-6及び図7-1-5に示します。なお、南部衛生プラントは令和3年12月に受け入れ終了したことに伴い、令和4年度以降処理を行っていません。

表7-1-6 し尿処理施設の処理量の推移

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
志賀衛生プラント	kL	4,272	5,491	5,286	5,305	4,906
し尿	kL	1,822	2,017	1,876	1,833	1,630
浄化槽汚泥	kL	2,450	3,474	3,410	3,472	3,276
北部衛生プラント	kL	4,306	6,090	5,835	5,760	5,440
し尿	kL	1,833	2,395	2,250	2,130	1,930
浄化槽汚泥	kL	2,473	3,695	3,585	3,630	3,510
南部衛生プラント	kL	4,062	-	-	-	-
し尿	kL	1,799	-	-	-	-
浄化槽汚泥	kL	2,263	-	-	-	-
合計	kL	12,640	11,581	11,121	11,065	10,346
し尿	kL	5,454	4,412	4,126	3,963	3,560
浄化槽汚泥	kL	7,186	7,169	6,995	7,102	6,786

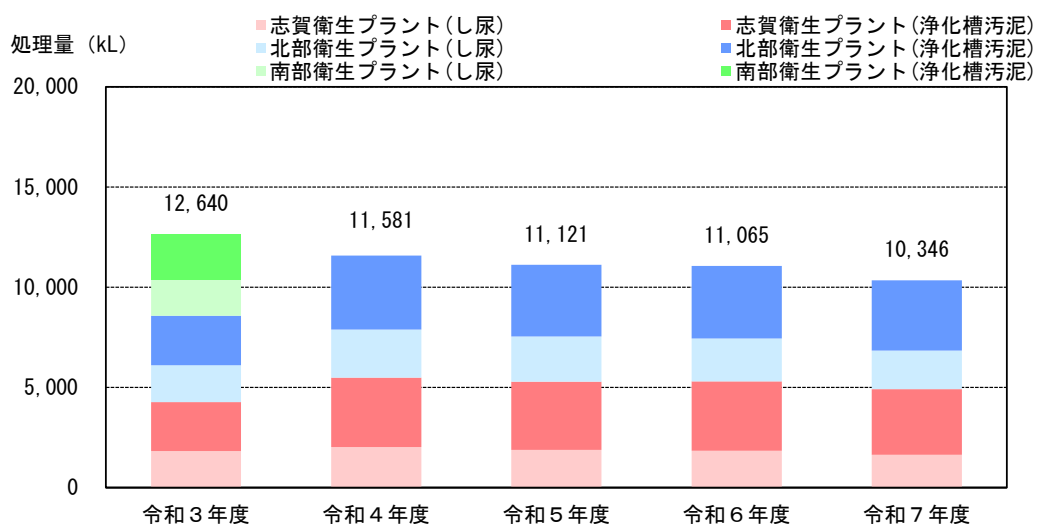


図7-1-5 し尿処理施設の処理量の推移

(8) 生活排水処理経費の状況

本市の生活排水処理（し尿処理施設）に係る経費を表 7-1-7 及び図 7-1-6 に示します。

なお、令和 5 年度以降の建設改良費の増加は、「大津市衛生プラント長寿命化総合計画」に基づく施設延命化のための改修・整備費用によるものです。

表 7-1-7 生活排水処理（し尿処理施設）に係る経費

項目	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
生活排水処理経費	千円	300,847	296,831	319,413	275,354	415,456
処理及び維持管理費	千円	264,333	256,334	206,913	195,539	212,509
建設改良費	千円	36,514	40,497	112,500	79,815	202,947
生活排水処理計画人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
1人当たりの生活排水処理経費	円/人	875	863	930	803	1,212

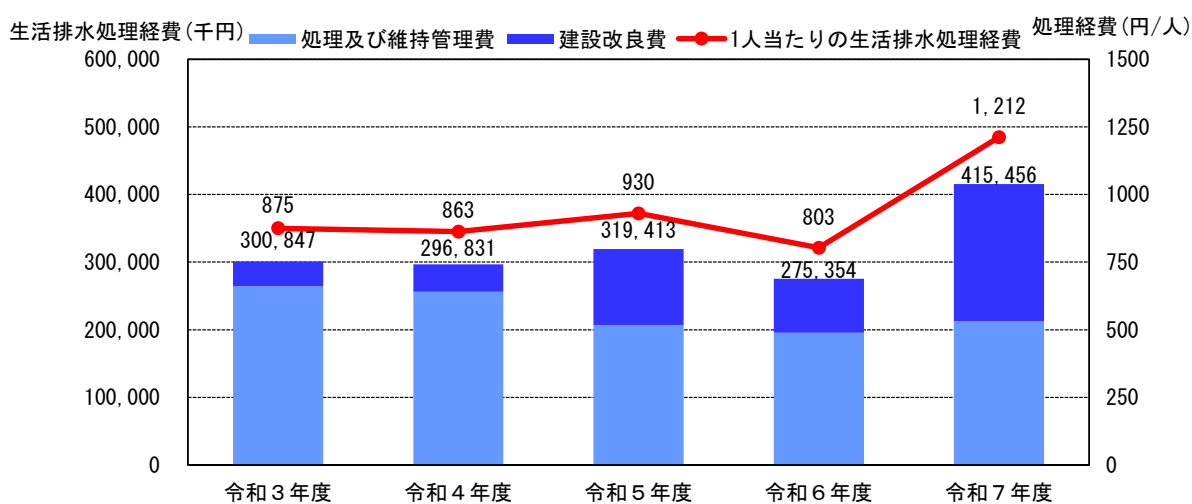


図 7-1-6 生活排水処理（し尿処理施設）に係る経費

第2節 現計画の目標値の達成状況

1. 目標値の達成状況

生活排水処理における現計画の目標値と令和7年度実績との比較結果を表7-2-1に示します。

表 7-2-1 現計画の目標値との比較（生活排水）

項目	単位	令和2年度	令和7年度		達成状況
		実績値	目標値	実績値	
生活排水処理率	%	97.6	98.1	97.9	未達成
し尿処理量	kL	4,976	3,971	3,560	達成
浄化槽汚泥処理量	kL	7,669	5,554	6,786	未達成
し尿及び浄化槽汚泥処理量	kL	12,645	9,525	10,346	未達成

2. 課題の整理

(1) 公共下水道への接続

現在、公共下水道により処理されているのは 97.0%となっています。公共下水道の整備済み地区における未接続世帯に対して、接続を促していくことが重要です。

(2) 合併処理浄化槽の普及

現在、合併処理浄化槽により処理されているのは 0.9%となっています。公共下水道の未整備地区における単独処理浄化槽使用世帯や汲み取り便槽等世帯に対して、合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

(3) し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬

今後は、人口減少や公共下水道等の普及によりし尿処理施設への搬入量は長期的にみると減少することが予想されるため、住民サービスを維持しつつ、より効率的な収集・運搬の方法を検討する必要があります。

(4) 合併処理浄化槽における維持管理

合併処理浄化槽の処理機能を維持するためには、清掃（汚泥引抜き）、保守点検及び法定検査等の維持管理を行う必要があります。そのため、合併処理浄化槽の施設管理者が適正に維持管理を実施することが課題となります。

第3節 計画の基本的事項の検討

1. し尿等処理人口及びし尿等処理量の将来予測

し尿等処理量の将来予測は、公共下水道の整備状況や合併処理浄化槽の普及状況を基に生活排水処理形態別人口を予測し、1人1日当たりの処理量を乗じることで算定します。生活排水処理形態別人口の将来予測及びし尿等処理量の将来予測を表7-3-1及び図7-3-1、7-3-2に示します。

表 7-3-1 生活排水処理形態別人口及びし尿等処理量の将来予測

項目	単位	実績				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活排水処理計画人口	人	343,817	343,839	343,371	342,941	342,655
生活排水処理人口	人	335,898	336,177	335,895	335,639	335,553
公共下水道	人	332,732	332,981	332,645	332,461	332,402
合併処理浄化槽	人	3,166	3,196	3,250	3,178	3,151
下水道計画区域内	人	2,728	2,749	2,794	2,729	2,704
下水道計画区域外	人	438	447	456	449	447
生活排水未処理人口	人	7,919	7,662	7,476	7,302	7,102
単独処理浄化槽	人	3,031	2,858	2,743	2,677	2,532
汲み取り便槽等	人	4,888	4,804	4,733	4,625	4,570
生活排水処理率	%	97.7	97.8	97.8	97.9	97.9
年間日数	日	365	365	366	365	365
し尿処理量原単位	L/人・日	3.1	2.5	2.4	2.3	2.1
浄化槽汚泥処理量原単位	L/人・日	3.2	3.2	3.2	3.3	3.3
汚泥処理量	kL	12,640	11,581	11,121	11,065	10,346
し尿	kL	5,454	4,412	4,126	3,963	3,560
浄化槽汚泥	kL	7,186	7,169	6,995	7,102	6,786

項目	単位	予測				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
生活排水処理計画人口	人	342,748	342,841	342,933	343,026	342,624
水洗化・生活排水処理人口	人	335,824	336,087	336,344	336,598	336,361
公共下水道	人	332,649	332,915	333,174	333,431	333,202
合併処理浄化槽	人	3,175	3,172	3,170	3,167	3,159
下水道計画区域内	人	2,723	2,719	2,716	2,712	2,704
下水道計画区域外	人	452	453	454	455	455
生活排水未処理人口	人	6,924	6,754	6,589	6,428	6,263
単独処理浄化槽	人	2,435	2,336	2,242	2,151	2,061
汲み取り便槽等	人	4,489	4,418	4,347	4,277	4,202
生活排水処理率	%	98.0	98.0	98.1	98.1	98.2
年間日数	日	365	366	365	365	365
し尿処理量原単位	L/人・日	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
浄化槽汚泥処理量原単位	L/人・日	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
汚泥処理量	kL	10,198	10,049	9,851	9,684	9,508
し尿	kL	3,441	3,396	3,332	3,278	3,221
浄化槽汚泥	kL	6,757	6,653	6,519	6,406	6,287

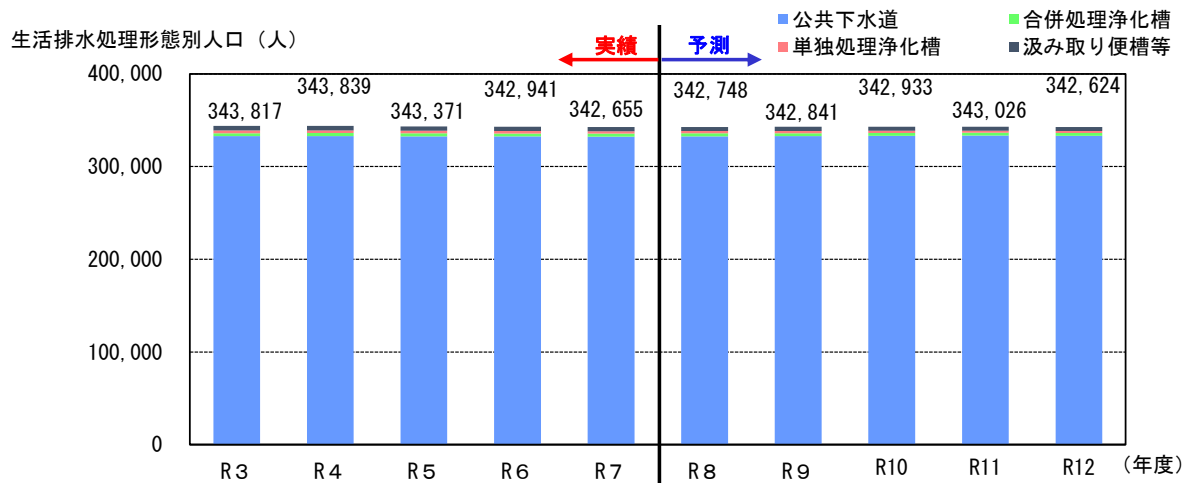


図 7-3-1 処理形態別将来人口

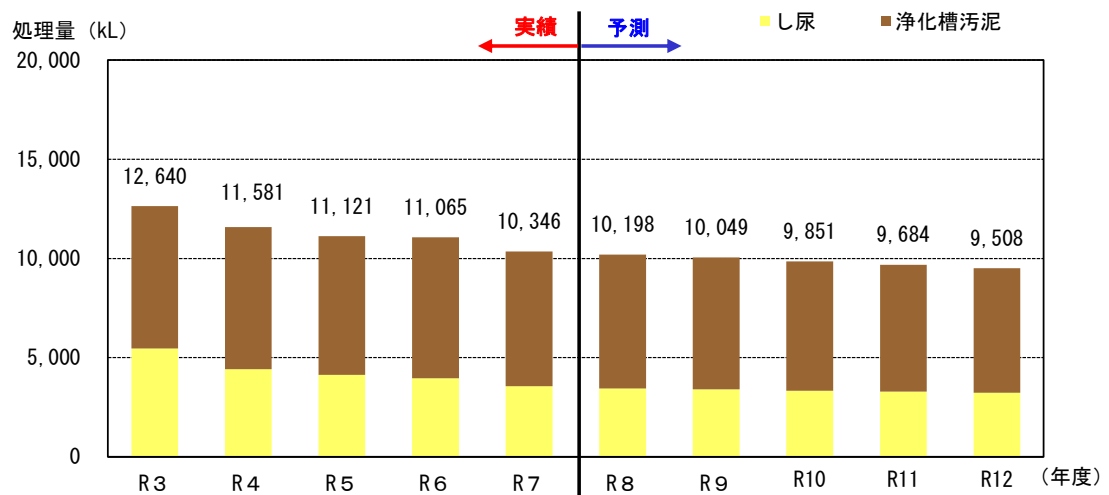


図 7-3-2 し尿等将来処理量

第4節 生活排水処理基本計画

1. 基本理念

本市は日本一の面積を有する琵琶湖に向かって開けたまちであり、長い湖岸線とそこに注ぐ大小様々な河川を有しています。本市は古来より河川や琵琶湖の水の恩恵を受けて発展してきたことから、水を守る意識が高く、また、水に関わる文化や歴史が受け継がれています。

このような「水を大切にしたい」との思いを持ち、「心ある行動」を徹底し、湖都大津の豊かな水文化と美しい水環境が創造、継続されることを目指し、市民、事業者、行政の参画、協働により取り組むことを目的とします。

基本理念

大 津 H E A R T プ ラ ン

～水を大切にしたいという思いをもった“心ある行動”の実践～

H : h e a r t	心
E : e n v i r o n m e n t	環境
A : a c t i o n	行動
R : r i v e r	河川・琵琶湖
r e s o u r c e	資源（水）
T : t o g e t h e r	協働
t o t a l s y s t e m	総合システム

2. 基本方針

基本理念に基づき、2つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針1. 施設整備の推進

基本的には公共下水道の整備を鋭意推進し、公共下水道が当分の間整備されない区域においては合併処理浄化槽の整備を促進します。

基本方針2. 啓発活動の継続・拡充

市民の水を大切にしたいという思いや近年の環境への関心の高まりに対応するため、合併処理浄化槽の必要性や水の汚れの原因となるものを流さないなどの情報を幅広く効果的に市民に提供していく必要があります。

3. 目標値の設定

生活排水処理における目標値を表 7-4-1 に示します。

表 7-4-1 生活排水処理における目標値

項目	現状 (令和 7 年度)	目標年度 (令和 12 年度)
生活排水処理率	97.9%	98.2%
し尿処理量	3,560kL	3,221kL
浄化槽汚泥処理量	6,786kL	6,287kL
し尿及び浄化槽汚泥処理量	10,346kL	9,508kL

4. 生活排水処理形態別人口の見込み

本市における生活排水処理形態別人口の見込みを表 7-4-2 に示します。

表 7-4-2 生活排水処理形態別人口の見込み

項目	単位	実績 (令和 7 年度)	目標年度 (令和12年度)
生活排水処理計画人口	人	342,655	342,624
生活排水処理人口	人	335,553	336,361
公共下水道	人	332,402	333,202
合併処理浄化槽	人	3,151	3,159
下水道計画区域内	人	2,704	2,704
下水道計画区域外	人	447	455
生活排水未処理人口	人	7,102	6,263
単独処理浄化槽	人	2,532	2,061
汲み取り便槽等	人	4,570	4,202

5. し尿及び浄化槽汚泥等処理量の見込み

本市のし尿及び浄化槽汚泥等処理量は、人口減少や公共下水道の整備により減少すると予測されます。本市におけるし尿及び浄化槽汚泥等処理量の見込みを表 7-4-3 に示します。

表 7-4-3 し尿及び浄化槽汚泥等処理量の見込み

項目	単位	実績 (令和 7 年度)	目標年度 (令和12年度)
汚泥処理量	kL	10,346	9,508
し尿	kL	3,560	3,221
浄化槽汚泥	kL	6,786	6,287

6. 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、本市の委託する業者又は本市が許可する収集運搬許可業者で行っています。

し尿及び浄化槽汚泥を速やかに、かつ衛生的に収集・運搬することを基本とし、また、収集・運搬の効率化、収集量の平準化についても考慮します。

7. 中間処理計画

2つのし尿処理施設において、収集されたし尿及び浄化槽汚泥の性状に対応した適正な処理を行います。

8. 最終処分計画

し尿処理施設の処理により発生する余剰汚泥については、引き続き、焼却処理した後、その残渣を大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場に埋立処分します。

9. 計画の推進、進捗管理

(1) 公共下水道の接続

「大津市下水道事業中期経営計画」に基づき、公共下水道の整備済み地区における未接続世帯に対して、公共下水道への接続を啓発活動等により促進します。

(2) 合併処理浄化槽への転換、維持管理

下水道計画区域外における単独処理浄化槽世帯や汲み取り便槽等世帯に対して、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、合併処理浄化槽の適正な維持管理についての啓発活動等を実施します。

(3) 生活排水対策に係る啓発

啓発パンフレットや環境学習を実施し、生活排水対策の必要性を共通認識として持ち、また、各生活排水処理施設の基本的な知識も合わせて持つよう啓発を行い、家庭から排出される汚濁物質の削減を図ります。

家庭で取り組める生活排水対策として、廃食油の適正な処理、洗剤やシャンプー等の適正な使用、目の細かいストレーナーやネット等の使用による調理くずの処理等の普及と啓発を行います。

(4) 今後の進捗管理

基本計画の実施のために必要な各年度の事業については単年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、具体的にこれを定めます。

年度ごとの計画の進捗については、その達成度や状況を適確に評価ができるように年次ごとの目標を定め、それに対する実績の推移を点検していきます。

その結果については、広く市民に対し公開し、湖都大津の豊かな水文化と美しい水環境の創造・継続へ繋げていきます。

第8章 計画の進捗管理

第1節 大津市廃棄物減量等推進審議会による進捗管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

計画の進捗状況は、「PDCAサイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返して行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出等を行うものであり、このサイクルによる計画の点検・評価は、年度ごとに実施することを基本とします。なお、本市では、「廃棄物処理法」第5条の7の規定に基づき、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第17条により「大津市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

この審議会では、一般廃棄物の発生抑制や再利用の促進等、本市のごみ処理に関する事項について審議します。市は、条例に基づく付属機関としての審議会から、本計画の進捗のチェックを受け、必要に応じてごみ処理制度に対する意見や提言を受けるものとします。

PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を図8-1-1に示します。

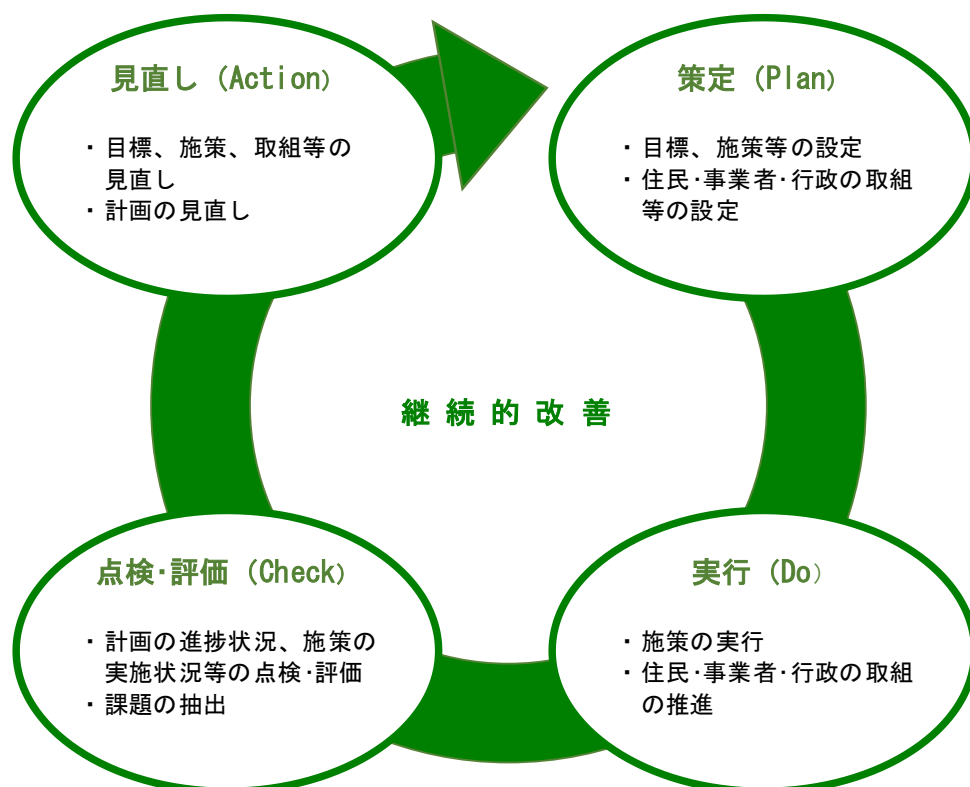


図8-1-1 PDCAサイクルに基づく計画の進行管理